

令和5年度

清掃事業概要



札幌市環境局環境事業部

この冊子は再生紙を使用しています。



このロゴは、2027年度までに札幌市が処理するごみ排出量を1人1日当たり100g減量し、政令市で一番ごみの少ないまちを目指すことを表したものです。

はじめに

札幌市では、平成30年3月に一般廃棄物処理基本計画である「新スリムシティさっぽろ計画」（以下「新スリム計画」という。）を策定いたしました。計画期間は平成30年度から令和9年度までの10年間となっております。

新スリム計画の策定時、国連では「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、環境や資源・廃棄物問題についても新たな目標が示されました。この目標は、国や札幌市の一般廃棄物処理基本計画の上位計画である「第2次札幌市環境基本計画」においても同様に位置付けられたところでもあります。

また、今後の社会を見据えると、目前に控えた人口減少と急速に進行する高齢化への対応が課題となっており、次世代により良い環境を引き継ぐためには、世界や国が目指す方向性を踏まえつつ、市民のニーズや生活スタイルなどの変化に対応しながら、ごみの減量・リサイクルの取組を進めていく必要があります。

このような背景から、新スリム計画の方向性を諮問した札幌市廃棄物減量等推進審議会では、改めて3Rの取組推進の重要性を認識し、「3Rの更なる推進」や「超高齢化社会への対応」、「事業ごみの減量に向けた取組推進」等の提言がなされたところでもあります。

新スリム計画では、こうした世界や国の動向、審議会の提言を踏まえ、今後もしサイクルの推進は維持しつつ、3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、より効果的に天然資源投入量を削減できる2R（リデュース・リユース）を優先し、更なるごみ減量・リサイクルを推進していくことといたしました。

新スリム計画は、令和4年度で計画の中間年度を迎えたことから、計画前半期の取組の評価や見直しを行う中間点検を行い、その結果を「新スリムシティさっぽろ計画中間点報告書」にまとめました。中間点検では、札幌市のごみの現状分析による減量余地のあるごみ種・ごみ量の把握や前半期に実施した新スリム計画で掲げた施策に基づく各事業の新スリム計画の目標への貢献度並びに事業の効果や課題など自己評価を行ったほか、有識者による懇話会や市民参加型のワークショップを開催し、札幌市の取組に対して様々なご意見もいただきました。

新スリム計画の基本目標に掲げた「ごみのいちばん少ないまち」の実現に向け、ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる中、新スリム計画の5つの減量目標の達成にはまだまだ厳しい状況ではありますが、中間点検の結果を踏まえて、新スリム計画の後半期も全力で取組を進めていく所存です。

本書は、清掃事業の概要及び諸統計を収録したものであり、参考資料としてご利用いただければ幸いです。

凡例

数値の単位未満、平均値及び指数などの算出方法は四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳の計とが一致しない場合がある。

目次

I 総説	1	(3) 札幌市リサイクルプラザ・札幌市リユースプラザ	32
1 札幌市のあらまし	3	(4) ごみステーションの浄化推進	33
(1) 地勢	3	(5) ごみステーションに関する規程の見直し	33
(2) 市勢	3	(6) ごみステーションの管理支援	33
2 清掃事業の沿革	3	2 ごみ処理	36
3 一般廃棄物処理基本計画	5	(1) 収集計画	36
(1) スリムシティさっぽろ計画の策定	5	(2) 収集方法等	36
(2) スリムシティさっぽろ計画（改定版）の策定	5	(3) 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）	38
(3) 新スリムシティさっぽろ計画の策定	5	(4) 家庭ごみ収集方法等に関する検討	38
(4) 新スリムシティさっぽろ計画の中間点検の実施	6	(5) 処理処分計画	39
(5) 新スリムシティさっぽろ計画の体系図	11	(6) 試験調査実施計画	40
II 清掃事業の規模	13	(7) 自己搬入	40
1 機構・事務分掌・人員配置	15	3 し尿処理	41
(1) 機構及び事務分掌	15	(1) し尿収集計画	41
(2) 職別人員配置	15	(2) し尿収集方法	41
2 施設配置図	18	(3) 浄化槽	41
3 施設の現況	19	(4) 処理計画	41
(1) 清掃事務所及び処理場管理事務所	19	4 事業系廃棄物	42
(2) し尿の下水道投入施設	19	(1) 監視指導体制	42
(3) ごみの中間処理施設	20	(2) 事業系一般廃棄物の減量施策及び処理状況	42
(4) 普及啓発施設等	21	(3) 浄化槽	45
(5) ごみの埋立処分場	21	(4) 自動車リサイクル法	45
(6) その他の施設	22	(5) 産業廃棄物の指導計画及び処理状況	45
4 車両の現況	23	(6) 特別管理産業廃棄物の適正処理	48
5 関係出資団体	23	(7) 不法投棄や野外焼却などの不適正処理対策	48
(1) 一般財団法人札幌市環境事業公社	23	5 車両整備	49
6 リサイクル団地	24	(1) 清掃車両整備計画	49
(1) 団地の位置及び面積	25	(2) 整備作業体制	49
(2) 施設の配置状況	25	6 施設整備	50
(3) 配置図	25	(1) 清掃工場等建設・整備	50
7 エコタウン事業によるリサイクル施設の整備	26	(2) ごみ埋立処分場造成・整備	50
III 令和5年度清掃事業	27	7 令和5年度清掃事業関係予算	51
1 普及啓発	29	(1) 歳入歳出額	51
(1) ごみ減量運動の推進	29	(2) 歳入歳出予算額の推移	53
(2) 清掃に関する市民意識の高揚	30		

IV 令和4年度清掃事業実績 ……………	55	V 参考資料 ……………	83
1 普及活動……………	57	1 関係規程……………	85
(1) 行事实績……………	57	(1) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例	85
(2) 集団資源回収奨励金支給実績……………	58	(2) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例	102
(3) リサイクルプラザ事業実績……………	59	(3) 令和5年度一般廃棄物処理実施計画	114
(4) リユースプラザ事業実績……………	59	(4) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例	129
(5) びん・缶・ペットボトルの選別後の量の		(5) 札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する	130
推移……………	59	(6) 札幌市浄化槽に関する規則……………	133
(6) 缶の売却額の推移……………	59	(7) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱	137
(7) 容器包装プラスチックの選別後の量の推移	60	(8) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱	140
……………	60	2 資源ごみ選別処理フロー……………	142
(8) リサイクル推進基金年度別推移……………	60	3 家庭ごみ処理手数料約33億円の使いみち	147
(9) 雑がみの選別後の量の推移……………	60	(令和4年度決算)……………	147
(10) 雑がみの売却額の推移……………	60	4 手数料の改定経過表……………	148
(11) ごみステーション浄化に関する普及・指導	61	5 札幌市清掃事業年表……………	150
状況……………	61		
(12) 出前講座「さっぽろクリーンミーティン	61		
グ」の開催件数……………	61		
(13) 苦情の処理件数……………	62		
(14) 要望の処理件数……………	62		
(15) 清掃に関する問い合わせ件数……………	63		
2 ごみ処理関係……………	64		
(1) ごみ量……………	64		
(2) 処理実績……………	68		
3 し尿処理関係……………	70		
(1) 収集……………	70		
(2) 処理……………	71		
4 清掃車両整備実績……………	71		
5 清掃車両稼働実績……………	72		
6 令和4年度清掃事業関係決算……………	74		
(1) 歳入歳出額……………	74		
(2) 歳入歳出決算額の推移……………	76		
(3) 手数料収入……………	77		
(4) ごみ種別の1トンあたりの収集・処理原価	77		
(令和4年度決算)……………	77		
(5) ごみ処理費用(企業会計的手法)の推移	78		
……………	78		
7 ごみの組成……………	79		
(1) 家庭ごみ……………	79		
(2) ピットごみ(清掃工場に搬入されたもの)	81		
……………	81		

I 総 説

1 札幌市のあらまし	3
(1) 地勢	3
(2) 市勢	3
2 清掃事業の沿革	3
3 一般廃棄物処理基本計画	5
(1) スリムシティさっぽろ計画の策定	5
(2) スリムシティさっぽろ計画（改定版）の策定	5
(3) 新スリムシティさっぽろ計画の策定	5
(4) 新スリムシティさっぽろ計画の中間点検の実施	6
(5) 新スリムシティさっぽろ計画の体系図	11

I 総 説

1 札幌市のあらまし

(1) 地勢

本市は石狩平野の南西部に位置し、東西 42.3km、南北 45.4km、総面積 1,121.26km²に及ぶ全国屈指の広大な面積を有した都市である。気象は日本海型気候に属し大陸の気象に左右されることが多い。6月下旬ころから日中暑い日もあるが、梅雨前線による長雨はほとんどないため、過ごしやすく、7月、8月は平均気温が 20℃を超える盛夏となる。冬季は積雪寒冷が特徴であり、西高東低の気圧配置のなか、気温低下が著しく、12月上旬に根雪となり、最深積雪は約 1m で、ひと冬を通しての降雪量は約 5m にも達する。

(2) 市勢

本市は明治 2 年（1869 年）に創建され、以来 150 年余、北海道開発の拠点として人口約 195 万人（全国で 5 番目）を擁する大都市として発展を遂げ、本道における行政・経済・文化の中心はもちろん、北方圏の拠点都市として国際的にも大きく発展を続けている。

令和 5 年 10 月 1 日現在で、995,320 世帯、人口 1,969,912 人である。（国勢調査ベース）

2 清掃事業の沿革

街の衛生美観については、開拓時代から特に留意されており、明治 5 年（1872 年）「往来御許しこれ無き場所へ水を流しかけ、或は不浄の品を投げ捨て、溝堀に塵芥投入俟儀相成らざること」（道路取締九則）を定めて、環境衛生に着手したことからはじまる。

明治 6 年（1873 年）には開拓使から布達が出され「当庁下これまで塵芥取捨場相定めざるをもって、川筋或は道路等へ投捨て置き候様の心得違ひ往々これあり、その不潔たるは勿論第一不体裁の儀につき、このたび左の場所、塵芥取捨場に相定め候。（中略）ただし、本文の場所へは塵芥捨場と記せし榜を置けり」とされ、ごみ捨場が設けられたことが記されている。

明治 15 年（1882 年）には「札幌市街掃除規則」が制定され市民の清掃責任範囲及び塵芥投棄場所が定められた。

明治 18 年（1885 年）には、「札幌市街道路掃除法」が制定され、「掃除の責任は現住者にあるが、区役所は塵芥を運搬するため 4 月から 10 月まで請負人を設ける。この請負人は人夫と馬車を準備し毎日市街を巡回して各戸に取りまとめてある塵芥を捨場に運搬する。住民は掃除した塵芥を桶或いは箱などに各自まとめておく」というもので、現在のごみ収集システムにはほぼ近い制度が実現している。

明治 33 年（1900 年）汚物掃除法が制定されたのに伴い、本市も全国に先がけて明治 34 年（1901 年）に札幌区汚物掃除規程を制定、ごみを計画的に運搬処理することになったのである。

し尿は明治 30 年（1897 年）し尿くみ取りを専業とする仲買人が集まり、し尿溜に貯蔵しそれを農民に売却したことがはじまりであり、昭和 5 年汚物掃除法の一部改正により、し尿の自由くみ取りを禁止して、指導業者制度をとったが、昭和 16 年に業者が経営困難となり倒産したことを機会に、施設資材の一切を市が買い取り、同年 12 月 1 日から市営にしたものである。

戦後、環境衛生の確立が市政の重点施策に掲げられ、昭和 25 年全国に先がけて「札幌市清掃条例」を制定し、清掃事業の近代化に着手したが、昭和 29 年の「清掃法」制定に伴い清掃条例も全面改正し、汚物の定義・住民の義務等を明確に定めて衛生的な生活環境を維持するための基本が確立された。さらに昭和 45 年に「清掃法」が全面改正され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」が制定されたのに伴い、昭

和 47 年に清掃条例も「札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に全部改正した。

また、平成 3 年に排出ごみの抑制及び再利用を理念に廃棄物処理法が全面改正され、この趣旨を踏まえて平成 5 年に本市条例を「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に改正し、『リサイクル型社会』の構築を目指した。

し尿については、昭和 30 年に道内初の化学的処理場（北光処理場）が完成し、以後国の積極的な財政施策のもとに化学的処理場を逐次建設し、昭和 41 年には、合計 6 か所の処理場（総処理能力 1,468kL / 日）が完成し、100%の衛生処理を実現した。

その後、昭和 41 年創成川下水処理場の完成をはじめとして、下水処理場の整備も急速に進み、水洗化が普及する中で、くみ取り量が次第に減少したため、昭和 51 年からし尿処理場を順次廃止し、下水投入に切り替えることとして、平成 5 年度クリーンセンター（手稲山口）の建設に着手し、平成 7 年 3 月から稼働している。

ごみの収集については、昭和 38 年からごみ箱収集及び賦課制手数料を廃止し、従量制手数料による持ち寄り収集制度を採用した。以来、機動力の充実、収集地域の拡張等により街の衛生美観は著しく向上した。

しかし、立会いのいらぬ収集方法や手数料無料化を望む世論が高まってきたため、昭和 45 年度から 46 年度にかけて、立会い不要のステーション収集方式に切替えた。

昭和 47 年 4 月 1 日からは一般家庭のごみ手数料の無料化を実施するとともに、未収集地域の解消につとめ、市全域を処理計画区画（作業区域）としている。

ごみの減量・資源のリサイクル推進については、平成 9 年 10 月から大型ごみの戸別収集を始めたほか（平成 10 年 1 月から有料収集）、平成 10 年 10 月からは、びん・缶・ペットボトルの資源物収集を開始し、あわせて分別の徹底や危険物の混入防止のため、中身の見えるごみ袋の使用を義務づけた。また、平成 12 年 4 月からの容器包装リサイクル法の全面施行により、同年 7 月から全市でプラスチック収集を開始し 5 分別体制へと移行した。その後、平成 13 年 4 月の家電リサイクル法の施行に伴い、家電 4 品目（テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫（平成 16 年 4 月から対象）、洗濯機、エアコン）と、資源有効利用促進法に基づき平成 16 年 3 月からは家庭用パソコンについて、事業者によるリサイクルルートが確立したことから、本市の収集対象から除外した。

一方、リサイクル思想の普及啓発を図るため、平成 10 年 10 月にリサイクルプラザ発寒工房を開設し、平成 12 年 8 月には西区に生涯学習総合センターと併設したリサイクルプラザがオープンした。

また、ごみ処理については、昭和 46 年に発寒清掃工場（後の発寒第二清掃工場：平成 14 年 3 月に廃止）が完成し、可燃ごみ焼却体制への第一歩を踏み出し、昭和 49 年に厚別清掃工場（平成 14 年 8 月に廃止）、昭和 55 年に篠路清掃工場（平成 23 年 3 月廃止）及び篠路粗大ごみ破砕工場、昭和 60 年に駒岡清掃工場、昭和 61 年に駒岡粗大ごみ破砕工場、平成 4 年に発寒清掃工場、平成 10 年に発寒破砕工場、平成 14 年 11 月には灰溶融炉を備えた白石清掃工場を整備した（灰溶融炉は平成 26 年 6 月廃止）。不燃ごみ（一部は破砕処理）や清掃工場の焼却灰等は、山本及び山口の 2 処理場で埋立処分を行っており、埋立後は、札幌の周囲約 100km を緑の帯で包む「環状グリーンベルト構想」の一環として整備を進めている。また、ごみの資源化・有効利用を促進するため、平成 2 年に紙くず・木くずなどのごみから固形燃料を生産するごみ資源化工場を整備し、選別施設として平成 10 年には中沼資源選別センター及び駒岡資源選別センター（資源選別センターの設置主体は一般財団法人札幌市環境事業公社）、平成 12 年には中沼プラスチック選別センター、平成 21 年に中沼雑がみ選別センターを整備している。

平成 6 年度から事業系廃棄物を主体としたリサイクルを図るべく東区中沼町に札幌市リサイクル団地の造成に着手し、平成 8 年度に基盤造成が終わった。平成 21 年 7 月からは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集などの新ごみルールを導入した。

3 一般廃棄物処理基本計画

(1) スリムシティさっぽろ計画の策定

札幌市は、平成 20 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を策定した。

この計画は、平成 29 年度を目標年度（計画期間：10 年間）とし、前計画のごみ量管理目標である「廃棄ごみ量」、「リサイクル率」及び「埋立処分量」について、さらに高い目標値を設定するとともに、清掃工場 1 か所廃止を目指して、新たに「焼却ごみ量」の減量を数量目標に設定した。

また、これらの高い目標の達成に向けて、ごみ減量効果を最大限に高めるため、同計画では、「雑がみ」の分別収集など、ごみ減量・リサイクルに取り組める具体的な施策をさらに拡充していくとともに、経済的な動機付けとして家庭ごみの有料化の実施を掲げた。

そして、この計画に基づき平成 21 年 7 月から「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集を含む「新ごみルール」を実施し、市民の理解と協力により焼却ごみの減量が順調に進んだことから、平成 23 年 3 月末をもって清掃工場 1 か所を廃止することができた。

(2) スリムシティさっぽろ計画（改定版）の策定

「スリムシティさっぽろ計画」に基づき実施した様々な施策により、ごみ量は大幅に減少し、札幌市のごみ排出状況は大きく変化した。

平成 24 年 7 月、札幌市は札幌市廃棄物減量等推進審議会（第 7 期）に対し、「市民力の活用」、さらには「限られた財政状況の中で最大限の効果」という 2 つの観点から計画改定の方向性について諮問し、平成 25 年 7 月、「発生・排出抑制の促進」や「生ごみ減量・資源化の促進」、「より積極的な普及啓発の展開」等の提言を盛り込んだ「スリムシティさっぽろ計画の改定について（答申）」をとりまとめた。

この答申に盛り込まれた提言の趣旨や、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性などを踏まえ、さらなるごみの減量・資源化に取り組んでいくため、平成 26 年 3 月、「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」を策定した。

同計画では、前計画のごみ量管理目標である「廃棄ごみ量（全体）」・「家庭から出る廃棄ごみ量」・「リサイクル率」・「焼却ごみ量」・「埋立処分量」に加えて、燃やせるごみの 4 割を占めていた生ごみに着目した「家庭から出る生ごみ量」を新たなごみ量管理目標に掲げた 6 つのごみ量管理目標について、平成 29 年度までの最終目標値を設定した。

これら 6 つの目標のうち、「家庭から出る生ごみ量」は平成 27 年度及び 28 年度には目標を達成した。このほかの目標についても、目標達成することはできなかったが、その多くが基準年度（平成 24 年度）と比較し、数値が向上した。

(3) 新スリムシティさっぽろ計画の策定

スリムシティさっぽろ計画（改定版）期間中に、国連では「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、環境や資源・廃棄物問題を含む取組の新たな目標が示された。また、国においては「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、リサイクルよりも優先的に行うべき 2R（リデュース・リユース）の取組をより一層進めることが示された。

一方、今後の社会を見据えると、目前に控えた人口減少と急速に進行する高齢化への対応が課題となっている。次の世代により良い環境を引き継ぐためには、世界や国が目指す方向性を踏まえつつ、市民のニーズや生活スタイルなどの変化に対応しながら、ごみ減量・リサイクルの取組を進めていく必要がある。

このような背景から、札幌市は、平成 27 年 12 月に、札幌市廃棄物減量等推進審議会（第 8 期）に対し、札幌市や国の動向、今後の社会情勢を見据えた新計画の方向性について諮問した。同審議会では、今後のごみ減量・リサイクルに取り組むべき方向性として、改めて 3R の取組推進の重要性を認識し「3

Rの更なる推進」や「超高齢社会への対応」、「事業ごみの減量に向けた取組推進」等の提言を盛り込んだ「次期札幌市一般廃棄物処理基本計画の方向性について（答申）」を平成29年7月にとりまとめた。

この答申に盛り込まれた提言の趣旨や、世界や国の動向、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」などを踏まえ、「環境首都・札幌」を目指して更なるごみの減量・リサイクルに取り組んでいくため、平成30年3月に、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定した。

新計画では、札幌市のごみ排出量（資源物も含めた家庭ごみ・事業ごみ全ての量）を1人1日当たり100g減量し、ごみ排出量の少なさで政令市トップになることを目標としている。また、前計画の管理目標であった「廃棄ごみ量全体」「家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）」「家庭から出る生ごみ量」「埋立処分量」を引き続き目標に掲げ、目標値は「ごみ排出量」の目標値として設定した水準に合わせて設定している。

(4) 新スリムシティさっぽろ計画の中間点検の実施

令和4年度に、新スリムシティさっぽろ計画が中間年度を迎えたことから、後半期の取組をより効果的なものにするため、前半期の総括として中間点検を実施した。中間点検では、札幌市のごみの現状分析による減量余地のあるごみ種・ごみ量の把握や、前半期に実施した施策に基づく各事業の目標への貢献度や事業の効果、課題など自己評価を行ったほか、有識者による懇話会や市民参加によるワークショップを開催した。これらの結果を踏まえて、前半期の課題を精査し、計画後半期に実施すべき取組の方向性の検討を行った。

【目指せいちばん！スリム目標】

ア ごみ排出量

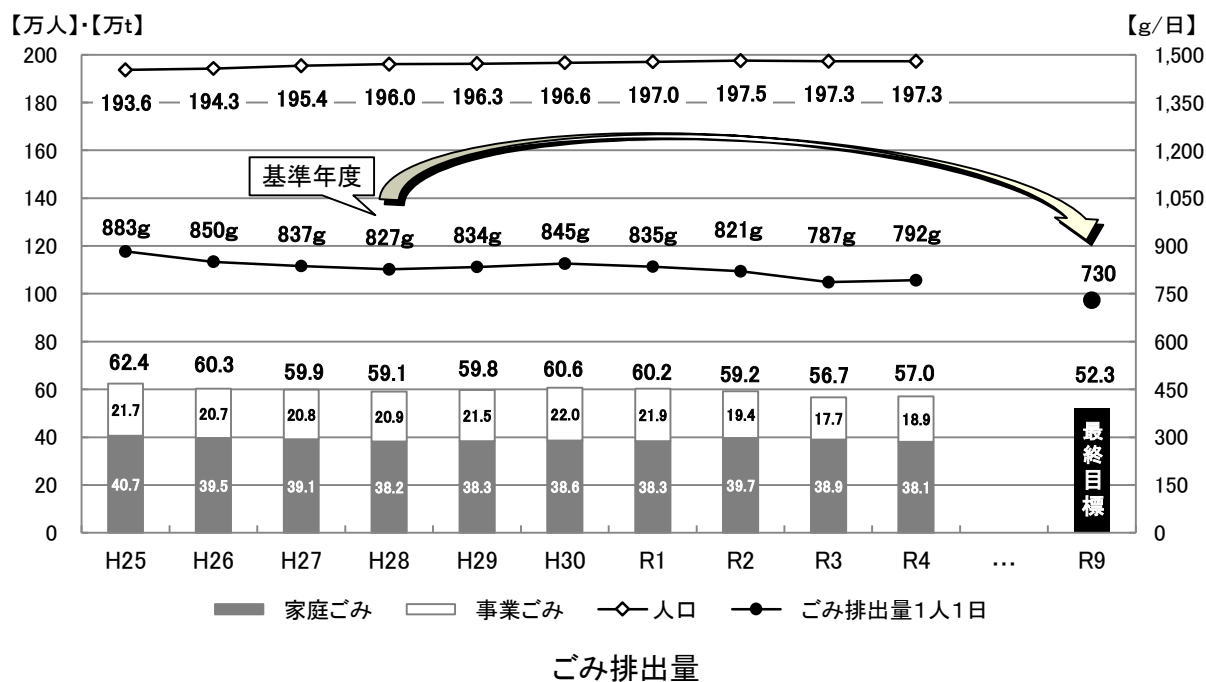
(ア) 目標

ごみ排出量 平成28年度実績（59.1万t（1人1日当たり827g））に比べ、令和9年度までに **6.8万t（1人1日当たり100g）以上減量**

※ごみ排出量：札幌市が処理する「家庭ごみ」・「事業ごみ」全ての量

(イ) 令和4年度実績

令和4年度のごみ排出量は570,456t（1人1日当たり792g）となり、平成28年度の591,462t（827g）に比べ21,006t（35g）の減少となった。



イ 廃棄ごみ量

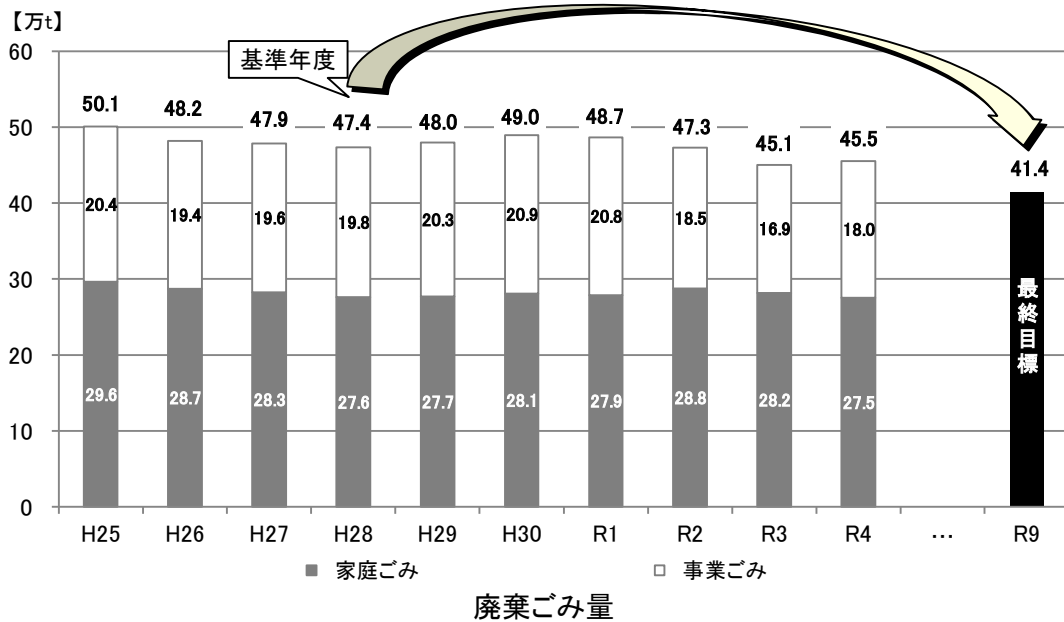
(ア) 目標

廃棄ごみ量	平成 28 年度実績 (47.4 万 t) に比べ、 令和 9 年度までに 6.0 万 t 以上減量
-------	--

※廃棄ごみ：「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」などの、資源化できず焼却処理や埋立処分しなければならないごみ

(イ) 令和 4 年度実績

令和 4 年度の廃棄ごみ量は 455,496t となり、平成 28 年度の 473,666t に比べ 18,170t の減少となった。



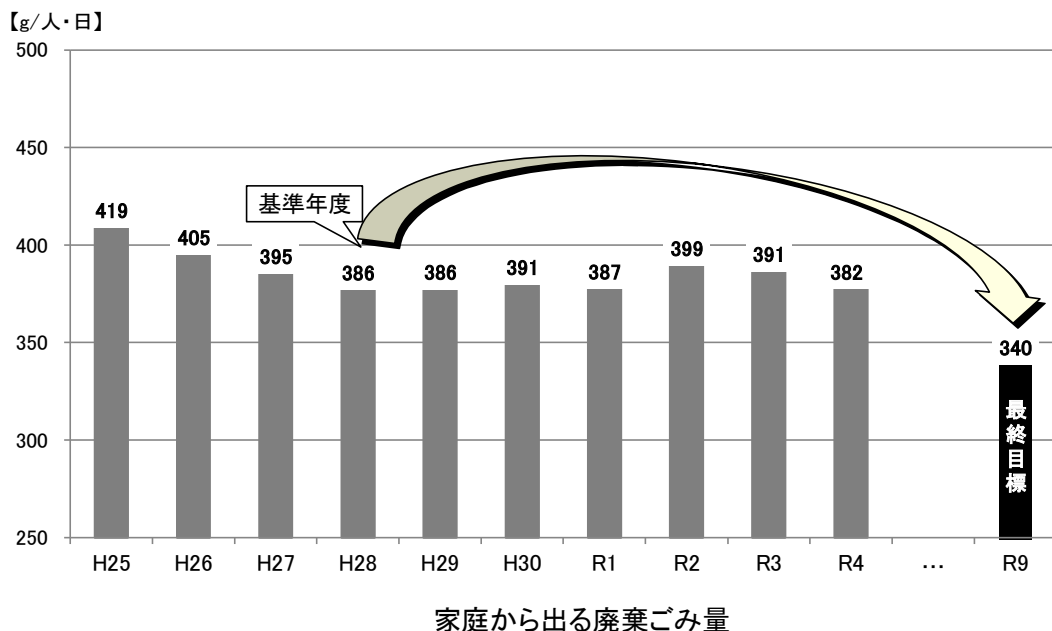
ウ 家庭から出る廃棄ごみ量

(ア) 目標

家庭から出る廃棄ごみ量 (1人1日当たり)	平成 28 年度の 386 g に対し、 令和 9 年度までに 340g以下
--------------------------	--

(イ) 令和 4 年度実績

令和 4 年度の家庭から出る 1 人 1 日当たりの廃棄ごみ量は 382g となり、平成 28 年度の 386g に比べ 3g の減少となった。



エ 家庭から出る生ごみ量

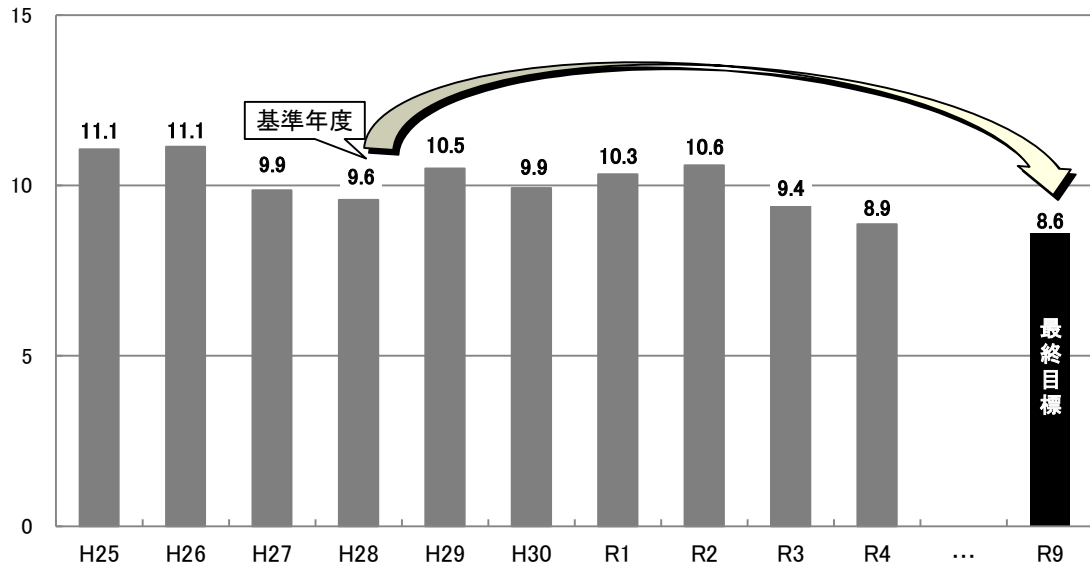
(ア) 目標

家庭から出る生ごみ量	平成 28 年度実績 (9.6 万 t) に比べ、 令和 9 年度までに 1.0 万 t 以上減量
------------	---

(イ) 令和 4 年度実績

令和 4 年度の家庭から出る生ごみ量は 88,693t となり、平成 28 年度の 95,756t に比べ 7,064t の減少となった。

【万t】



家庭から出る生ごみの量(推計値)

オ 埋立処分量

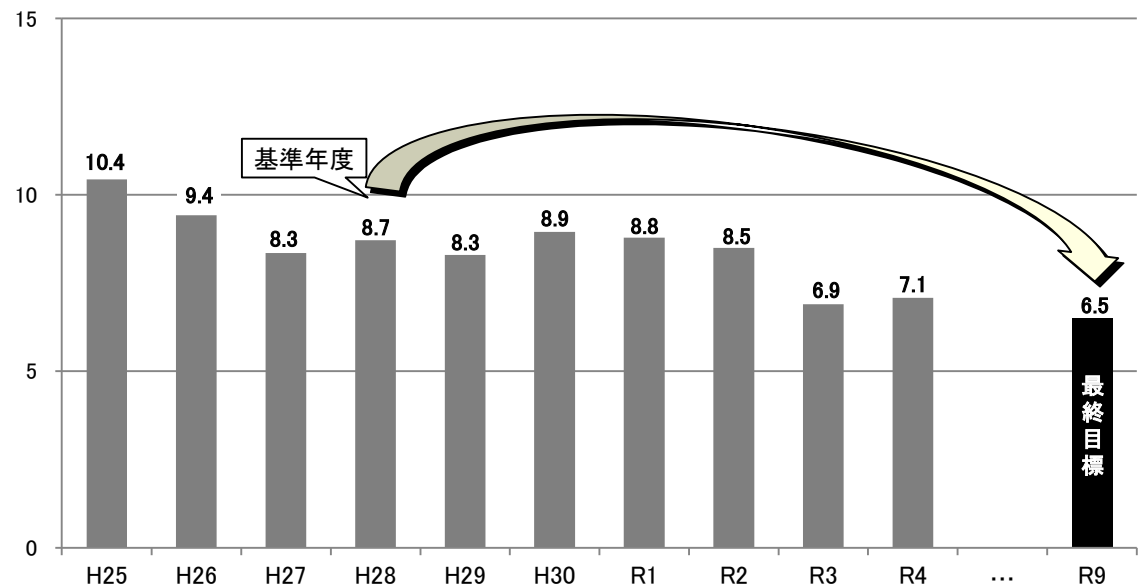
(ア) 目標

埋立処分量	平成 28 年度実績 (8.7 万 t) に比べ、 令和 9 年度までに 2.2 万 t 以上減量
-------	---

(イ) 令和 4 年度実績

令和 4 年度の埋立処分量は 70,796t となり、平成 28 年度の 87,151t に比べ 16,354t の減少となった。

【万t】



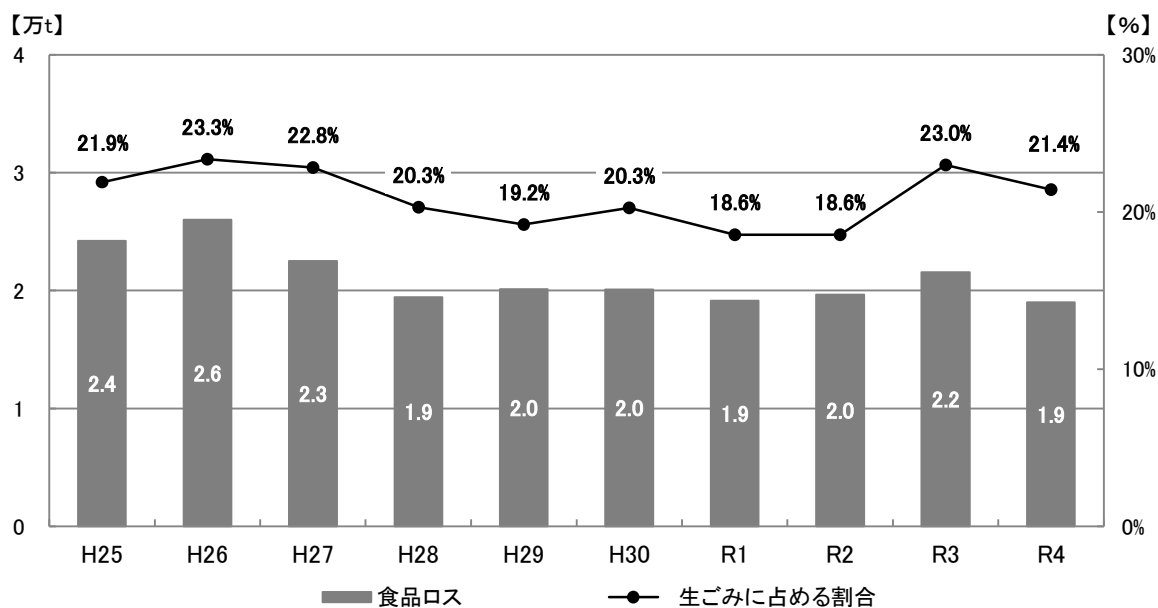
埋立処分量

【モニター指標】

「目指せいちばん！スリム目標」を達成するうえで特に重要と考えられる数値を指標として設定し、その状況を把握することによって、目標を達成するための課題の把握、施策の見直しや改善の際の参考とするための指標として設定する。

ア 家庭から出る食品ロス量

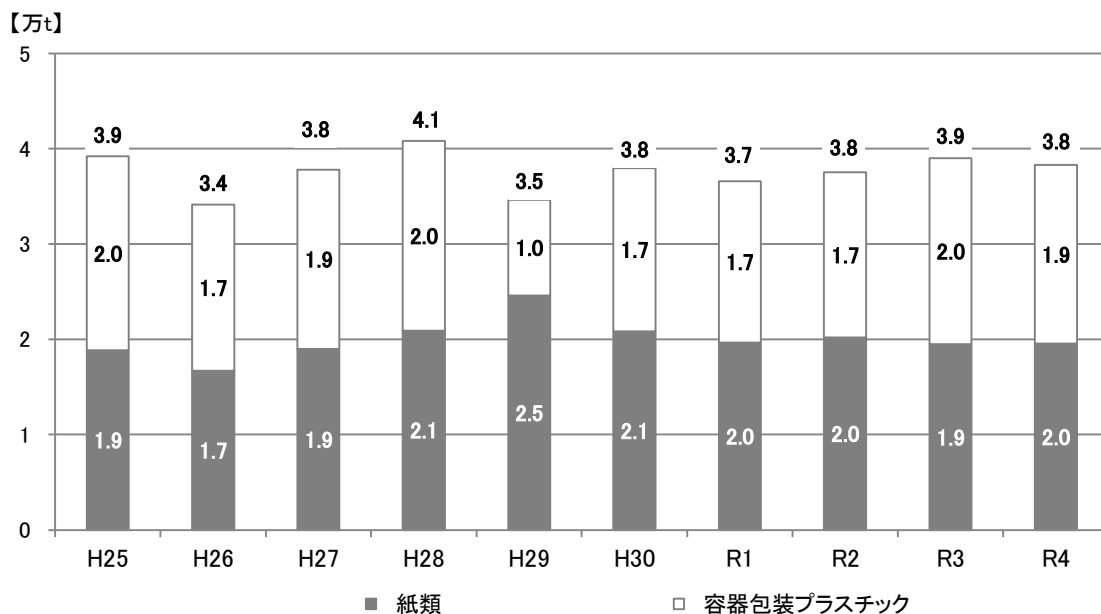
家庭から出る生ごみには、未開封品や食べ残しなどの食品ロスが多く含まれている。2Rの取組を進めるにあたり、まずは食品ロスを削減することが効果的なため、家庭から出る食品ロス量の推移を把握する。



家庭ごみの食品ロスの量(推計値)

イ 燃やせるごみに含まれる紙類と容器包装プラスチックの量

燃やせるごみの中には、分別すればリサイクル可能な紙類や容器包装プラスチックが多く含まれている。リサイクルを今まで以上に推進するためには、適切な分別が必要なため、燃やせるごみに含まれる紙類と容器包装プラスチックの量の推移を把握する。

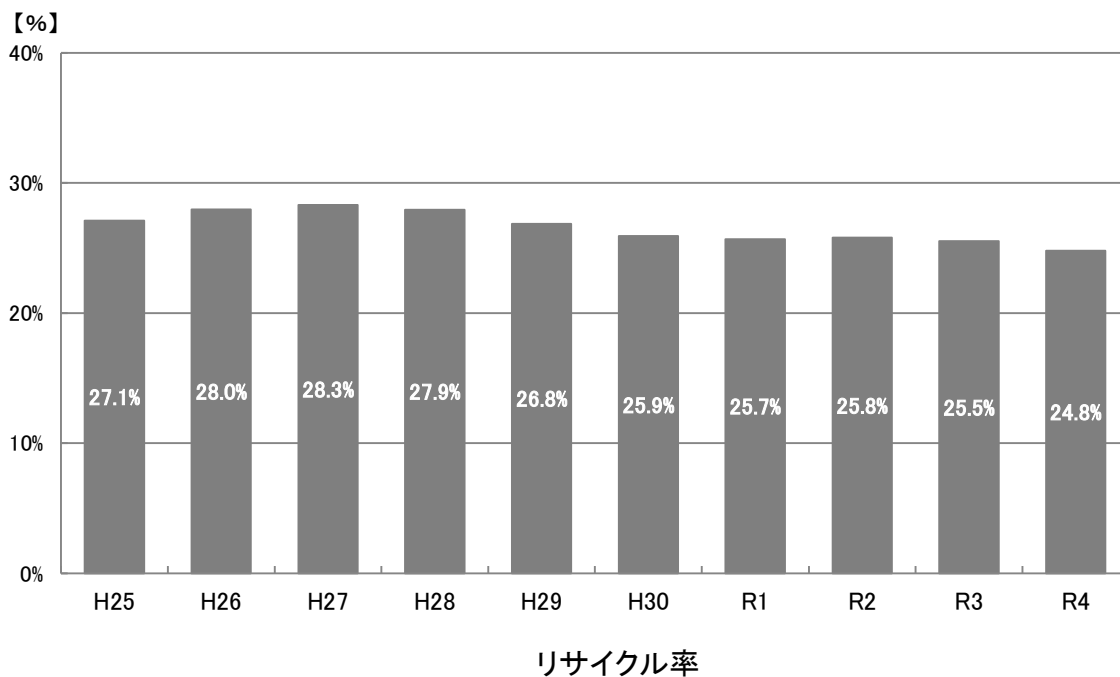


燃やせるごみに含まれる紙類と容器包装プラスチックの量

ウ リサイクル率

容器包装プラスチックや雑がみなどを分別収集してリサイクルしたり、焼却灰をセメント原料としてリサイクルするなど、ごみを資源として活用することにより、天然資源の使用を抑え、環境負荷を低減することができる。このような資源の有効利用に関する取組状況を把握するため、リサイクル率の推移を把握する。

$$\text{※ リサイクル率} = \frac{\text{リサイクル量 (集団資源回収・拠点回収量含む。)}}{\text{札幌市が処理するごみ量+集団資源回収量+拠点回収量}} \times 100$$



(5) 「新スリムシティさっぽろ計画」の体系図



※ 札幌市廃棄物減量等推進審議会

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第6条の規定により、市長の諮問に応じて廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、平成6年2月1日に「札幌市廃棄物減量等推進審議会」を設置した。学職経験者、住民・民間諸団体の代表者及び市長が必要と認める者のうちから委嘱された20人以内の委員から組織され、任期は2年となっている。

1 第1期審議会（委嘱期間：平成6年2月1日～平成8年1月31日）

平成6年2月1日に市長から「ごみ減量・リサイクル推進のための具体的な諸方策について」諮問を受けて審議し、平成8年1月25日に答申を行った。

2 第2期及び第3期審議会（委嘱期間：平成9年3月24日～平成13年3月23日）

平成9年12月12日に市長から「新たな時代に対応した清掃事業のあり方について」諮問を受けて審議し、新しい一般廃棄物処理基本計画「さっぽろごみプラン21」の策定を行うための基本的な方向として、平成11年5月31日に答申を行った。

3 第4期及び第5期審議会（委嘱期間：平成17年2月15日～平成21年2月14日）

平成17年2月、第4期審議会委員（公募委員2人を含む20人）を委嘱し、現行の「さっぽろごみプラン21」をどのように改定すべきか、また家庭ごみの有料化について、その実施の是非を含めて、どのように位置づけることが適当であるか、さらにその具体的な制度内容はどうかについて、市長からの諮問を受けた。平成18年度は、ごみ減量リサイクル施策と有料化問題を一体として検討する必要があることから、これまでの「家庭ごみ有料化検討部会」と「起草委員会」の機能を合体した「作業部会」を設置し、「審議会本会議」とともに十分な議論を行った。審議会では、本会議などで議論を行うとともに、市民意見交換会や公聴会、シンポジウムを開催した。そこでの市民意見を踏まえ、平成19年3月28日に答申を行った。

4 第6期審議会（委嘱期間：平成21年11月12日～平成23年11月11日）

平成21年11月、第6期審議会委員（公募委員2人を含む20人）を委嘱し、「スリムシティさっぽろ計画」に掲げたごみ管理目標や施策の進ちょく状況について、外部組織による客観的な視点から点検・評価を行うために設置されたもので、「新ごみルール」開始後2年の状況を踏まえた「スリムシティさっぽろ計画」の進ちょく状況についての評価報告書を取りまとめた。

5 第7期審議会（委嘱期間：平成24年7月25日～平成26年7月24日）

平成24年7月、第7期審議会委員（公募委員2人を含む14人）を委嘱し、「市民力の活用」、さらには「限られた財政状況の中で最大限の効果」という2つの観点を考慮し、計画改定の方向性について審議するよう市長からの諮問を受けた。第6期審議会の評価を踏まえ、「発生・排出抑制」「生ごみ減量・資源化」の2つのグループ会議を設置して個別の課題について集中的に検討するなど、1年にわたる審議を経て、平成25年7月16日に答申を行った。

6 第8期審議会（委嘱期間：平成27年12月15日～平成29年12月14日）

平成27年12月、第8期審議会委員（公募委員2人を含む14人）を委嘱し、平成30年度以降の一般廃棄物処理基本計画の方向性について諮問を受けた。「2R」「資源化」の2つのグループ会議を設置して集中的に議論するなど、1年半にわたる審議を経て、平成29年7月21日に答申を行った。

Ⅱ 清掃事業の規模

1	機構・事務分掌・人員配置	15
	(1) 機構及び事務分掌	15
	(2) 職別人員配置	15
2	施設配置図	18
3	施設の現況	19
	(1) 清掃事務所及び処理場管理事務所	19
	(2) し尿の下水道投入施設	19
	(3) ごみの中間処理施設	20
	(4) 普及啓発施設等	21
	(5) ごみの埋立処分場	21
	(6) その他の施設	22
4	車両の現況	23
5	関係出資団体	23
	(1) 一般財団法人札幌市環境事業公社	23
6	リサイクル団地	24
	(1) 団地の位置及び面積	25
	(2) 施設の配置状況	25
	(3) 配置図	25
7	エコタウン事業によるリサイクル施設の整備	26

II 清掃事業の規模

1 機構・事務分掌・人員配置

(1) 機構及び事務分掌

環境局の清掃事業に関し、計画部門と事業部門、施設部門を統括する「環境事業部」を設置している。

計画部門として、庶務・経理・人事関係の事務を「総務課」が、各施策の企画、調査及び統括調整、家庭廃棄物の減量・資源化に係る普及啓発の事務を「循環型社会推進課」が担当している。

事業部門である清掃事業担当部には、本庁2課（業務課・事業廃棄物課）を、外郭職場としてごみ収集及び運搬を担当する6清掃事務所（中央、北、東、白石、豊平・南、西）を設置している。また、施設部門である施設担当部及び施設建設担当部には、本庁2課（施設管理課・施設整備課）と担当課長（施設建設担当課長）を、外郭職場としてごみの受入れ及び埋立処分等を担当する処理場管理事務所を、ごみの受入れ及び焼却処分を担当する3清掃工場（発寒・駒岡・白石）を設置し、16課1担当課長、31係22担当係長の体制をもって清掃事業を運営している。

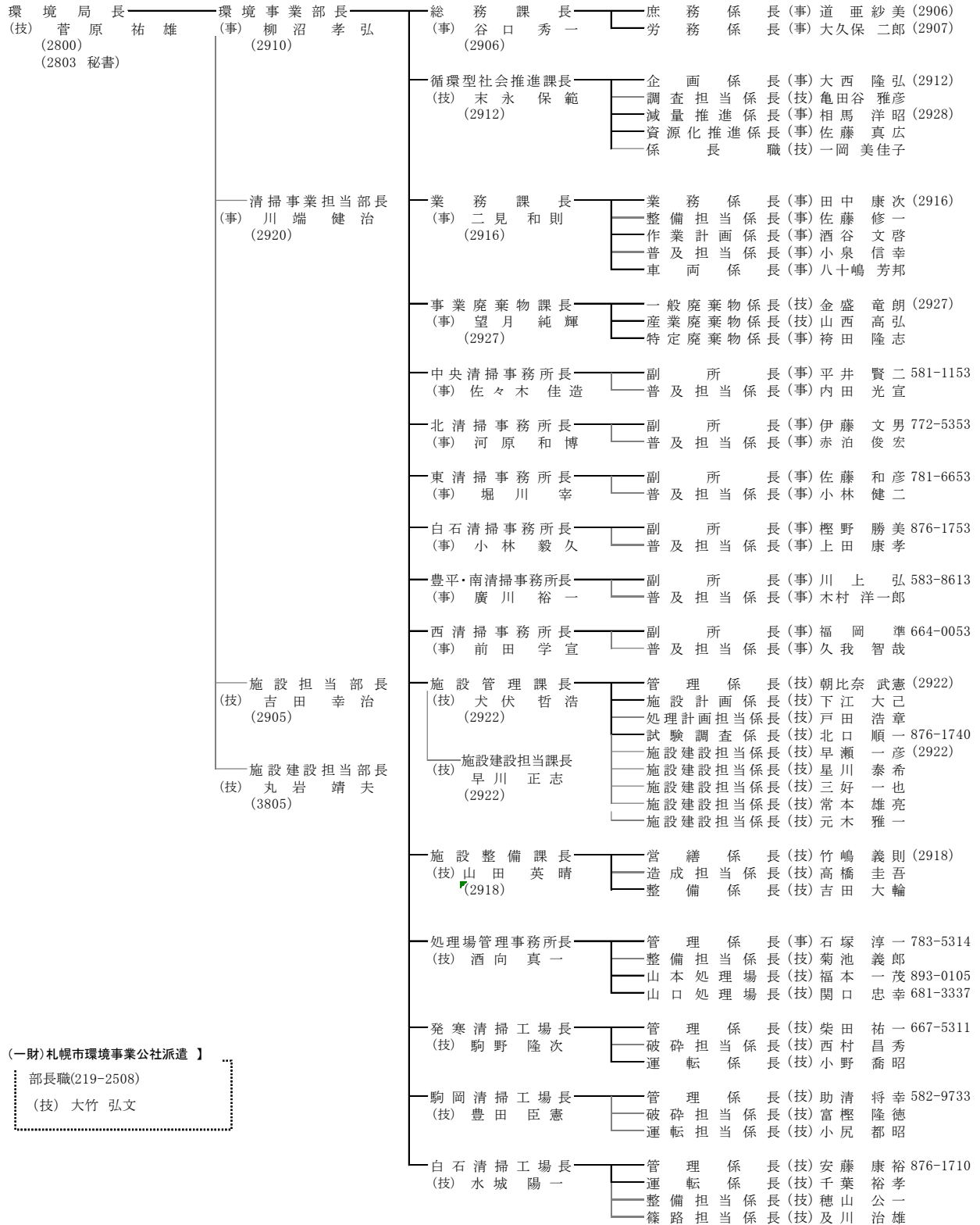
(2) 職別人員配置

職員定数は703人となっており、このうち事務・技術職員は199人(28%)で、現業職員は504人(72%)である。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく環境衛生指導員（27人）、本市条例に定める事項を指導する清掃指導員（552人）を置き、清掃事業の適切な運営を図っている。

（令和5年10月1日現在）

機 構



【(一財)札幌市環境事業公社派遣】
部長職(219-2508)
(技)大竹 弘文

(令和5年10月1日現在)

事務分掌

【総務課】

- 1 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- 2 環境行政の総合調整に関すること。
- 3 環境事業部及び環境都市推進部に所属する職員の労務改善に関すること。
- 4 環境事業部及び環境都市推進部の業務委託に係る契約に関すること。
- 5 札幌市環境事業公社との連絡調整の総括に関すること。
- 6 部内及び環境都市推進部の経理に関すること。
- 7 局内他部及び部内他課所の主管に属しないこと。

【循環型社会推進課】

- 1 循環型社会推進に係る企画、調査及び総括調整に関すること。
- 2 一般廃棄物処理に係る基本計画及び実施計画に関すること。
- 3 廃棄物減量等推進審議会の庶務に関すること。
- 4 家庭廃棄物処理手数料に係る事務に関すること。
- 5 家庭廃棄物の減量・資源化施策の企画及び推進に関すること。
- 6 家庭廃棄物の減量・資源化に係る普及啓発及び実践活動への支援に関すること。

【業務課】

- 1 家庭廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の収集運搬に係る調査研究及び計画の策定に関すること。
- 2 家庭廃棄物の処理に係る普及啓発及び住民組織等との連絡調整に関すること。
- 3 車両の管理及び整備に関すること。
- 4 車両事故の処理に関すること。
- 5 課所管施設の維持管理に関すること。
- 6 各清掃事務所との連絡調整に関すること。

【事業廃棄物課】

- 1 事業活動に伴う廃棄物を排出する事業者の指導監督に関すること。
- 2 廃棄物処理業の許可及び廃棄物再生利用業の指定並びにこれらの指導監督に関すること。
- 3 廃棄物処理施設に係る許可及び指導監督に関すること。
- 4 廃棄物処理施設設置等評価委員会の庶務に関すること。
- 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。
- 6 浄化槽法に関すること。
- 7 不法投棄対策に係る総括調整に関すること。
- 8 たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱防止対策の総括調整並びに歩行喫煙の規制指導に関すること。

【各清掃事務所（中央、北、東、白石、豊平・南、西）】

- 1 家庭廃棄物の収集及び運搬に関すること。
- 2 清掃指導に関すること。

- 3 不法投棄等の防止及び処理に関すること
- 4 事務所の維持管理に関すること。

【施設管理課】

- 1 清掃施設の管理の総括に関すること。
- 2 清掃施設の計画及び設置等に関すること。
- 3 廃棄物処理の調整に関すること。
- 4 廃棄物処理の調査研究及び廃棄物処理施設の検査に関すること。
- 5 廃棄物空気輸送管路施設に関すること。
- 6 中沼プラスチック選別センター及び中沼雑がみ選別センターに関すること。
- 7 処理場管理事務所及び各清掃工場との連絡調整に関すること並びにこれらの主管に属しないこと。

【施設整備課】

- 1 清掃施設の工事等に関すること。
- 2 清掃施設の保守整備に関すること。
- 3 清掃工場の定期整備等の設計・発注に係る調整に関すること。
- 4 清掃施設の整備計画の調整に関すること。

【処理場管理事務所】

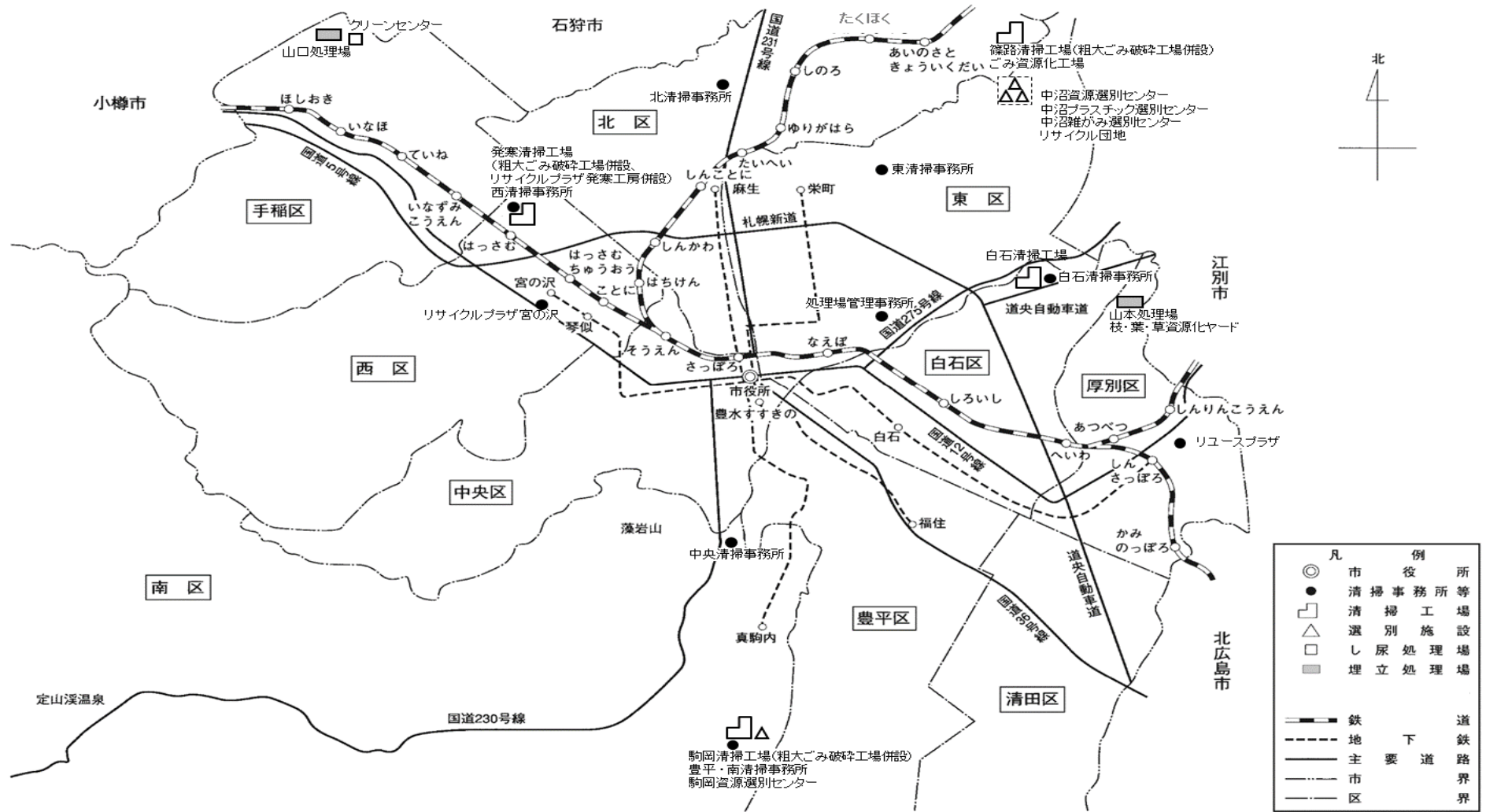
- 1 廃棄物（し尿を除く。）の受入れ及び埋立処分に関すること。
- 2 埋立地（排水処理施設を含む。）の整備及び維持管理並びに埋立地の跡地整備等に関すること。
- 3 し尿の収集運搬及び受入れに関すること。
- 4 事務所等の維持管理に関すること。

【各清掃工場（発寒、駒岡、白石）】

- 1 廃棄物（し尿を除く。）の受入れ及び焼却処分に関すること。
- 2 発電所の運転に関すること。
- 3 余熱の使用及び供給に関すること。
- 4 粗大ごみ破碎施設の運転に関すること。
- 5 工場施設の維持管理に関すること。
- 6 旧篠路清掃工場施設の維持管理に関すること（白石に限る。）。)
- 7 ごみ資源化工場に関すること（白石に限る。）。)

(令和5年10月1日現在)

2 施設配置図 (※篠路清掃工場焼却施設はH23.3末に廃止し、破碎工場のみ継続稼働中)



3 施設 の 現 況

清掃施設の整備拡充は、一般公共施設のような行政効果が市民に直接的に反映するということが少ない反面、多額の財政負担を伴うという極めて困難な背景の中で、市民の環境を守り清掃事業の向上促進を図るため、毎年鋭意努力を重ねているところである。

(1) 清掃事務所及び処理場管理事務所

都市の発展に合わせて、作業の起点となる6清掃事務所及び処理場管理事務所を配置し、年々増加する清掃作業に対処し市民生活の向上を図るとともに、職員の職場環境の改善を図っている。

(主な施設)

事務所、運転手業務員詰所、車庫、倉庫、管理住宅、浴場、洗濯工場、タイヤ庫等。

施設名	所在地	敷地面積	建築構造	延床面積	竣工年月	開設年月
中央清掃事務所	南区南30条西8丁目7-1	8,225m ²	鉄筋コンクリート造2階建	878m ²	昭和59年12月(改築)	昭和36年12月
北清掃事務所	北区屯田町990-3	18,923m ²	木造モルタル2階建	781m ²	昭和51年10月(移築)	昭和37年12月
東清掃事務所	東区丘珠町873-1	15,360m ²	木造モルタル2階建	776m ²	昭和51年10月	昭和51年10月
白石清掃事務所	白石区東米里2170-1	白石工場に併設	鉄筋コンクリート2階建	1,402m ²	平成15年7月(移築)	昭和43年5月
豊平・南清掃事務所	南区真駒内602	駒岡工場に併設	鉄筋コンクリート造3階建	駒岡工場に併設	昭和60年11月	昭和60年12月
西清掃事務所	西区菟寒15条14丁目2-1	10,000m ²	鉄筋コンクリート造2階建	816m ²	昭和59年12月(新築)	昭和40年3月
処理場管理事務所	東区東苗穂2条2丁目2-1	7,380m ²	木造モルタル2階建	847m ²	昭和53年11月(移築)	昭和49年4月

(2) し尿の下水道投入施設

し尿処理場は、昭和41年に6処理場1,468kL/日をもって100%衛生処理を達成した。以来、下水道の整備普及に伴い、昭和51年3月に北光処理場を皮切りに、順次各処理場を廃止し、平成7年3月に中沼処理場の廃止をもって全てのし尿処理場を廃止した。し尿処理場に代わる新たな施設として、し尿の下水道投入施設である「クリーンセンター」が平成7年3月に竣工して処理を行っている。また、平成28年10月から石狩市・当別町のし尿受入を開始し、近隣市町村との連携に取り組んでいる。

施設名	所在地	敷地面積	建築構造	建築面積	延床面積	処理能力	供用開始年月
クリーンセンター	手稲区手稲山口318	8,332m ²	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建	1,488m ²	2,174m ²	100m ³ /日	平成7年3月

(3) ごみの中間処理施設

本市のごみ焼却施設は昭和46年に発寒第二清掃工場、昭和49年に厚別清掃工場、昭和55年に篠路清掃工場、昭和60年に駒岡清掃工場、平成4年に発寒清掃工場、平成14年に白石清掃工場が竣工している。これらのうち、発寒第二清掃工場及び厚別清掃工場は白石清掃工場の竣工に合わせ平成14年に廃止された。また、平成21年7月の家庭ごみ新ごみルール（有料化等）施行後の焼却ごみ量の減少を受け、平成23年3月末をもって篠路清掃工場を廃止とした。現在の処理能力は、駒岡・発寒・白石の3工場で日量2,100トンとなっており、粗大ごみの処理のため発寒、篠路、駒岡の清掃工場に併設した破碎施設が稼働している。

また、資源ごみの処理施設として、ごみ資源化工場では事業系の木くず、紙くず等を原料に固形燃料（RDF）の製造を行っているほか、各選別施設では分別収集された「容器包装プラスチック」、「びん・缶・ペットボトル」、「雑がみ」の異物除去等の選別を行っている。このほか、「枝・葉・草」については、山本処理場の埋立終了区画を利用したヤードにおいて、堆肥化等に向けた試験運用を行っている。

	名 称	処 理 能 力	所在地	敷地面積	構造・規模等	竣工年月
焼却施設	発寒清掃工場	600t/24h (300t/24h×2炉)	西区発寒15条14丁目1-1	(注2) 23,896m ²	SRC造ほか、地下2階・地上6階建(工場棟) 建築面積6,853m ² 延床面積23,691m ²	平成4年11月
	篠路清掃工場(注1)	—	北区篠路町福移153	169,635m ²	SRC造ほか、地下2階・地上6階建(工場棟) 建築面積8,126m ² 延床面積17,822m ²	昭和55年12月
	駒岡清掃工場	600t/24h (300t/24h×2炉)	南区真駒内602	59,430m ²	SRC造ほか、地下2階・地上7階建(工場棟) 建築面積7,182m ² 延床面積20,986m ²	昭和60年11月
	白石清掃工場	900t/24h (300t/24h×3炉) 併設灰溶融施設(注3)	白石区東米里2170-1	(注4) 100,564m ²	SRC造ほか、地下1階・地上7階建(工場棟) 建築面積16,839m ² 延床面積47,345m ² ※管理棟、灰溶融棟面積を含む	平成14年11月
粗大ごみ破碎施設	発寒破碎工場 (リサイクル工房併設)	150t/5h 〔回転 100t/5h ×1基〕 〔剪断 50t/5h ×1基〕	西区発寒15条14丁目2-30	12,214m ²	SRC造一部S造、地下1階・地上4階建建築面積 6,423m ² 延床面積11,512m ² (内リサイクル工房511m ²)	平成10年9月
	篠路清掃工場併設 粗大ごみ破碎工場	150t/5h 〔回転 100t/5h ×1基〕 〔剪断 50t/5h ×1基〕	(篠路清掃工場敷地内)		S造一部RC造、平屋一部2階建 建築面積2,723m ² 延床面積3,991m ²	昭和55年12月
	駒岡清掃工場併設 粗大ごみ破碎工場	200t/5h 〔回転 50t/5h ×1基〕 〔剪断 75t/5h ×2基〕	(駒岡清掃工場敷地内)		S造一部RC造、地下1階・地上4階建 建築面積7,721m ² 延床面積11,514m ²	昭和61年2月
資源化施設	ごみ資源化工場	200t/日	(篠路清掃工場敷地内)		S造一部RC造、地上2階建 建築面積4,200m ² 延床面積6,438m ²	平成2年3月
選別施設	中沼プラスチック選別センター (容器包装プラスチック)	82.6t/日	東区中沼町45-11	8,744m ²	S造一部SRC造、地上2階建 建築面積4,220m ² 延床面積8,374m ²	平成12年6月
	中沼資源選別センター (びん・缶・ペットボトル)	110t/8h (36.7t/8h ×3系列)	東区中沼町45-24 運営主体札幌市環境事業公社	16,100m ²	S造、地上2階建 建築面積4,666m ² 延床面積7,187m ²	平成10年9月
	駒岡資源選別センター (びん・缶・ペットボトル)	77t/8h (38.5t/8h ×2系列)	南区真駒内129-30 運営主体札幌市環境事業公社	9,913m ²	S造、地上2階建 建築面積3,117m ² 延床面積5,291m ²	平成10年9月
	中沼雑がみ選別センター	85t/6h	東区中沼町45-19	19,885m ²	S造一部RC造、地下1階・地上2階建 建築面積3,476m ² 延床面積4,977m ²	平成21年7月(注5)

(注1) 篠路清掃工場は平成23年3月末廃止(同一敷地内の粗大ごみ破碎工場・ごみ資源化工場は継続稼働中) (注2) 旧発寒第二工場用地を含む (注3) 灰溶融施設は平成26年6月末に廃止

(注4) 白石清掃事務所用地含む (注5) 供用開始年月

(4) 普及啓発施設等

不用品の有効活用とリサイクル意識の向上・定着を図るための拠点施設としてリサイクルプラザを設置することとし、平成10年10月、発寒破碎工場に併設して「リサイクルプラザ発寒工房」を開設した。その後、平成12年8月、地下鉄宮の沢駅に直結する生涯学習総合センターに、展示・交流施設「リサイクルプラザ宮の沢」を開設し、リユース品の展示・提供、リサイクル情報の提供、体験教室の開催等の機能を移転した。

また、平成21年4月、厚別清掃工場跡地に「リユースプラザ」を開設した。

施設名	所在地	敷地面積	建設構造	延床面積	開設年月
リサイクルプラザ発寒工房	西区発寒15条14丁目2-30 (発寒破碎工場に併設)	12,214m ²	SRC造(一部S)地下1地上4階	1階の一部511m ²	平成10年10月
リサイクルプラザ宮の沢	西区宮の沢1条1丁目1-10 (生涯学習総合センター内)	11,921m ²	SRC造(一部RC)地下1地上6階	1,2階の一部352m ²	平成12年8月
リユースプラザ	厚別区厚別東3条1丁目1-10	1,675 m ²	S造 平屋建	床面積560 m ²	平成21年4月

(5) ごみの埋立処分場

燃やせないごみ及び清掃工場焼却灰については、山本処理場、山口処理場の2か所で順次造成を行いながら埋立処分を行っている。平成27年度に山本処理場(山本東地区)の造成を完了し、現在は山本処理場(東米里西地区)の基盤整備を行うとともに、ごみの減量を進め、既存の埋立地の延命化を図っている。

なお、山口処理場(第3山口地区)の未造成地(Eブロック)を北海道新幹線トンネル工事から発生する対策土の受入地として令和3年6月に所管換した。

また、次期埋立地となる(仮称)北部事業予定地の基盤整備を令和4年度に開始した。

施設名称	山本処理場					山口処理場		
	地区	山本地区+山本北地区+山本東地区+東米里地区			東米里西地区	第2山口	第3山口	
所在地	厚別区厚別町山本1065他					手稲区手稲山口364他		
総面積	2,328,000m ²					359,000m ²	242,000m ²	435,000m ²
埋立面積	1,406,400m ²					206,800m ²	169,300m ²	293,200m ²
造成開始年度	昭和58年度					平成10年度	昭和59年度	平成7年度
埋立開始年度	昭和59年度					—	昭和61年度	平成9年度
全体容量	10,930,000m ³					1,422,000m ³	2,053,000m ³	3,007,000m ³
令和3年度末残容量 (未造成含む)	818,000m ³					1,422,000m ³	平成11年度に埋立終了済	536,000 m ³
排水処理施設	施設区分	山本	山本北	山本東	東米里	東米里西	手稲水再生プラザへ圧送(最大400m ³ /日) ※水質改善に伴い、11年度に一次処理施設を廃止。	第3山口
	竣工年月	昭和59年3月	平成5年3月	平成9年12月	昭和63年3月	平成12年3月		平成8年8月
	処理能力	300m ³ /日	500m ³ /日	600m ³ /日	250m ³ /日	500m ³ /日		600m ³ /日
	処理方式	回転円板(各施設) + 脱窒素処理(共通1400m ³ /日:平成17年完成) + 凝集沈殿(同上) ※山本は一部、厚別水再生プラザへ圧送。			回転円板 + 凝集沈殿	回転円板 + 凝集沈殿 + 砂ろ過		回転円板 + 凝集沈殿

(6) その他の施設

ア 清掃事業資料室

昭和 50 年から厚別清掃工場内に札幌市の清掃事業の歴史がわかる貴重な道具や写真を展示する清掃事業資料室を開設し、見学者に開放してきたが、同工場の廃止に伴い、資料室を平成 14 年 12 月に新たに完成した白石清掃工場に移転するとともに、内容の充実を図った。明治から現在までの札幌市の清掃の歴史を展示しているほか、清掃工場の仕組みやごみ処理の流れを示したパネルなどがあり、札幌市の清掃事業をわかりやすく紹介している。

4 車両の現況

令和5年度清掃車両定数（令和5年10月1日現在）は総計143台で、配置は次のとおりである。

令和5年度清掃車両配置表（かっこ内は令和5年度更新予定台数）

用途別 事務所等の別	ごみ 収集車		その他 車両		総計	
		うち次世代 自動車		うち次世代 自動車		うち次世代 自動車
中央清掃事務所	12 (2)	6	5	4	17 (2)	10
北清掃事務所	12	12	5 (1)	4	17 (1)	16
東清掃事務所	12 (2)	9	5	3	17 (2)	12
白石清掃事務所	11	9	6	5	17	14
豊平・南清掃事務所	12 (2)	7	9	7	21 (2)	14
西清掃事務所	12	10	6	4	18	14
処理場管理事務所			16 (1)	6	16 (1)	6
清掃工場			11 (2)	2	11 (2)	2
事業廃棄物課			1		1	
施設管理課			1		1	
業務課車両係			7 (1)	3	7 (1)	3
計	71 (6)	53	72 (5)	38	143 (11)	91

5 関係出資団体

(1) 一般財団法人札幌市環境事業公社

都市廃棄物の適正な処理の形態を維持することにより、市民生活における快適な環境の確保を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に財団法人札幌市環境事業公社を設立した。

ア 設立年月日 平成2年4月1日

イ 基本財産 40,000千円(令和5年10月1日現在)

(出資内訳) 札幌市 20,000千円
 一般社団法人札幌建設業協会 10,000千円
 一般財団法人札幌市環境事業公社 10,000千円

ウ 事業内容

(ア) 定款に定めるもの

- a 廃棄物の適正処理及び再資源化等の調査研究・普及啓発に関する事業
- b 廃棄物の処理、処分及び再資源化に関する事業
- c 廃棄物の収集運搬に関する事業
- d 廃棄物処理施設等の計画立案、建設、維持管理、運営及び有効利用等に関する事業
- e その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(イ) 具体的内容（令和5年度計画）

- a 調査啓発事業
 - (a) 剪定枝等の受入状況調査
 - (b) 事業系紙おむつのリサイクルに関する調査
 - (c) リサイクルに係る広報活動、環境保全に係るイベントへの出展及び協賛等の広報活動
- b 不燃用ブリペイド袋リサイクル事業
- c 資源化事業
 - (a) 剪定枝等処理事業
 - (b) びん・缶・ペットボトル選別事業
- d 施設管理受託事業
 - (a) ごみ資源化工場ほか施設管理事業
 - (b) 中沼プラスチック選別センター施設管理事業
 - (c) 中沼雑がみ選別センター施設管理事業
 - (d) 札幌市リサイクル団地管理事業
 - (e) 大型ごみ収集センター管理運営事業
- e 事業系ごみ収集運搬事業

6 リサイクル団地

産業廃棄物は排出者責任のもと処理されるものであるが、処理施設は住民の反対、各種規制等により設置が困難となってきており、一方では広域移動の増大と不法投棄による環境汚染が発生している。

本市においても、市域内から発生する建設系廃棄物が大量に近郊市町村に流出し、不適正なかたちで処理された経緯があることから、公共関与によるリサイクルを中心とした処理施設の安定的な供給や適正処理の推進を図る必要が生じた。

この対策として、本市の事業系廃棄物の適正処理、リサイクル処理の中核となるモデル的な処理施設群を形成するリサイクル団地を全国に先がけ、公共（本市）、民間業者、排出事業者が一体となって整備することとしたものである。この団地整備事業に対しては、平成7年9月に特定施設整備促進法に基づく特定周辺整備地区の指定を、同年12月に特定施設の認定をそれぞれ国から受けている。

平成6年度においては、リサイクル団地の管理運営を行う㈱札幌リサイクル公社を設立したほか、基盤造成工事に着手し、平成7年度には、前年度に引き続き基盤造成工事を実施するとともに一部民間処理施設が事業を開始、平成8年度には団地の基盤造成工事が完了した。その後、平成9年度に建設系廃材リサイクルセンター及び生ごみリサイクルセンター、平成10年度に資源物選別センター、平成11年度にペットボトルのフレーク化・シート化施設、平成12年度にプラスチック油化施設とプラスチック選別センター、平成16年に剪定枝等のリサイクル施設等が操業して団地全体の整備が完了した。

平成20年9月に㈱札幌リサイクル公社が解散したため、同年10月からリサイクル団地の管理運営は札幌市が行っている。また、建設系廃材リサイクルセンター及び剪定枝等のリサイクル施設は雑がみ選別センターとして再整備し、平成21年7月から操業を開始した。平成23年1月にはプラスチック油化施設を運営する法人が解散し、施設を撤去した。令和元年度には、廃石膏ボード破碎施設が操業を開始した。

〈リサイクル団地の概要〉

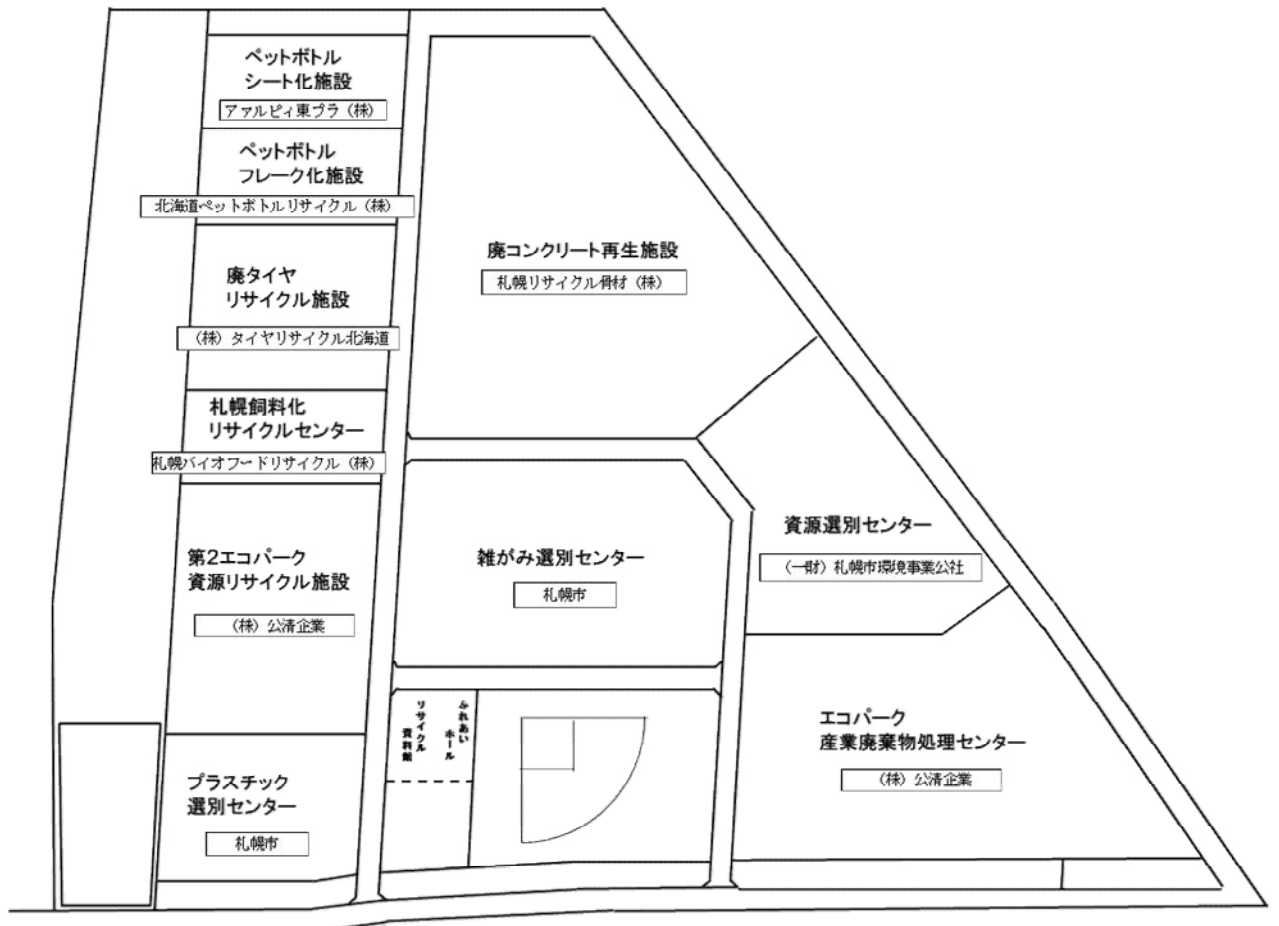
(1) 団地の位置及び面積

〔位置〕 東区中沼町 45 番地 (旧中沼処理場跡地等)	〔造成面積〕 約 23ha
------------------------------	---------------

(2) 施設の配置状況

法人名	施設名等	施設の内容等
札幌リサイクル骨材(株)	破砕施設	廃コンクリート再生施設 (破砕)
(株)公清企業	エコパーク 第2エコパーク	有機汚泥の中間処理施設 (脱水・乾燥) 無機汚泥の中間処理施設 (脱水・乾燥) 廃油再生処理施設 (油水分離) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、その他の産業廃棄物の焼却施設 廃酸、廃アルカリの中和施設 廃石膏ボードの破砕施設
札幌バイオフードリサイクル(株)	札幌飼料化リサイクルセンター	事業系生ごみの飼・肥料化施設
(株)タイヤリサイクル北海道	廃タイヤリサイクル施設	廃タイヤの破砕施設
(一財)札幌市環境事業公社	資源選別センター	資源物選別施設
北海道ペットボトルリサイクル(株)	ペットボトルフレック化施設	ペットボトルのフレック化施設
アールピエ東プラ(株)	ペットボトルシート化施設	再生ペットフレックのシート化施設
札幌市	プラスチック選別センター 雑がみ選別センター リサイクル資料館 ふれあいホール	市内で分別収集した容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包 市内で分別収集した雑がみの選別等 リサイクルに関する各種資料の展示 団地内福利厚生施設

(3) 配置図



7 エコタウン事業によるリサイクル施設の整備

地域内でのゼロ・エミッションをめざした資源循環型社会の構築や、環境産業の誘致による経済活性化などを図るため、「エコタウン札幌計画」を策定し、平成10年9月に通商産業省（現・経済産業省）及び厚生省（現・環境省）の承認を受けた。

この計画のハード事業として、通商産業省の環境調和型地域振興施設整備費補助金を導入して、リサイクル団地内にペットボトルフレック化施設・シート化施設とプラスチック油化施設を整備し、平成11年度に3施設が完成した（いずれも運営主体は民間企業）。ペットボトルフレック化・シート化の2施設は平成11年7月から稼働し、プラスチック油化施設は平成12年4月から稼働した。なお、プラスチック油化施設は平成23年1月に廃止となった。

Ⅲ 令和5年度清掃事業

1 普及啓発	29
(1) ごみ減量運動の推進	29
(2) 清掃に関する市民意識の高揚	30
(3) 札幌市リサイクルプラザ・札幌市リユースプラザ	32
(4) ごみステーションの浄化推進	33
(5) ごみステーションに関する規程の見直し	33
(6) ごみステーションの管理支援	33
2 ごみ処理	36
(1) 収集計画	36
(2) 収集方法等	36
(3) 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）	38
(4) 家庭ごみ収集方法等に関する検討	38
(5) 処理処分計画	39
(6) 試験調査実施計画	40
(7) 自己搬入	40
3 し尿処理	41
(1) し尿収集計画	41
(2) し尿収集方法	41
(3) 浄化槽	41
(4) 処理計画	41
4 事業系廃棄物	42
(1) 監視指導體制	42
(2) 事業系一般廃棄物の減量施策及び処理状況	42
(3) 浄化槽	45
(4) 自動車リサイクル法	45
(5) 産業廃棄物の指導計画及び処理状況	45
(6) 特別管理産業廃棄物の適正処理	48
(7) 不法投棄や野外焼却などの不適正処理対策	48
5 車両整備	49
(1) 清掃車両整備計画	49
(2) 整備作業体制	49
6 施設整備	50
(1) 清掃工場等建設・整備	50
(2) ごみ埋立処分場造成・整備	50
7 令和5年度清掃事業関係予算	51
(1) 歳入歳出額	51
(2) 歳入歳出予算額の推移	53

Ⅲ 令和5年度清掃事業

1 普及啓発

「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」（平成5年4月1日施行）及び札幌市一般廃棄物処理基本計画「新スリムシティさっぽろ計画」（平成30年3月策定）に基づき、ごみ減量・リサイクル並びに環境美化をさらに推し進めるため、令和5年度は次の事業に取り組んでいる。

(1) ごみ減量運動の推進

ア ごみ減量実践事業の実施

3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、より効果的に天然資源投入量を削減できる2R（リデュース、リユース）に重点的に取り組み、事業者や若年層への働きかけを行うとともに、ごみ減量効果の高い取組を把握するため、実践的な事業を実施している。

〈令和5年度実施内容〉

- (ア) フードシェアリングサービスの事業拡大支援
- (イ) スクールフードドライブ
- (ウ) 食品ロス ZERO セミナー
- (エ) ごみ減量アイデア・レシピコンテスト
- (オ) 衣類等のリユースイベント・小型家電無料回収
- (カ) ごみ減量ポータルサイト構築

イ 生ごみ堆肥化セミナーの実施及び生ごみ相談窓口の設置

生ごみの堆肥化及び堆肥の使用について、その方法やコツを教える「生ごみ堆肥化セミナー」や「生ごみ堆肥化講師派遣」を実施し、各家庭における生ごみ堆肥化の普及拡大を推進している。また、生ごみの堆肥化方法などの相談に応じる相談窓口を設置している。

ウ 生ごみ堆肥化器材等購入助成

家庭における生ごみの減量・資源化を推進するための手法の一つとして、市民の生ごみ堆肥化器材等の購入に対し、購入金額の一部を助成する制度を設け、実施している。

エ 電動生ごみ処理機購入助成

家庭における生ごみの減量・資源化を推進するための手法の一つとして、市民の電動生ごみ処理機の購入に対し、購入金額の一部を助成する制度を設け、実施している。

オ 集団資源回収奨励金制度

市民の自主的なリサイクル活動を促進するため、集団資源回収に取り組んでいる団体（町内会、PTA、子ども会、老人クラブ、マンション管理組合など）が回収する古紙、びん、金属類、布類の4品目を対象に、回収量に応じて4円/kg（令和5年3月分まで3円/kg）の奨励金を交付している。加えて、平成27年回収分からは、平成26年分と比較し、全体回収量合計の増加部分に対し3円/kg、さらにびん、金属、布の回収量合計の増加部分に対し7円/kgの加算金を交付することとしている。なお、令和4年は4,301団体が集団資源回収を実施し、奨励金の交付を受けている。

また、平成14年4月より、回収業者に対してもダンボール、布類4円/kg、新聞0円/kg、その他の品目1円/kgの奨励金を交付している。

カ 家庭系古紙の回収

古紙のリサイクルをさらに進めるため、平成16年7月に各区役所（区民センター）、平成22年度には地区センター等8か所に市民持込型の古紙回収拠点（古紙回収ボックス）を設けているほか、平成18年度からは地域住民管理による回収拠点「エコボックス」の設置を進めている。

また、平成 16 年から民間の古紙関係事業者などへ古紙の持込ができる古紙回収協力店を設置した。

平成 18 年 8 月からはコンビニエンスストアの「セイコーマート」でも古紙の受け入れが可能となり、平成 23 年 4 月には一部のスーパーマーケットでダンボールのみを回収するダンボール回収協力店を設置し、令和 5 年 10 月 1 日現在で、あわせて市内 551 か所で拠点回収を実施している。

さらに、一定条件のもと、個人宅からの回収を行う業者を紹介する「家庭系古紙引取案内」を平成 23 年 4 月に開始した。

キ 蛍光灯拠点回収

リサイクルの推進及び環境負荷低減のため、従来燃やせないごみとして収集していた蛍光灯を、平成 16 年 10 月から家電販売店など回収協力店で回収している。令和 5 年 10 月 1 日現在で、回収協力店は 215 店舗となっている。

ク エコイベントの推進

ごみ減量・リサイクルについての市民意識の向上を図る目的でイベントを実施している。また、イベントから排出される使い捨て容器ごみの減量と参加者の環境意識の醸成を目的として、リユース食器をイベント主催団体に貸し出している。

ケ レジ袋削減や容器包装簡素化に向けた取組の推進

レジ袋有料化をはじめとする事業者の取組を支援し、より一層のレジ袋削減を進めるため、事業者・消費者団体などと協定を締結している。また、レジ袋だけではなく容器包装全体に広げた活動として、市民団体・事業者・関係行政機関で構成する「北海道容器包装の簡素化を進める連絡会」（以下「連絡会」という。）に参加し、容器包装の簡素化について取組を進めている。

連絡会では市役所ロビーにおいてパネル展を実施するとともに、容器包装の簡素化に取組む企業を表彰するなど、容器包装の簡素化について市民に広く紹介する活動を行っている。

コ 「札幌ごみ減量実践活動ネットワーク」への支援

ごみ減量を進めていくために欠かせない、市民・事業者の取組を促進・拡大するため「さっぽろスリムネット（札幌ごみ減量実践活動ネットワーク）」の一員として、ごみ減量に向けた市民・事業者の実践活動を促進し、支援している。

サ 小型家電リサイクルの実施

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）に基づき、平成 25 年 10 月から、区役所等の市有施設に設置した回収ボックスで、家庭で不用となった使用済み小型家電の無料回収を行ってきた。令和 4 年 10 月からは、リチウムイオン電池を内蔵した製品をはじめ、小型家電のより安全かつ適切な回収とリサイクルを実施するため、回収場所を対面で回収可能な市有施設 6 か所に集約した。

また、国が認めた事業者（認定事業者）による回収も行われており、無料の回収拠点 21 か所での回収が行われているほか、市内の一部家電量販店や宅配便による有料回収も実施されている。

回収した小型家電は、認定事業者により、有用金属等が取り出され、リサイクルされている。

シ 古着拠点回収

従来燃やせるごみとして収集していた古着を、平成 26 年 10 月から地区リサイクルセンターで無料回収し、主に衣類として再利用しており、平成 27 年 8 月からは、各清掃事務所等も回収拠点となっている。

(2) 清掃に関する市民意識の高揚

ア 新たなごみ排出ルールの周知徹底

平成 21 年 7 月からの新ごみルールの導入時には、市内各地域で、地域住民や各種団体などを対象に 2,692 回の事前説明会を開催した。新ごみルールスタート後は、出前講座などを活用した市民への周知を図って

おり、今後もホームページなども活用して、ごみ排出ルールの周知徹底を図っていく。

イ 清掃運動の実施

春・夏・秋の年3回、それぞれの一定期間を定めて全市的に展開する。

いずれも、市民総ぐるみの運動となるよう、市民参加の各種行事などに組み込み実施する。

令和5年度の取組は次のとおり。

(ア) 春の清掃運動（4月9日～5月14日）

(イ) 夏の清掃運動（7月9日～7月28日）

(ウ) 秋の清掃運動（9月24日～10月22日）

ウ ごみゼロの日キャンペーンの実施

5月30日の「ごみゼロの日」に合わせ、「ポイ捨て防止」を呼び掛けるため各区のクリーンさっぽろ衛生推進協議会の協力のもと、各区の繁華街などにおいてキャンペーンを実施する。

ごみゼロの日キャンペーン



エ ポイ捨て等防止条例の指導啓発

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（通称：ポイ捨て等防止条例）が平成17年8月1日（過料適用は10月1日）から施行され、市内全域におけるたばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨ての禁止、飼い犬の糞



散乱等防止指導員による指導啓発

の回収義務付け、喫煙制限区域における歩きたばこ吸い殻入れがそばに設置されていない場合の喫煙が禁止された。このルールに違反した場合には罰則（過料1,000円）が適用されるため、指導啓発を行う散乱等防止指導員が市内を巡回している。

また、この条例の周知を図るため、公共交通機関への広告掲出、街頭ビジョンへの動画配信などの取組を行っている。

オ 出前講座「さっぽろクリーンミーティング」の実施

環境美化・ごみ減量等に取り組むボランティア組織である、クリーンさっぽろ衛生推進協議会との連携により、家庭ごみに関する出前講座「さっぽろクリーンミーティング」を積極的に開催している。

平成30年度からは、家庭で不用となった「小型家電」・「古着」・「水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計」の3品目を回収しながら、近隣の回収拠点等を紹介し、具体的なごみ減量行動につなげてもらう取組を実施している。

令和2年度は、プラスチックごみ削減に向け、令和2年7月1日から、全ての事業者によるレジ袋の有料化に伴い、マイバッグを持参し、不要なレジ袋を受け取らないよう呼びかけている。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、使用済みマスクなどの捨て方について周知している。

令和4年度は、10月から小型家電の回収場所を対面回収が可能な各地区リサイクルセンター、リサイクルプラザ宮の沢、市役所本庁舎12階の6か所に統合されることを周知している。

カ スケルトン型ごみ収集車の地域イベント等への参加

内部構造を可視化したスケルトン型ごみ収集車を、子どもの環境教育や各種イベント等で啓発用教材として活用し、車両の特性を生かした効果的なごみ減量やリサイクル推進の啓発を行っている。

キ ごみ分別アプリの配信

家庭で取り組めるごみの減量・資源化のポイントなどの情報を広く市民に周知するため、平成26年度から「ごみ分別アプリ」を配信している。

令和元年度には、集団資源回収を利用しやすい環境を整えるために、資源回収日の登録ができるようにするなどのごみ分別アプリの更新を行った。令和3年度には、筒型乾電池及び加熱式たばこ・電子た

ばこの分別区分の変更に係る更新を行った。

ク 市民向けの各種資料の発行

家庭ごみの減量について市民の理解と協力を得るため、食品ロスを削減するための冷蔵庫整理についてまとめた啓発冊子「日曜日は冷蔵庫をお片づけパンフレット」と、リユースを促進するための家の整理方法とリユースの実践についてまとめた啓発冊子「しまっておくより月イチ・リユースパンフレット」を作成し、出前講座等で配布している。

さらに、小学生を対象に、平成13年度から、環境関連の副教材を統一化した「札幌市環境副教材」を1・2年生用、3・4年生用、5・6年生用の3種類作成し、市内全小学生に配布している。この中で、ごみ処理の仕組みなどを分かりやすく紹介している。

(3) 札幌市リサイクルプラザ・札幌市リユースプラザ

不用品の有効活用とリサイクル意識の向上・定着を図るための拠点施設として、平成10年10月、発寒破砕工場に併設して修理施設「リサイクルプラザ発寒工房」を、平成12年8月末には、地下鉄宮の沢駅に直結する生涯学習総合センターに展示・交流施設「札幌市リサイクルプラザ（リサイクルプラザ宮の沢）」を開設した。

「リサイクルプラザ宮の沢」については、平成15年度から管理運営を市民団体に委託し、リユース家具等の展示・提供のほか、講座・教室の開催、ホームページや情報紙の発行等による情報提供を行ってきたが、平成18年4月からは、地方自治法の一部改正により公の施設の管理に「指定管理者制度」が導入されたことに伴い、指定管理者による運営となった。

また、平成16年度から、旧白石清掃事務所跡地において、リユース家具等を最小限の手直しで格安で販売する「リユース広場」を開催していたが、平成20年9月末で終了し、新たな「普及啓発の拠点」として、厚別清掃工場跡地に「札幌市リユースプラザ」を新築し、平成21年4月に開設した。

「リユースプラザ」では、リユース家具等の展示販売のほか、ごみ減量・リサイクルに関する各種教室・講座や市民団体との協働によるエコイベントの開催等を通じた多種多様な普及啓発を行っている。また、資源回収拠点として「厚別地区リサイクルセンター」事業を行っている。

なお、厚別地区の他に、中央、北、西地区リサイクルセンターの計4か所で様々な資源物等を回収している。平成30年8月には回収品目にライターを追加し、合計22品目を回収する拠点となった。



リサイクルプラザ発寒工房



リサイクルプラザ宮の沢



厚別地区リサイクルセンター
(リユースプラザ併設)



リユースプラザ

(4) ごみステーションの浄化推進

昭和 46 年度から実施しているごみステーション方式は、現在市内の 58,012 か所（令和 5 年 9 月末日現在）にごみステーションが設置されており市民の日常生活に定着しているが、一方では、排出マナーの悪い一部の市民のため、ごみステーションに常時ごみが排出されるなど、付近の住民が迷惑を被ったり、街の美観を損ねるなどの弊害も生じている。

このため、広報誌（広報さっぽろ等）やチラシ、ステッカーなどを使って排出ルール等を積極的に PR し、ごみステーション方式による収集方法（大型ごみは、平成 9 年 10 月から戸別収集、平成 10 年 1 月から戸別有料収集に変更）の趣旨の徹底を図るとともに、利用者自身による管理、清掃を推進している。

また、平成 6 年度からは、事業系ごみの全量有料化に伴い、事業系ごみが「ごみステーション」に排出されることのないよう、指導を強化している。

更に、カラスによるごみステーション散乱が相次いでいることから、平成 14 年度に、その防止策として、札幌市内約 200 か所のごみステーションを対象に、カラスよけサークルのモニター調査を実施した。その結果が、概ね好評であったことにより、平成 15 年度から、カラスよけサークルの作成方法等を PR している。

現在は、管理器材としてごみ飛散防止ネットとカラスよけサークルの併用、または折りたたみ式箱型器材を勧めている。

(5) ごみステーションに関する規程の見直し

一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」策定のため、平成 19 年 10 月から実施したパブリックコメントや市民意見交換会等では、ごみステーション問題等について多くの意見が寄せられた。

なかでも、ごみステーションを共用している共同住宅と戸建住宅が混在した地区における、ごみ出しマナーをめぐる様々な問題に関する意見が特に多かったことから、ごみステーションに関する規程の全面的な見直しを図り、ごみの排出方法、ごみステーションの清潔保持、共同住宅のごみステーションの設置及び管理について必要な事項を定め良好な居住環境の確保を図ることを目的として、平成 20 年 4 月「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を施行した。

(6) ごみステーションの管理支援

ごみステーションは利用する市民が協力して管理をすることとしているが、分別を守らないなど不適正排出者への対応は市民だけでは限界があることから、平成 20 年 10 月から、ごみステーションをパトロールし、不適正排出者への個別指導などの業務を行う職員（さっぽろごみパト隊）を各清掃事務所に配置した。令和 5 年度は 118 名体制で業務を行っている。

また、各町内会などごみステーションを管理している団体等を対象として、ごみ飛散防止ネット及びカラスよけサークルの購入助成を平成 20 年 8 月から実施、また、既存共同住宅の所有者等を対象として、平成 21 年 12 月から、箱型ごみステーションの敷地内設置費助成の事業を実施している。

平成 28 年 4 月からは折りたたみ式箱型器材を「札幌市ごみステーション管理器材購入費助成事業」の助成対象器材に追加している。

令和 4 年度からは限度額の見直しを行い、限度額を引き上げた。令和 5 年度からは、箱型ごみステーション敷地内設置費助成のうち、町内会が民有地等に共用のごみステーション器材を設置する場合について、助成率と限度額を引き上げた。

さっぽろごみパト隊の活動状況（令和4年度）

月	ステーションパトロール (延べ箇所数)	開封調査	
		開封袋数(袋)	排出者特定(袋)
4月	252,619	718	132
5月	255,698	909	208
6月	251,271	894	182
7月	226,661	767	107
8月	235,739	766	107
9月	240,596	918	146
10月	247,726	889	120
11月	247,868	1,098	123
12月	257,506	788	82
1月	218,974	645	94
2月	222,123	674	95
3月	250,309	768	131
計	2,907,090	9,834	1,527

ごみステーション管理器材の購入助成状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ飛散防止 ネット(枚)	1,516	1,272	1,362	973	886
カラスよけ サークル(基)	753	585	548	353	248
折りたたみ式 箱型器材	1,777	1,639	2,566	2,201	2,039
助成金額(円)	29,581,800	27,042,800	38,528,900	31,561,600	55,178,600

- ※ ネット…購入価格の2分の1（限度11,000円）を助成（令和3年度まで限度5,000円）
 サークル…購入価格の2分の1（限度16,000円）を助成（令和3年度まで限度7,000円）
 折りたたみ式箱型管理器材…購入価格の2分の1（限度30,000円）を助成（令和3年度まで限度12,000円）

箱型ごみステーション敷地内設置費助成状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成金交付件数(件)	995	721	715	355	440
助成金額(円)	11,313,900	8,524,400	8,441,900	4,255,100	16,160,200

- ※ 箱型・物置型
 ア. 町内会が民有地等に共用のごみステーション器材を設置する場合
 …本体価格の4分の3（限度75,000円）を助成（令和5年度より）
 イ. ア以外の場合
 …本体価格の2分の1（限度50,000円）を助成（令和3年度まで限度12,000円）
 一部開放型…本体価格の2分の1（限度16,000円）を助成（令和3年度まで限度7,000円）

ごみステーション数

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
S T 数	53,018	54,356	55,737	56,767	57,674
増 加 数	1,784	1,338	1,381	1,030	907

※ S T：ごみステーション
各年度末の箇所数

ごみステーションの増減内訳及び専用共用区分

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
年度当初 S T 数 (A)	51,234	53,018	54,536	55,737	56,767
新設 (B)	1,786	1,197	1,176	994	637
分離 (C)	707	599	592	348	577
廃止 (D)	709	458	387	312	307
年度末 S T 数 (A+B+C-D)	53,018	54,356	55,737	56,767	57,674
専用 S T 数	27,950	29,072	30,071	30,807	31,528
共用 S T 数	25,068	25,284	25,666	25,960	26,146

※ S T：ごみステーション
S T 数、専用 S T 数、共用 S T 数は、各年度末の箇所数

2 ごみ処理

(1) 収集計画

ア 作業対象と収集計画量

全 市		作 業 対 象		実施率	収集量	日 量	1人1日当 たり排出量	稼働日数
人 口	世 帯	人 口	世 帯					
1,969,912 人	995,320 世帯	1,969,912 人	995,320 世帯	100.0%	373,800 t	1,443 t	518 g	259日

※全市人口及び世帯数は令和5年10月1日現在の推計人口。

イ 収集体制

区分	収集計画量 (t)	車 両 体 制			
		市有車 (台)	委託車(台)	計(台)	車 種
燃 や せ る ご み	243,600	71	63	134	8 m ³ パッカー車及びプレス車
燃 や せ ない ご み	12,600	—	11	11	8 m ³ プレス車
びん・缶・ペットボトル	33,800	(71)	34	34	8 m ³ パッカー車
容器包装プラスチック	30,500	—	47	47	8 m ³ プレス車
雑 が み	20,200	—	19	19	8 m ³ パッカー車
枝 ・ 葉 ・ 草	19,600	—	12	12	8 m ³ プレス車
大 型 ご み	12,100	—	12	12	8 m ³ プレス車及び平ボディー車
地 域 清 掃 ご み	1,400	—	5	5	8 m ³ パッカー車、プレス車及び平ボディー車
合 計	373,800	71	203	274	

※直営車は、「燃やせるごみ」のほかに、「びん・缶・ペットボトル」を収集している（直営台数には予備車及び随時作業車を含む。）。

(2) 収集方法等

ア 燃やせるごみ

台所ごみ等の可燃ごみ収集で、収集方法は、昭和46年8月から全市立会い不要のステーション方式を実施している。

イ 燃やせないごみ

不燃ごみ、焼却不適ごみ収集で、昭和49年10月から実施している（平成5年3月までは大型ごみを含む）。

ウ びん・缶・ペットボトル

平成10年10月（南区は8月）から、リサイクルの推進とごみの減量化を図るため、びん・缶・ペットボトルの資源物収集を実施している。集めた資源物は、2か所の資源選別センター（東区中沼・南区真駒内）において、材質や色別に選別され、それぞれの再生工場で再商品化されている。

また、資源物として収集したびんと缶の売却収入により積み立てたリサイクル推進基金から生じる運用益を活用して、ごみ減量・リサイクルの普及啓発や市民のリサイクル活動の支援を行っている。

エ 容器包装プラスチック

平成12年度からの容器包装リサイクル法の全面施行に伴い、平成12年7月（東区は4月）から、容

器包装プラスチックの分別収集を開始した。集めたプラスチックは、中沼プラスチック選別センターで不適物を除去し、圧縮・梱包した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化事業者に引き渡している。

オ 雑がみ

平成21年7月から、リサイクルの推進とごみの減量を図るため、雑がみ収集を実施している。集めた雑がみは、10か所の民間施設及び中沼雑がみ選別センター(東区中沼)等において、再生紙及び固形燃料の原料として再資源化されている。

また、平成23年4月から、新聞、雑誌、ダンボールは、雑がみの対象から外して集団資源回収または回収拠点等を利用することとし、やむを得ずごみステーションに出す場合は燃やせるごみとして排出することとした。

カ 枝・葉・草

平成21年7月から、リサイクルの推進とごみの減量を図るため、枝・葉・草収集を実施している。集めた枝・葉・草は、今後の有効利用に向けた実証試験として山本処理場(厚別区山本)において堆肥化等されている。

また、平成23年度からは、「札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想」に基づき、収集量の一部を定山溪にある民間の生ごみ堆肥化施設に搬入して、循環利用を行っている。

キ 大型ごみ

平成5年4月から大型家具類などの粗大ごみ収集を実施していたが、平成9年10月からは申し込みによる戸別収集、平成10年1月からは有料制を実施し、10月からは木製家具等のリユース収集も実施している。

令和5年11月からはインターネット受付による収集を行っている。

ク 地域清掃ごみ

町内会清掃ごみや不法投棄ごみ等の収集を、住民からの連絡等によりその都度実施している。

ケ 使用済み乾電池

昭和59年2月から、燃やせないごみの日に別袋で排出された使用済みの筒型乾電池を収集している。令和3年10月から、排出機会拡大による適正排出の促進を図るため、週1回のびん・缶・ペットボトルの日に別袋で使用済みの筒型乾電池を収集するよう変更した。収集した筒型乾電池は、昭和61年度から(公社)全国都市清掃会議の使用済みの筒型乾電池広域回収処理事業を活用し広域回収・処理センターである野村興産(株)イトムカ鉱業所へリサイクル処理を委託している。

令和4年度の収集実績は359.47tである。

コ 廃スプレー缶

平成15年11月から、燃やせないごみの日に別袋で排出された廃スプレー缶を収集している。「燃やせないごみの日に、別袋で、穴を開けて排出する」方法から、「燃やせるごみの日に、別袋で、穴を開けずに排出する」方法に変更した際の排出状況等を調査するため、平成28年4月から清田区をモデル地区とした検証実験を実施し、平成29年7月から排出ルールを全市で変更した。

収集したスプレー缶はリサイクル処理を委託している。

令和4年度の収集実績は457.47tである。

サ 廃蛍光管

平成16年10月から、家電量販店や小規模電気小売店の協力を得て、店頭で廃蛍光管の拠点回収を行っている。収集した蛍光管は、(公社)全国都市清掃会議の廃蛍光管広域回収処理事業を活用して、広域回収・処理センターである野村興産(株)イトムカ鉱業所へリサイクル処理を委託している。

令和4年度の収集実績は117.37tである。

シ 動物の死体処理

道路等に遺棄された犬・ねこ等の死体処理は、市民からの通報等により委託業者が収集し、動物管理センターで焼却処理している。

令和4年度の処理件数は3,379件である。

(3) 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）

平成21年7月から、要介護者や障がい者で一定の要件に該当する方に対して、玄関先からのごみの収集や大型ごみを家屋内から運び出して収集する支援事業を行っている。

平成26年4月からは、対象要件を拡大して実施しており、希望者には、収集の際に、声掛けによる安否確認も実施している。（平成24年10月から平成26年3月までは西区でモデル事業として実施した。）

平成29年4月からは、事業対象者（札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者）を対象要件に追加している。

平成31年3月からは、ごみ出しが困難な年齢にある児童や障がい児がいる世帯への利用を緩和している。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
さわやか収集件数	4,306	4,383	4,713	5,062	5,218

(4) 家庭ごみ収集方法等に関する検討

ごみ収集やごみステーションに関する課題を分析することを目的に、平成22年度に「家庭ごみ収集方法等に関する調査研究委員会」を設置し、ごみ収集等に関する現状や課題を把握するための意識調査及び他都市調査、戸別収集や小規模ごみステーション方式を実施した場合に必要な車両台数や経費等を推計するためのシミュレーション調査などを実施した。

平成23年度は、この調査結果等を踏まえ、家庭ごみの収集方法等に関するあり方を検討することを目的に、第三者委員会である「家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会」を設置した。委員会では、平成24年2月に、ごみステーションの管理負担軽減や、さわやか収集のあり方に関する対応策などをまとめた最終報告を作成した。

これを踏まえ、札幌市では、「今後の家庭ごみ収集方法等の見直しに向けての方針」を定め、ごみステーション問題の改善に向けた重点化の取組、共同住宅のごみ出しルール違反に対する取組、さわやか収集制度の見直し等を行った。

ア ごみステーション問題の改善に向けた重点化の取組

平成24年度から平成29年度まで、排出状況が特に悪いごみステーション4,241か所を特定し、町内会と協力して3,563か所を改善した。

イ 共同住宅のごみ出しルール違反に対する取組

平成28年10月から平成29年3月まで「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」会員の共同住宅管理会社と「共同住宅ごみ排出マナー改善重点指導実施プロジェクト」を実施した。

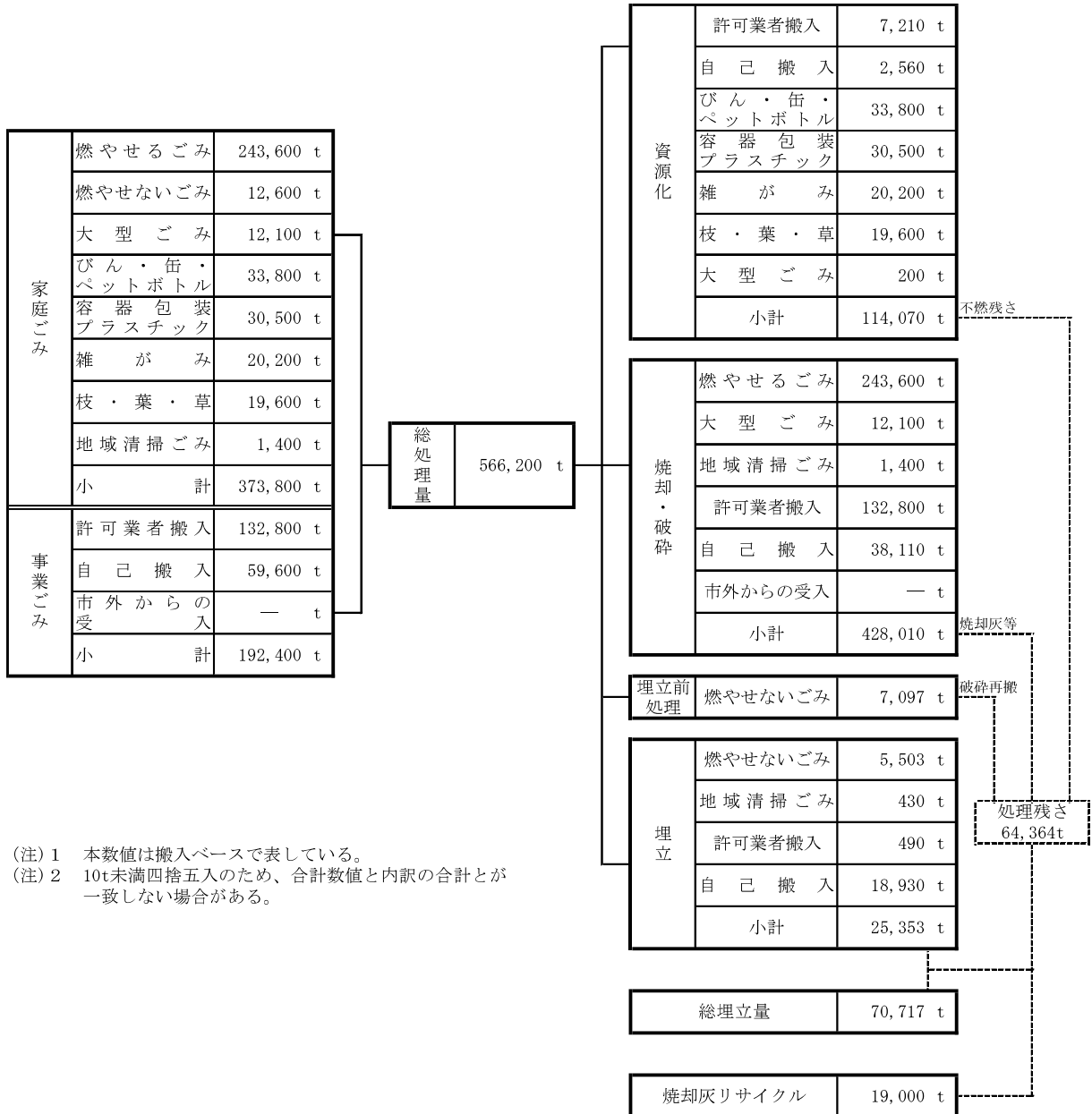
ウ さわやか収集制度の見直し

平成26年4月から、従来の対象要件である「介護保険の要介護2以上または障害福祉サービスの障害支援区分3以上」に、「介護保険の要支援1・2または障害支援区分1・2で、世帯内の一人以上がホームヘルプサービスを利用していること」「障害福祉サービスの同行援護を利用していること」を追加して要件を緩和するとともに、希望者には安否確認を行うこととした。

(5) 処理処分計画

令和5年度のごみ総処理量は566,200tと推計している。3清掃工場で428,010t(75.6%)を焼却処理するほか、ごみ資源化工場・資源選別センター・プラスチック選別センター・雑がみ選別センター等で114,070t(20.1%)を資源化、埋立前処理として3破砕工場で7,097t(1.3%)を破砕、残余25,353t(4.5%)については山本処理場等2か所の最終処分場で埋立処分する計画である。また、最終処分場の延命化と焼却灰の再資源化を目的として、焼却灰リサイクルを19,000t実施する予定である。

(令和5年度ごみ処理計画)



(注) 1 本数値は搬入ベースで表している。
(注) 2 10t未満四捨五入のため、合計数値と内訳の合計とが一致しない場合がある。

(6) 試験調査実施計画

処理施設の適正な維持管理と生活環境の保全を目的として、次の試験検査を行う。

ア 水質（一般水質及び重金属ほか）検査関係

(ア) 最終処分場の原水、流入水、放流水及び周縁地下水の検査を行う。

(イ) クリーンセンターのし尿の検査を行う。

(ウ) 清掃工場の放流水の検査を行う。

イ ごみ質分析関係

清掃工場ピットごみの組成（9分類）、3成分分析、発熱量測定を行う。

ウ 排ガス測定関係

清掃工場の排ガス中のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン類、水銀の測定を行う。

エ 焼却灰等検査関係

清掃工場の焼却灰、飛灰について重金属分析を行う。

オ その他

処理施設維持管理上の各種調査を行う。

(7) 自己搬入

一般廃棄物及び市が処分する産業廃棄物について、排出者自らの運搬により処理施設（清掃工場・破碎工場・ごみ資源化工場・埋立処分場）へ搬入された廃棄物を受入している。不適切な搬入の防止及びごみの減量を図るため、平成16年度から埋立地に、平成21年度からは清掃工場・破碎工場に搬入指導員を配置している。

一般廃棄物処理手数料（令和5年4月1日現在）

手数料の種類	取扱区分	手数料額
焼却手数料	清掃工場・破碎工場	200円 /10kg
	ごみ資源化工場	130円 /10kg
埋立手数料	埋立処分場	200円 /10kg

産業廃棄物処分費用（令和5年4月1日現在）

取扱区分	分類	処分費用額
清掃工場・破碎工場		201.3円 /10kg
ごみ資源化工場		130.1円 /10kg
埋立処分場	廃石綿等以外	200円 /10kg ※
	廃石綿等	360円 /10kg ※

※埋立処分場では、上記処分費用と併せて10円/10kgの循環資源利用促進税を徴収。

3 し尿処理

本市の一般し尿収集作業は、委託により実施している。

(1) し尿収集計画

ア 要収集対象と収集計画量

全 市		要収集世帯		要収集率	収集量	日量	1人1日当 たり排泄量	稼働日数
人 口	世 帯	人 口	世 帯					
1,969,004 人	990,375 世帯	5,900 人	2,900 世帯	0.30%	14,297kL	58.8kL	5.13L	243日

※ 収集量には工事現場等の仮設便所も含むが、1人1日当たり排泄量では除外している。

※ 人口は令和5年4月1日現在の推計である。

イ 収集体制

委託収集	14,297kL	100%
------	----------	------

(2) し尿収集方法

本市の収集方法は申込み制を採用し、電話で受付けをしている。

ア 申込みによる収集

クリーンセンターの専用電話で受付し、くみ取り申込書を作成している。

申込書は、5枚複写で内3枚はセンター、受付け、作業責任者の控えとし、くみ取り済み書はくみ取り世帯に、残りの1枚はくみ取り手数料収納事務のため、処理場管理事務所に送付している。くみ取り手数料は1単位(27L)につき350円(令和2年4月1日料金改定)、工事現場等で使用する仮設トイレは650円(令和2年4月1日料金改定)である。

イ 外交による収集

収集作業の効率向上を図るため、収集場所付近の世帯の収集も併せて行っている。

(3) 浄化槽

市内には、478基の浄化槽が設置されており、それにかかわる汚泥・汚水及びビルピット汚泥(し尿を含むもの)を合わせた浄化槽汚泥の処理計画量は下表のとおりである。

なお、これらの汚泥の収集は、本市の許可業者が実施している。

(4) 処理計画

石狩市及び当別町のし尿及び浄化槽汚泥は、石狩市のし尿処理施設で処理してきたが、当該施設の老朽化に伴い両市町から本市に対して受け入れの協議申し入れがあり、本市としては、道内連携の推進、既存施設(札幌市クリーンセンター)の有効活用に貢献できることから、平成28年10月1日から受け入れを行うこととした。

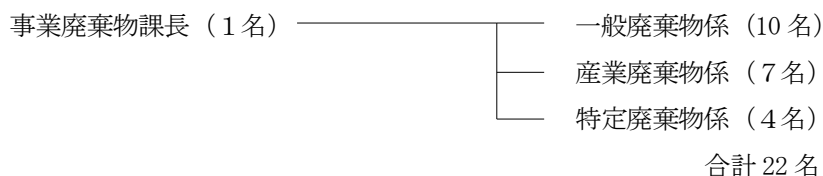
令和5年度の一般し尿等の総収集量を、25,790kLと推計し、これをクリーンセンター(処理能力100kL/日)でし渣(し尿のごみ)を除去後、水で希釈し、手稲水再生プラザにポンプ圧送する。

(令和5年度し尿処理計画)

一般し尿	14,297kL/年	総処理量	25,790 kL/年
水洗し尿	263kL/年		
浄化槽汚泥	2,478kL/年		
石狩市・当別町受入	8,752kL/年		

4 事業系廃棄物

(1) 監視指導体制



(2) 事業系一般廃棄物の減量施策及び処理状況

ア 排出抑制及び資源化の促進

イ 事業者に対する指導

事業系廃棄物の適正処理・排出抑制・再利用の促進に向けて、5名の事業ごみ指導員が立入指導や普及啓発を行っている。

事業の用に供する部分が500㎡以上又は3階以上の建築物を新設又は増築する場合には、事業者より「事業系廃棄物保管場所等設置計画書」の提出を受け、適切な廃棄物保管場所面積の確保に努めている。

事業の用に供する部分が1,000㎡以上の大規模建築物の所有者からは、毎年「事業系廃棄物減量計画書・処理実績報告書」の提出を受けており、そのデータや立入開封調査の結果を元に、個々の大規模建築物について、廃棄物の排出状況やリサイクル余地等を解析（診断）し、処理費用削減効果等と合わせて事業者に提示する「見える化支援」を行うことにより、事業者の具体的なリサイクル活動を促進している。

小規模事業所については、各事業所からの排出量が少ないためにリサイクルが進みづらい状況にあり、この課題の解消に向けて、商店街等地域団体単位でリサイクルを行う「商店街古紙回収事業」を行っている（令和5年4月1日時点で市内5区6地区9商店街）。

事業系ごみ排出量は、ここ数年新型コロナウイルス感染症による影響で減少傾向を示しているが、今後も継続的な指導や普及啓発に取り組んでいく。

保管場所に対する指導実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象建築物数	128件	133件	87件	90件	96件

大規模事業所に対する指導実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象事業所数	4,586件	4,567件	4,625件	4,609件	4,611件
減量計画書提出事業所数	4,295件	4,274件	4,075件	4,294件	4,295件
減量計画書提出率	93.7%	93.6%	88.1%	93.2%	93.1%
(参考)事業系ごみ排出量	220,402t	218,937t	194,430t	177,422t	189,240t

大規模事業所における資源化の状況

		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		排出量 (t)	構成比 (%)	排出量 (t)	構成比 (%)	排出量 (t)	構成比 (%)	排出量 (t)	構成比 (%)	排出量 (t)	構成比 (%)
資源物	古紙	77,633	65.0	70,614	64.9	65,223	66.3	71,601	64.9	72,231	65.5
	びん・缶・ペット	13,341		12,121		8,803		9,807		9,853	
	資源化ごみ	8,645		9,318		7,582		6,989		5,864	
	生ごみ	28,754		25,696		20,545		20,086		16,687	
一般ごみ		69,091	35.0	63,769	35.1	51,750	33.7	58,553	35.1	55,117	34.5
合計		197,464	100.0	181,518	100.0	153,903	100.0	167,036	100.0	159,752	100.0

※排出量は事業者からの報告によるもの。数値は作成時点での集計値。

事業ごみ指導員による不適正排出事業者指導

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
不適正排出事業者指導件数 (うち家庭ごみステーションへの 不適正排出指導件数) ※同案件への重複指導を除く	43件 (22件)	25件 (3件)	12件 (8件)	5件 (2件)	11件 (8件)

(イ) 収集体制の効率化

事業系一般廃棄物の減量、再資源化を促進するため、多分別収集等に対応した一元的な収集運搬業の許可体制を維持し、より効果的な収集体制の整備を図っていく。

(ウ) 事業系紙ごみの資源化

事業系ごみの中の紙ごみの分別の徹底を図り、「古紙回収協力店制度」をはじめ、古紙回収業者等による回収及びごみ資源化工場での固形燃料化を促進する。

(エ) 事業系生ごみの資源化

病院、学校、ホテル、デパート・スーパー等から排出される良質な生ごみについて、3か所の生ごみリサイクルセンターを活用し、飼・肥料材への再生処理を促進する。

(オ) パンフレット、ホームページ等による普及啓発

事業者向けに「オフィス・店舗向け 事業ごみ分別・処理ガイドブック」やホームページ、「見える化支援」などで、廃棄物の適正な処理方法、分別の仕方について周知していく。

イ 処理状況

(ア) 事業系一般廃棄物の許可業者による収集運搬量と処理方法（令和4年度）

許可収集運搬量 ((一財)環境事業公社)	152,279 t	※収集事業所数 (収集箇所数)	34,414 件	市処理量	131,655 t	
					資源化 1)	3,701 t
					焼却・破砕	127,646 t
					埋立	308 t
				木くずチップ化量 2)		
				320 t		
				生ごみ再生処理量 3)		
				18,836 t		
				びん・缶・ペットボトル再生処理量 4)		
				1,468 t		
許可(抜根伐採物限定) 収集運搬量	9,676 t			市処理量	7,446 t	
					焼却・破砕	5,839 t
					埋立	1,607 t
				木くずチップ化量 2)		
				2,207 t		
				木くず等堆肥化量 5)		
				23 t		

(注) 1 紙くず等の固形燃料化

2 ごみ資源化工場

3 札幌飼料化リサイクルセンター
 定山溪環生舎
 環生舎

4 中沼資源選別センター
 駒岡資源選別センター

5 定山溪環生舎

北) 篠路町福移 153 篠路清掃工場敷地内

東) 中沼町 45 リサイクル団地内

南) 定山溪 896

石狩市新港中央 2 丁目 757-11

東) 中沼町 45 リサイクル団地内

南) 真駒内 602 駒岡清掃工場隣接

南) 定山溪 896

(イ) 一般廃棄物処理施設数（設置許可施設数）（令和5年3月31日現在）

市) 焼却施設	3	びん・缶・ペットボトル選別施設	2
市) 破砕施設	3	ペットボトル破砕施設	1
市) 管理型最終処分場（埋立地）	2	チップ化施設（移動式）	11
市) 固形燃料化施設（紙くず等）	1	家電テレビ・パソコン選別破砕施設	1
市) チップ化施設（木くず）	1	生ごみリサイクル（飼料・堆肥化）施設	1
市) 雑がみ選別施設	1	生ごみ等リサイクル（堆肥化）施設	2
市) 不燃物破砕施設	1	自動車用タイヤ破砕施設	1
市) プラスチック選別施設（容器包装）	1	焼却施設	2
		計	34

(ウ) 一般廃棄物（抜根伐採限定）収集運搬許可業者数（令和5年3月31日現在）

163

(3) 浄化槽

ア 設置状況（令和5年3月31日現在）

注：（ ）内は個人住宅への設置分

	単独処理	合併処理	計		単独処理	合併処理	計
中央区	5(4)	13(7)	18(11)	豊平区	1(0)	12(7)	13(7)
北区	9(6)	70(43)	79(49)	清田区	14(4)	12(4)	26(8)
東区	11(9)	42(27)	53(36)	南区	45(38)	167(115)	212(153)
白石区	6(4)	27(9)	33(13)	西区	2(2)	7(2)	9(4)
厚別区	2(2)	10(3)	12(5)	手稲区	2(1)	21(11)	23(12)
				全市計	97(70)	381(228)	478(298)

イ 許可・登録業者数（令和5年3月31日現在）

浄化槽清掃業 23

浄化槽保守点検登録業 29

ウ 重点指導項目

(ア) 立入指導、定期検査、維持管理状況報告を徴収するなどの監視指導を行う。

(イ) 浄化槽設置者に対し、保守点検業者との書面契約を促進するなど、適正な維持管理の指導を行う。

(4) 自動車リサイクル法

年間約330万台排出される使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るために自動車リサイクル法に基づく処理がされている。

※ 許可・登録業者数（令和5年3月31日現在）

引取業 207

フロン類回収業 58

解体業 26

破砕業 3

(5) 産業廃棄物の指導計画及び処理状況

ア 第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画

(ア) 計画概要

a 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

b 基本目標

市民、事業者、処理業者及び行政が協働しながら、第2次札幌市環境基本計画で掲げる「資源を持続可能に活用する循環型社会の実現」を目指します。

c 基本方針

(a) 基本方針1 再生利用及び適正処理の推進

持続可能な循環型社会の実現のため、産業廃棄物の再生利用を促進し、可能な限り最終処分を抑制します。また、排出された産業廃棄物については、廃棄物処理法等に基づいた適正な処理を推進します。

(b) 基本方針2 社会変化に対応した処理体制の推進

震災や豪雨等の大規模災害や新型コロナウイルス感染症の影響、国際情勢による影響等、様々な社会環境の変化は、廃棄物処理においても大きな影響を及ぼすものと考えられますが、

このような状況下においても対応できる廃棄物処理体制を推進します。

(イ) 計画目標

a 最終処分量の削減

令和12年度の最終処分量を平成30年度の10.8万トンから0.8万トン減の10万トン以下に削減する。

b 再生利用の推進

令和12年度の再生利用率を平成30年度の79.8%から1.2ポイント増の81%以上に増加する。

(ウ) 実施計画の内容

a 施策1 再資源化の推進

- (a) 建設系廃棄物選別施設の活用
- (b) 札幌市リサイクル団地の処理施設整備

b 施策2 立入指導及び普及啓発

- (a) 建設工事現場等の排出事業場への立入指導
- (b) 処理施設等への立入指導
- (c) 適正処理等に係る普及啓発

c 施策3 手続き等の電子化の推進及び情報提供

- (a) 電子化の推進
- (b) 産業廃棄物の排出・処理状況の情報提供

d 施策4 循環型社会の実現に向けた市域内処理の検討

- (a) 市域内処理のあり方を検討
- (b) 札幌市が受け入れている産業廃棄物の見直し
- (c) 市内処理施設による再生利用の推進

e 施策5 不法投棄等の防止対策の推進

- (a) 不法投棄パトロール
- (b) 市民及び事業者との協力体制の推進

f 施策6 特別管理産業廃棄物の適正処理

- (a) PCB廃棄物の期限内処理の推進
- (b) 感染性廃棄物の適正処理
- (c) 廃石綿等の適正処理

g 施策7 災害廃棄物処理体制の充実

- (a) 札幌市災害廃棄物（がれき）処理マニュアルの見直し
- (b) 関係団体等との連携
- (c) 災害対応事例の収集と対応の検討

h 施策8 社会環境の変化への対応

- (a) 環境変化による廃棄物処理に対する影響の把握及び取組の検討
- (b) 地域循環共生圏の形成に向けた実態調査
- (c) 気候変動対策の推進

イ 処理状況

(ア) 排出事業所数〔令和3年経済センサス（速報集計）〕

業 種	建設業	製造業	卸売・小売業	不動産・物品賃貸業	宿泊・飲食サービス業	医療・福祉	その他	計
事業所数	6,918	2,326	16,376	7,210	8,354	7,633	23,053	71,870

(イ) 産業廃棄物種類別排出量（平成30年度）（単位：千トン）

産業廃棄物の種類	排出量
金属くず	28（1.0%）
廃プラスチック類	84（2.9%）
ガラス・コンクリート・陶磁器くず （うち廃石膏ボード）	128（4.4%） （16（0.5%））
がれき類	449（15.4%）
汚泥	2,044（69.9%）
その他	191（5.9%）
計	2,924（100%）

(ウ) 処理業許可業者数（令和5年3月31日現在）

	産業廃棄物許可業者	特別管理産業廃棄物許可業者
収 集 運 搬	53	19
中 間 処 理	43	1
最 終 処 分	1	0

(エ) 産業廃棄物処理施設数（設置許可施設数）（令和5年3月31日現在）

《中間処理施設》

	施設数
汚泥の脱水施設	4
汚泥の乾燥施設	2
廃油の油水分離施設	1
廃酸、廃アルカリの中和施設	1
廃プラスチック類の破砕施設	4
木くず・がれき類の破砕施設	21
焼却施設	1

《最終処分施設》

	施設数
安定型最終処分場	1
管理型最終処分場	6

合 計 41 施設

ウ 大規模震災等の発生時における協力体制

平成26年2月に小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村と「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」を締結し、大規模震災等の発生時における相互協力体制を構築した。協定締結団体数はその後令和元年度から令和2年度にかけて拡大し、令和2年12月には上記団体に恵庭市、岩見沢市、千歳市、南幌町、長沼町、由仁町及び南空知公衆衛生組合を加えた全14団体に同協定を再締結した。

また、平成26年3月に公益社団法人北海道産業廃棄物協会（現：公益社団法人北海道産業資源循環協会）と「震災等廃棄物処理の支援に関する協定」を締結し、大規模災害時に市内外の民間産業廃棄物処理業者の協力を得る体制を構築した。

(6) 特別管理産業廃棄物の適正処理

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、令和4年度は812件の立入調査を実施し、適正な保管と処分を指導している。

感染性廃棄物や廃石綿等（アスベスト）については、現場への立入調査等を実施して適正に処理させている。

(7) 不法投棄や野外焼却などの不適正処理対策

不法投棄や野外焼却などの不適正処理に対しては、他部局、警察及び近隣市町村と連携しながら対応を行っており、今後とも厳しい指導を進めていく。

ア 不法投棄の状況

令和4年度の不法投棄発生件数は523件であるが、過去最大の件数となった平成18年度の1,855件と比較すると約7割減少している。主な投棄物はタイヤ、テレビ、冷蔵庫などであり、投棄者が特定できた場合には警察に通報し、捜査を依頼している。特に、テレビや冷蔵庫等の家電リサイクル法対象品目の投棄台数は、令和4年度は340台であり、過去最大の台数となった平成18年度の5,541台に比べると大幅に減少しているものの、非常に多くの不法投棄がなされている。

イ 不法投棄防止対策

不法投棄監視指導員4名が車両2台により市内を巡回し、不法投棄情報に基づく調査、不法投棄者の発見・指導、不法投棄防止に関する啓発活動を行うほか、ヘリコプターによる空からの監視を行っている。夜間や土日・祝日については警備会社への委託による監視パトロールを行っている。不法投棄多発地帯には、パトロールの重点実施に加えて、監視カメラの設置やその土地所有者に対して不法投棄防止啓発用幟旗の提供等を行っている。また、平成17年度からは市民の協力を得て不法投棄を監視するため札幌市不法投棄ボランティア監視員（令和4年度末現在331名）を委嘱しているほか、平成22年度からは事業者の協力を得て不法投棄を監視する協定の締結を推進しており、行政、市民、事業者の協働による不法投棄されない環境づくりを進めている。

ウ 野外焼却について

野外焼却については、日常の監視パトロールの中で指導を行っている。令和4年度の野外焼却指導件数は50件である。平成13年4月の廃棄物処理法の改正により野外焼却は、改善命令などを経ることなく直接罰することができることとなったことから、悪質な場合は警察に通報している。

5 車両整備

清掃事業に欠かせない清掃車両の安全な運行を行うため、計画的かつ効率的な車両整備を実施している。

また、効率的な業務の遂行には清掃車両の稼働率の維持は不可欠であり、各清掃事務所に整備管理者を配置することで、保有車両のコンディションを維持しており、突発的な故障時にも迅速に修理対応を行うことで、稼働台数を確保している。

なお、車両修繕は、平成24年4月の整備工場閉鎖以後、軽易な修理・交換及び架装部分の定期点検を除き外注整備としている（車検・法定点検及びシャシ・板金塗装等）。

(1) 清掃車両整備計画（令和5年度）

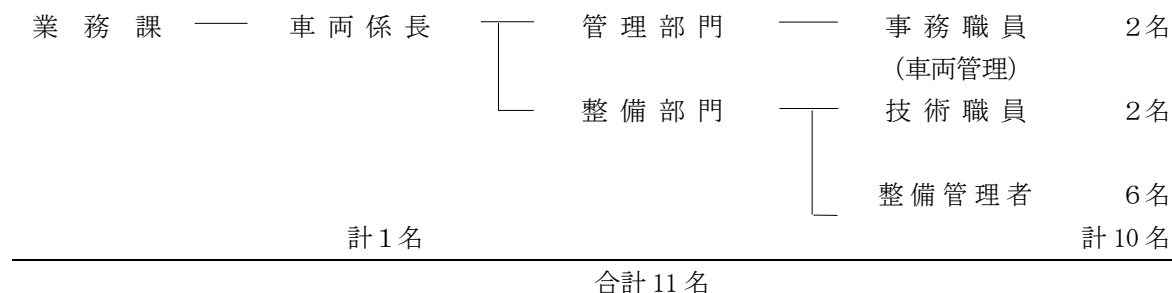
（単位：台）

整備区分 \ 自家・外注区分	自家整備	外注整備	計
車検	—	120	120
定期	555	303	858
計	555	423	978

（整備対象車は、ごみ収集車両71台・その他車両72台の計143台）

（定期整備のうち、自家整備568台は、ごみ収集車の架装装置1か月点検であり延べ台数を示す。）

(2) 整備作業体制



6 施設整備

(1) 清掃工場等建設・整備

本市のごみ焼却施設は昭和46年に発寒第二清掃工場、昭和49年に厚別清掃工場、昭和55年に篠路清掃工場、昭和60年に駒岡清掃工場、平成4年に発寒清掃工場、平成14年に白石清掃工場が竣工している。これらのうち、発寒第二清掃工場及び厚別清掃工場は白石清掃工場の竣工に合わせ平成14年に廃止された。また、平成21年7月の家庭ごみ新ごみルール（有料化等）施行後の焼却ごみ量の減少を受け、平成23年3月末をもって篠路清掃工場を廃止とした。現在の処理能力は、駒岡・発寒・白石の3工場で日量2,100トンとなっており、大型ごみの処理のため発寒、篠路、駒岡の清掃工場に併設した破碎施設が稼働している。

これらの清掃工場において焼却により発生する熱は、場内の暖房・給湯・ロードヒーティング等を始め、自家発電にも利用され、余剰電力は電力会社に売却している。ほかには、地域暖房・保養センター等への外部熱供給としても利用されている。

また、循環型社会の形成を目指しリサイクル施設の整備を行っており、平成2年に廃木材・紙類などで固形燃料を生産するごみ資源化工場を北区篠路、平成10年に「びん・缶・ペットボトル」を選別する資源選別センターを（一財）札幌市環境事業公社の事業として東区中沼・南区真駒内の2か所、平成12年に「容器包装プラスチック」を選別するプラスチック選別センターを東区中沼、平成21年に「雑がみ」を選別する雑がみ選別センターを東区中沼に竣工した。また、平成21年より山本処理場の埋立終了区画の一部を枝・葉・草資源化ヤードとして整備し、「枝・葉・草」のリサイクルに向けた試験運用を行っている。

現在稼働している3清掃工場の中で、最も年数が経過し、老朽化が進んでいる駒岡清掃工場について、令和7年度の新清掃工場稼働を目標とした更新事業を進めている。同様に老朽化が進んでいる篠路破碎工場についても、令和10年度の新破碎工場稼働を目標として、白石清掃工場に併設して更新する事業を進めている。

駒岡清掃工場更新事業及び白石破碎工場更新事業は、新工場の設計・建設及び運営・維持管理（20年間）を民間事業者に包括的に委託するDBO方式により実施する。

なお、既存の施設については適正なごみ処理を行うため、計画的に老朽化した部分の改修等を実施している。

(2) ごみ埋立処分場造成・整備

本市のごみ埋立処分場は、現在、手稲山口の山口処理場と厚別町山本の山本処理場があり、清掃工場から排出される焼却灰やリサイクルできない不燃物などの埋立処分を行っている。今後も安定した埋立処分を継続するため、ごみ減量・リサイクルを進めて既存埋立処分場の延命化を図るとともに、計画的な用地取得や整備などにより、埋立容量を確保していく必要がある。

埋立ごみ量の減少に伴い、平成12年度以降の埋立処分場造成は先送りしていたが、山本処理場の既存埋立区画の残容量が残り少なくなってきたため、平成16年度から山本処理場山本東地区において基盤整備に着手し、平成22年度から新たな埋立区画の貯留施設造成を再開した。当該地区の造成は平成27年度に完了し、現在は山本処理場東米里西地区の基盤整備を行っている。山本、山口の次の埋立地として（仮称）北部事業予定地での埋立処分場の建設を進めており、令和4年度から基盤整備を開始した。

また、既存の埋立処分場においては、埋立の進捗状況に合わせて、築堤嵩上げ等の整備を行っている。

7 令和5年度清掃事業関係予算

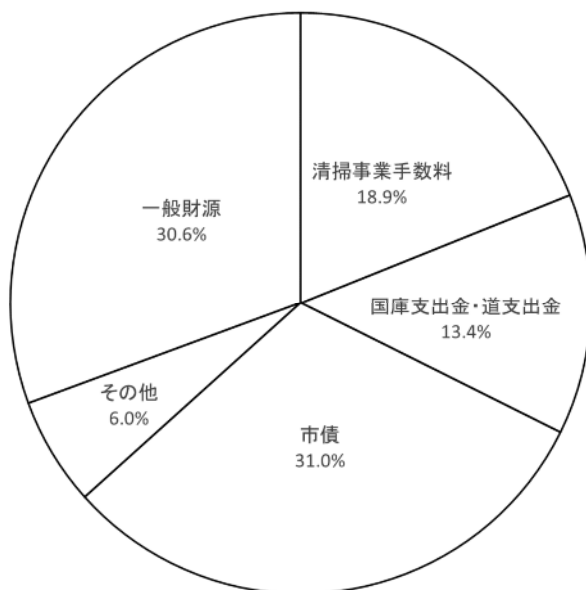
(1) 歳入歳出額

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
分 担 金 及 び 負 担 金	13,950	ご み 処 理 費	14,029,678
環境費使用料・環境庁舎施設等使用料	12,902	清 掃 車 両 等 管 理 ・ 購 入 費	290,594
環境費手数料・清掃事業手数料	7,988,204	ご み 処 理 施 設 等 建 設 ・ 整 備 費	22,800,080
(家庭ごみ処理手数料)	3,620,092	(ご み 処 理 費 計)	37,120,352
(ごみ処分手数料)	4,131,229	し 尿 処 理 費	375,024
(し尿処理手数料)	221,311	(し 尿 処 理 費 計)	375,024
(その他)	15,572	(清 掃 事 業 費 計)	37,495,376
国庫支出金・環境費交付金	5,673,172	職 員 費 ・ 職 員 給 与 (清 掃 関 係 職 員 分)	4,735,033
道 支 出 金	1,034		
財 産 収 入	74,374		
(貸家料)	19,001		
(貸地料)	47,187		
(生産物売払収入)	8,186		
特 別 会 計 繰 入 金 ・ 基 金 会 計	5,955		
延滞金加算金及び過料・過料	206		
受託事業収入・清掃受託金	70,349		
環 境 費 雑 入	2,366,943		
(資源物リサイクル事業収入)	1,076,541		
(清掃事業収入)	1,264,864		
(環境その他雑入)	25,538		
市 債	13,093,000		
特 定 財 源 計	29,300,089		
一 般 財 源	12,930,320		
一 般 財 源 計	12,930,320		
合 計	42,230,409	合 計	42,230,409

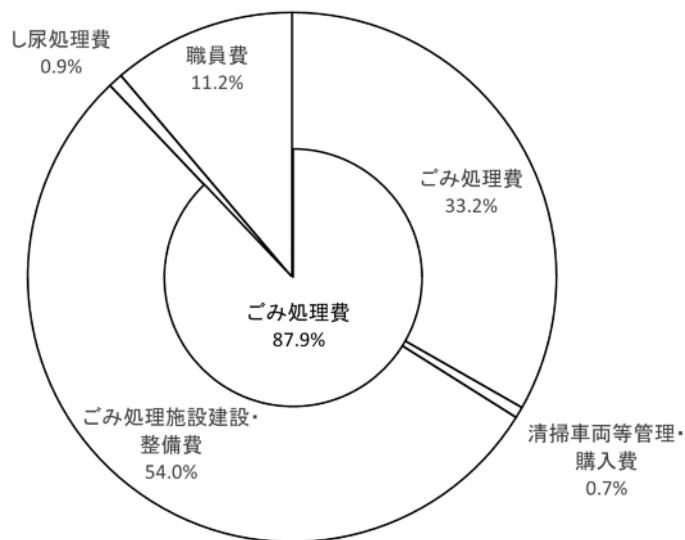
(当初予算額)

<歳入の割合>



その他内訳	2,544,679	6.03%
環境費雑入	2,366,943	5.60%
使用料	12,902	0.03%
財産収入	74,374	0.18%
基金	5,955	0.01%
過料	206	0.00%
清掃受託金	70,349	0.17%
負担金	13,950	0.03%

<歳出の割合>



(2) 歳入歳出予算額の推移

①歳入予算額

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
環境費手数料・清掃事業手数料	7,519,290	8,125,663	7,636,279	7,841,965	7,575,941	7,701,318	8,023,592	8,041,346	7,726,043	7,922,685	7,988,204
家庭ごみ処理手数料	3,283,434	3,553,763	3,298,823	3,542,488	3,281,135	3,311,099	3,489,406	3,464,713	3,520,847	3,689,289	3,620,092
ごみ処分手数料	4,060,950	4,386,292	4,148,895	4,091,818	4,098,544	4,186,465	4,314,774	4,342,417	3,990,435	4,002,761	4,131,229
し尿処理手数料	162,500	170,742	175,294	191,956	181,104	189,708	203,186	217,747	197,593	215,234	221,311
その他	12,406	14,866	13,267	15,703	15,158	14,046	16,226	16,469	17,168	15,401	15,572
国庫支出金・道支出金	141,810	41,932	45,254	13,560	13,554	46,992	4,950	7,104	101,514	983,733	5,674,206
その他の他	1,909,478	2,150,018	2,556,220	2,514,276	2,234,797	2,433,344	2,403,839	2,280,919	2,239,592	2,232,369	2,544,679
市債	1,976,000	2,672,000	3,197,000	2,459,000	2,216,000	2,913,000	2,565,000	2,594,000	2,697,000	5,132,000	13,093,000
一般財源	8,756,114	10,317,391	10,230,073	9,497,816	9,915,909	9,273,274	8,905,119	9,180,097	9,373,907	10,900,862	12,930,320
合計	20,302,692	23,307,004	23,664,826	22,326,617	21,956,201	22,367,928	21,902,500	22,103,466	22,138,056	27,171,649	42,230,409

※予算額には繰越額・補正額を含む。ただし、最新の年度については当初予算額に繰越額のみを含めている。

※一般財源には前年度からの繰越金を含む。

②歳出予算額

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ処理費	14,589,606	17,604,375	17,863,819	16,884,326	16,552,843	17,068,392	16,602,977	16,842,365	16,973,969	22,099,170	37,120,352
ごみ処理費	10,999,854	11,657,608	11,689,071	11,985,372	11,856,427	11,874,038	12,125,558	12,034,707	11,863,530	12,425,245	14,029,678
清掃車両等管理・購入費	422,063	504,694	388,577	359,245	340,265	365,035	398,772	385,092	379,596	442,976	290,594
ごみ処理施設等建設・整備費	3,167,689	5,442,073	5,786,171	4,539,709	4,356,151	4,726,319	4,054,647	4,422,566	4,730,843	9,230,949	22,800,080
その他ごみ処理関係費	0	0	0	0	0	103,000	24,000	0	0	0	0
し尿処理費	257,182	263,607	280,425	360,442	358,071	348,570	355,447	364,755	376,054	370,483	375,024
し尿処理費	257,182	263,607	280,425	360,442	358,071	348,570	355,447	364,755	376,054	370,483	375,024
職員費・職員給与(清掃関係分)	5,455,904	5,439,022	5,520,582	5,081,849	5,045,287	4,950,966	4,944,076	4,896,346	4,788,033	4,701,996	4,735,033
合計	20,302,692	23,307,004	23,664,826	22,326,617	21,956,201	22,367,928	21,902,500	22,103,466	22,138,056	27,171,649	42,230,409

※予算額には繰越額・補正額を含む。ただし、最新の年度については当初予算額に繰越額のみを含めている。

IV 令和4年度清掃事業実績

1 普及活動	57
(1) 行事实績	57
(2) 集団資源回収奨励金支給実績	58
(3) リサイクルプラザ事業実績	59
(4) リユースプラザ事業実績	59
(5) びん・缶・ペットボトルの選別後の量の推移	59
(6) 缶の売却額の推移	59
(7) 容器包装プラスチックの選別後の量の推移	60
(8) リサイクル推進基金年度別推移	60
(9) 雑がみの選別後の量の推移	60
(10) 雑がみの売却額の推移	60
(11) ごみステーション浄化に関する普及・指導状況	61
(12) 出前講座「さっぽろクリーンミーティング」の開催件数	61
(13) 苦情の処理件数	62
(14) 要望の処理件数	62
(15) 清掃に関する問い合わせ件数	63
2 ごみ処理関係	64
(1) ごみ量	64
(2) 処理実績	68
3 し尿処理関係	70
(1) 収集	70
(2) 処理	71
4 清掃車両整備実績	71
5 清掃車両稼働実績	72
6 令和4年度清掃事業関係決算	74
(1) 歳入歳出額	74
(2) 歳入歳出決算額の推移	76
(3) 手数料収入	77
(4) ごみ種別の1トンあたりの収集・処理原価(令和4年度決算)	77
(5) ごみ処理費用(企業会計的手法)の推移	78
7 ごみの組成	79
(1) 家庭ごみ	79
(2) ピットごみ(清掃工場に搬入されたもの)	81

IV 令和4年度清掃事業実績

1 普及活動

(1) 行事实績

月	行 事	内 容
4	春 の 清 掃 運 動 4月10日～5月15日	町内会などの地域ぐるみの清掃の実施
5	ご み ゼ ロ の 日 5月30日	中止
7	夏 の 清 掃 運 動 7月10日～7月29日	町内会などの地域ぐるみの清掃の実施
10	秋 の 清 掃 運 動 9月25日～10月23日	町内会などの地域ぐるみの清掃の実施
	大 都 市 共 同 キ ャ ン ペ ー ン 10月1日～10月31日	3R推進月間に合わせ、政令都市等の共同作成3R啓発ポスターを掲出
通年	ごみ減量・リサイクルの啓発活動	札幌市内の各種イベント等において実施
	説 明 会 の 開 催	町内会、連合町内会単位での、ごみ分別など適正排出に向けた説明会の開催

(2) 集団資源回収奨励金支給実績

項目		年(暦年)				
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
支給団体数		4,275	4,296	4,281	4,303	4,301
支給団体別	町内会	1,414	1,418	1,410	1,412	1,405
	P T A	223	222	216	210	205
	子ども会	85	80	77	76	74
	老人クラブ	52	52	50	50	50
	管理組合他	2,470	2,493	2,496	2,523	2,536
	拠点回収	31	31	32	32	31
回収量(t)		48,587	45,390	41,255	39,760	37,726
品目別	紙類	48,047	44,845	40,693	39,177	37,152
	びん類	119	106	81	73	70
	金属類	318	327	394	391	400
	布類	103	112	87	119	104
奨励金(千円)		188,875	177,660	165,518	160,833	153,474
支給団体別	町内会	81,390	76,647	70,227	67,950	65,173
	P T A	16,427	14,720	12,997	12,400	11,315
	子ども会	4,607	4,246	3,829	3,614	3,403
	老人クラブ	3,604	3,066	2,764	2,650	2,507
	管理組合他	41,669	39,464	35,869	35,058	33,002
	拠点回収	1,151	1,089	1,047	1,010	990
	回収業者	40,027	38,428	38,785	38,151	37,085

(注) 1 登録団体への奨励金は平成3年9月より実施。

(注) 2 回収業者への奨励金は平成14年4月より実施。

(注) 3 平成27年7月に登録団体への奨励金の見直しを行った。

(3) リサイクルプラザ事業実績

開館日数	308日	来館者総数	75,968人
提供個数	848個	展示品申込者数	5,751人
教室等開催回数	173回	教室等参加者数	16,532人

(4) リユースプラザ事業実績

開館日数	308日	来館者総数	38,921人
提供個数	2,915個	イベント参加者数	1,370人 (6回)
教室等開催回数	25回	教室等参加者数	268人

(注) 来館者総数には、併設している厚別地区リサイクルセンターのみの利用者数も含まれている。

(5) びん・缶・ペットボトルの選別後の量の推移

(単位：トン)

品目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
びん	11,202	11,081	10,970	10,652	10,457
無色びん	4,306	3,997	3,972	3,757	3,614
茶色びん	3,530	3,586	3,517	3,381	3,443
その他びん	3,366	3,498	3,482	3,515	3,400
スチール缶	2,136	2,073	2,163	2,110	1,997
アルミ缶	3,541	3,668	4,064	4,328	4,226
ペットボトル	7,191	7,682	8,002	8,621	8,669
合計	24,070	24,503	25,199	25,711	25,349

(注) 1トン未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(6) 缶の売却額の推移

(単位：千円)

品目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
スチール缶	73,680	56,618	62,917	112,414	112,238
アルミ缶	443,091	365,624	324,588	620,623	718,355
合計	516,771	422,242	387,505	733,036	830,593

(注) 千円未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(7) 容器包装プラスチックの選別後の量の推移

(単位：トン)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
選別後の量	26,921	27,490	28,588	27,897	28,207

(8) リサイクル推進基金年度別推移

(単位：円)

項目	年度				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基金造成額	0	0	0	0	0
基金造成累計額	810,000,000	810,000,000	810,000,000	810,000,000	810,000,000
運用利子額	6,436,462	6,264,562	6,175,771	5,997,486	5,883,384
決算余剰	0	0	0	0	0
一般会計繰入額	6,436,462	6,264,562	6,175,771	5,997,486	5,883,384
年度末残高	713,137,507	713,137,507	713,137,507	713,137,507	713,137,507

(9) 雑がみの選別後の量の推移

(単位：トン)

品目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
雑がみ	16,427	15,897	15,053	14,528	14,560
主要古紙	1,600	1,664	1,545	1,357	1,359
固形燃料原料	4,303	4,258	4,675	4,327	4,159

(注) 平成21年7月から収集開始。

(10) 雑がみの売却額の推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売却額	257,029	167,761	177,069	200,044	262,673

(注) 平成21年7月から収集開始。

(11) ごみステーション浄化に関する普及・指導状況

さっぽろクリーンミーティング	件数	134	個別指導	指導件数		1,547
	参加人員	7,765		注意書	1	
指導書				1		
警告書				0		
パステローション	実施回数	14,430		注意書等の発行件数	その他	1,545
	ステーション数	2,861,289	啓発看板等設置数		70	

(12) 出前講座「さっぽろクリーンミーティング」の開催件数

区分	件数	人数	区分	件数	人数
小学校	92	6,567	町内会	10	199
中学校	2	38	連合町内会	10	274
高校	0	0	クリーンさっぽろ	0	0
大学	0	0	企業	0	0
専門学校	0	0	その他団体	20	687
			計	134	7,765

(13) 苦情の処理件数

内 容	件 数	内 容	件 数
ごみの排出マナーが悪い	2,115	有料化に関すること	7
収集後のごみの放置	1,964	管理器材助成に関すること	273
不適正排出	2,256	ごみ減量施策に関すること	10
分別に関すること	1,081	共同住宅のごみステーション 設置に関すること	324
カラス、犬、猫による散乱	576	ごみステーションパトロール に関すること	139
引越しごみの排出	164	資源物等の持ち去りに 関すること	74
事業系ごみの排出	68	収集日カレンダーに関すること	629
大型ごみに関すること	524	その他	512
		計	10,716

(14) 要望の処理件数

内 容	件 数	内 容	件 数
ごみステーションの移設・新設	1,297	収集日カレンダーに関すること	980
ごみの排出個別指導	384	その他	1,414
町内会清掃（ごみ収集依頼）	1,288	計	5,363

(15) 清掃に関する問い合わせ件数

内 容	件 数	内 容	件 数
収集日の問い合わせ	6,867	引越しごみの出し方	391
大型ごみに関すること	7,531	スプレー缶の出し方	1,941
分別に関すること	30,939	乾電池の出し方	1,233
有料化に関すること	14	祝日のごみ収集	436
管理器材助成に関すること	1,175	処分場の場所、受け入れるごみ	1,779
ごみ減量施策に関すること	79	処理困難物の出し方	532
共同住宅のごみステーション設置に関すること	900	事業系ごみの問い合わせ	215
ごみステーションパトロールに関すること	598	その他	11,710
		計	66,340

2 ごみ処理関係

(1) ごみ量

ア 年度別推移

項目	年度	24 (実績)	25 (実績)	26 (実績)	27 (実績)	28 (実績)	29 (実績)		
世帯	全市世帯	910,581	921,943	932,974	919,198	930,169	943,055		
	注1 作業対象世帯	910,581	921,943	932,974	919,198	930,169	943,055		
人口	全市人口(人)	1,928,776	1,936,189	1,942,648	1,953,784	1,959,833	1,962,918		
	注1 作業対象人口(人)	1,928,776	1,936,189	1,942,648	1,953,784	1,959,833	1,962,918		
実施率 (%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
注2 市 取 集 量	燃やせるごみ (t)	254,298	258,427	253,582	250,536	246,141	247,997		
	燃やせないごみ (t)	20,594	21,664	19,412	17,855	16,347	15,321		
	びん・缶・ペットボトル (t)	34,330	34,833	34,344	34,106	33,857	33,496		
	プラスチック (t)	29,656	29,663	29,164	29,151	29,072	29,262		
	雑がみ (t)	25,559	25,419	24,796	23,984	23,224	22,948		
	枝・葉・草 (t)	19,723	20,247	19,541	20,425	19,968	20,410		
	大型ごみ (t)	10,855	12,212	11,164	11,026	10,578	10,882		
	地域清掃ごみ (t)	5,224	4,175	3,355	3,497	3,020	2,658		
	管路ごみ (t)	178	0	0	0	0	0		
	小計 (t)	400,418	406,641	395,358	390,581	382,207	382,974		
	日量 (t)	1,558	1,576	1,532	1,508	1,476	1,490		
	その他 量	許可業者収集 (t)	141,265	142,861	142,034	142,950	143,642	148,028	
		自己搬入量 (t)	72,218	74,574	65,181	65,128	65,612	66,553	
		小計 (t)	213,483	217,435	207,215	208,078	209,254	214,581	
合計 (t)		613,901	624,076	602,573	598,658	591,462	597,555		
注3 ご み 処 理 区 分	焼却 (t)	449,316 (73%)	451,830 (72%)	440,642 (73%)	445,805 (74%)	440,165 (74%)	446,275 (75%)		
	埋立 (t)	41,051 (7%)	48,695 (8%)	41,216 (7%)	32,711 (5%)	33,501 (6%)	33,606 (6%)		
	資源化 (t)	14,149 (2%)	13,260 (2%)	12,741 (2%)	12,345 (2%)	11,563 (2%)	11,432 (2%)		
	資源物選別 (t)	109,385 (18%)	110,290 (18%)	107,974 (18%)	107,797 (18%)	106,233 (18%)	106,242 (18%)		
	焼却灰等 (t)	56,982	55,649	52,968	50,762	53,649	49,292		
	焼却灰リサイクル (t)	1,066	4,959	9,809	14,509	14,507	14,833		
注4 一 人 一 日 当 た り 排 出 量 (g)	市収集量に対するもの	569	575	558	546	534	535		
	(数値の単位未満の算出方法は4捨5入を原則としたため、合計数値とその内訳の計が一致しない場合がある)	燃やせるごみ 361 燃やせないごみ 29 びん・缶・ペットボトル 49 プラスチック 42 雑がみ 36 枝・葉・草 28 地域清掃ごみ 7	燃やせるごみ 366 燃やせないごみ 31 びん・缶・ペットボトル 49 プラスチック 42 雑がみ 36 枝・葉・草 29 地域清掃ごみ 6	燃やせるごみ 358 燃やせないごみ 27 びん・缶・ペットボトル 48 プラスチック 41 雑がみ 35 枝・葉・草 28 地域清掃ごみ 5	燃やせるごみ 350 燃やせないごみ 25 びん・缶・ペットボトル 48 プラスチック 41 雑がみ 34 枝・葉・草 29 地域清掃ごみ 5	燃やせるごみ 344 燃やせないごみ 23 びん・缶・ペットボトル 47 プラスチック 41 雑がみ 32 枝・葉・草 28 地域清掃ごみ 4	燃やせるごみ 346 燃やせないごみ 21 びん・缶・ペットボトル 47 プラスチック 41 雑がみ 32 枝・葉・草 28 地域清掃ごみ 4		
	総量に対するもの	872	883	850	837	827	834		
	家庭から出る廃棄ごみ量 (1人1日当たり) に対するもの	413	419	405	395	386	386		
	稼働日数 (日)	257	258	258	259	259	257		
	注6 車 両	燃やせるごみ	直営車 (台)	101	101	101	87	77	75
			委託車 (台)	41	34	41	49	55	57
		燃やせないごみ	直営車 (台)	—	—	—	—	—	—
			委託車 (台)	13	13	12	12	12	12
		びん・缶・ペットボトル	直営車 (台)	101	101	101	87	(77)	(75)
委託車 (台)			31	31	31	30	32	33	
プラスチック		直営車 (台)	101	101	101	87	—	—	
		委託車 (台)	46	45	45	46	47	47	
雑がみ		直営車 (台)	—	—	—	—	—	—	
		委託車 (台)	22	21	21	20	20	20	
枝・葉・草		直営車 (台)	—	—	—	—	—	—	
		委託車 (台)	14	14	13	12	12	12	
大型ごみ		直営車 (台)	—	—	—	—	—	—	
		委託車 (台)	14	13	15	12	12	12	
地域清掃ごみ	委託車 (台)	1	1	5	5	4	4		
合計 (台)		485	475	486	446	348	347		

注 1. 世帯・人口 ① 世帯及び人口(実績)は、10月1日現在における国勢調査ベースの数値。(遡及修正はしていない。)
 ② 平成13年度実績から、管路世帯・人口を作業世帯・人口から除かないこととした。
 (理由：管路の使用は燃やせるごみ・燃やせないごみ(21年6月まで)のみに限られており、また、管路投入口に入らない場合もステーション収集としているため。)

2. 収集量

- ① 管路ごみは、事業系ごみを含む。(管路ごみは平成24年9月で終了)。
- ② 自己搬入量に公社(ごみ資源化工場)受入の許可収集分を含む。
- ③ 自己搬入の平成15年度から平成19年度までには市外搬入(南空知公衆衛生組合)を含む。
- ④ 平成21年7月以降、雑がみ及び枝・葉・草の収集を開始する等、分別区分を変更した。
- ⑤ 枝・葉・草の収集期間は、5月から12月上旬まで(平成21年は7月から11月まで)である。

3. 処理区分

- ① 処理区分は、工場・埋立地への処理量を示す。
- ② 焼却灰等は、焼却灰・飛灰及び破砕工場・資源化工場の不燃物を合わせた量。
- ③ 焼却灰リサイクルは平成23年度から開始。

項目	年度	30 (実績)	元 (実績)	2 (実績)	3 (実績)	4 (実績)	5 (計画)
世帯	全市世帯	953,039	963,666	966,009	977,768	987,855	995,320
注1	作業対象世帯	953,039	963,666	966,009	977,768	987,855	995,320
人口	全市人口(人)	1,965,940	1,970,052	1,975,065	1,973,331	1,973,011	1,969,912
注1	作業対象人口(人)	1,965,940	1,970,052	1,975,065	1,973,331	1,973,011	1,969,912
実施率 (%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
注2	燃やせるごみ (t)	248,572	251,349	257,899	254,807	248,825	243,600
燃やせないごみ (t)	16,213	14,278	15,424	13,876	13,061	12,600	
びん・缶・ペットボトル (t)	33,677	33,778	35,647	35,429	34,617	33,800	
プラスチック (t)	29,685	30,053	31,248	31,755	31,234	30,500	
雑がみ (t)	22,392	22,147	21,494	20,620	20,629	20,200	
枝・葉・草 (t)	19,281	18,226	21,233	19,437	19,143	19,600	
大型ごみ (t)	11,768	11,403	12,763	12,139	12,189	12,100	
地域清掃ごみ (t)	4,311	2,048	1,678	1,320	1,518	1,400	
管路ごみ (t)	0	0	0	0	0	0	
小計 (t)	385,898	383,283	397,386	389,384	381,216	373,800	
日量 (t)	1,502	1,480	1,540	1,503	1,472	1,443	
許可業者収集 (t)	149,290	145,593	123,004	123,783	131,655	132,800	
自己搬入量 (t)	71,113	73,344	71,427	53,639	57,585	59,600	
小計 (t)	220,402	218,937	194,430	177,422	189,240	192,400	
合計 (t)	606,300	602,220	591,817	566,806	570,456	566,200	
注3	焼却 (t)	450,691 (74%)	447,483 (74%)	433,547 (73%)	428,851 (76%)	429,573 (75%)	426,777 (75%)
埋立 (t)	39,170 (6%)	39,285 (7%)	39,161 (7%)	22,676 (4%)	25,923 (5%)	25,353 (4%)	
資源化 (t)	11,396 (2%)	11,121 (2%)	9,278 (2%)	8,823 (2%)	9,158 (2%)	9,770 (2%)	
資源物選別 (t)	105,043 (17%)	104,332 (17%)	109,830 (19%)	106,455 (19%)	105,802 (19%)	104,300 (18%)	
焼却灰等 (t)	50,287	48,590	45,757	46,350	44,873	45,364	
焼却灰リサイクル (t)	14,502	14,511	18,505	17,512	17,937	19,000	
注4	一人一日当たり排出量	538	532	551	541	529	518
市収集量に対するもの	燃やせるごみ 346 燃やせないごみ 23 びん・缶・ペットボトル 47 プラスチック 41 雑がみ 31 枝・葉・草 27 大型ごみ 16 地域清掃ごみ 6	燃やせるごみ 349 燃やせないごみ 20 びん・缶・ペットボトル 47 プラスチック 42 雑がみ 31 枝・葉・草 25 大型ごみ 16 地域清掃ごみ 3	燃やせるごみ 358 燃やせないごみ 21 びん・缶・ペットボトル 49 プラスチック 43 雑がみ 30 枝・葉・草 29 大型ごみ 18 地域清掃ごみ 2	燃やせるごみ 354 燃やせないごみ 19 びん・缶・ペットボトル 49 プラスチック 44 雑がみ 29 枝・葉・草 27 大型ごみ 17 地域清掃ごみ 2	燃やせるごみ 346 燃やせないごみ 18 びん・缶・ペットボトル 48 プラスチック 43 雑がみ 29 枝・葉・草 27 大型ごみ 17 地域清掃ごみ 2	燃やせるごみ 338 燃やせないごみ 17 びん・缶・ペットボトル 47 プラスチック 42 雑がみ 28 枝・葉・草 27 大型ごみ 17 地域清掃ごみ 2	
総量に対するもの	845	835	821	787	792	785	
(g) 家庭から出る廃棄ごみ量 (1人1日当たり) に対するもの	391	387	399	391	382	374	
注5	稼働日数 (日)	257	259	258	259	259	259
注6	燃やせるごみ 直営車 (台)	71	71	71	71	71	71
委託車 (台)	61	63	63	63	63	63	
燃やせないごみ 直営車 (台)	—	—	—	—	—	—	
委託車 (台)	12	11	11	11	11	11	
びん・缶・ペットボトル 直営車 (台)	(71)	(71)	(71)	(71)	(71)	(71)	
委託車 (台)	33	34	34	34	34	34	
プラスチック 直営車 (台)	—	—	—	—	—	—	
委託車 (台)	47	47	47	47	47	47	
雑がみ 直営車 (台)	—	—	—	—	—	—	
委託車 (台)	19	19	19	19	19	19	
枝・葉・草 直営車 (台)	—	—	—	—	—	—	
委託車 (台)	12	12	12	12	12	12	
大型ごみ 委託車 (台)	11	11	12	12	12	12	
地域清掃ごみ 委託車 (台)	5	5	5	5	5	5	
合計 (台)	342	273	274	274	274	274	

注 4. 一人一日当たり排出量

① 「市収集量に対するもの」は、市収集量と作業対象人口及び年度日数から算出。
 ② 燃やせるごみ (平成13～24年度分) と燃やせないごみ (平成13～21年度分) は、管路収集分を含む。
 ③ 「総量に対するもの」は、収集量合計と全市人口及び年度日数から算出。
 ④ 「家庭から出る廃棄ごみ量 (1人1日当たり) に対するもの」は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ (資源化分除く)、地域清掃ごみの収集量合計と全市人口及び年度日数から算出。

5. 稼働日数

① 最も稼働日数が多いごみ種の稼働日数を示している。

6. 車両

① 直営車は、予備車及び随時作業車を含んだ稼働可能台数。
 ② 直営車は、平成22年度から「燃やせるごみ」のほかに、「びん・缶・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」を収集。
 ③ 委託車は、ごみ種ごとの年度総台数を稼働日数で除して算出。
 ④ 平成21年度については、収集体制を変更した7月以降の数値である。

イ 市直営・委託別収集推移

ごみ区分		年度		24(実績)		25(実績)		26(実績)		27(実績)		28(実績)		29(実績)	
燃やせるごみ	直 営	163,751	(64%)	166,035	(64%)	164,553	(65%)	133,187	(53%)	114,779	(47%)	110,709	(45%)		
	委 託	90,547	(36%)	92,392	(36%)	89,029	(35%)	117,348	(47%)	131,362	(53%)	137,288	(55%)		
燃やせないごみ	直 営	50	(0%)	23	(0%)	0	(0%)	8	(0%)	3	(0%)	2	(0%)		
	委 託	20,544	(100%)	21,642	(100%)	19,412	(100%)	17,847	(100%)	16,345	(100%)	15,320	(100%)		
びん・缶・ペット	直 営	10,746	(31%)	10,904	(31%)	10,921	(32%)	10,476	(31%)	8,540	(25%)	8,051	(24%)		
	委 託	23,584	(69%)	23,930	(69%)	23,423	(68%)	23,630	(69%)	25,317	(75%)	25,445	(76%)		
プラスチック	直 営	1,576	(5%)	1,646	(6%)	1,608	(6%)	232	(1%)	57	(0%)	94	(0%)		
	委 託	28,080	(95%)	28,017	(94%)	27,556	(94%)	28,920	(99%)	29,015	(100%)	29,168	(100%)		
雑がみ	直 営	8	(0%)	18	(0%)	20	(0%)	5	(0%)	11	(0%)	1	(0%)		
	委 託	25,551	(100%)	25,401	(100%)	24,776	(100%)	23,979	(100%)	23,212	(100%)	22,946	(100%)		
枝・葉・草	直 営	86	(0%)	52	(0%)	54	(0%)	50	(0%)	47	(0%)	130	(1%)		
	委 託	19,638	(100%)	20,195	(100%)	19,487	(100%)	20,376	(100%)	19,922	(100%)	20,281	(99%)		
大型ごみ	委 託	10,855	(100%)	12,212	(100%)	11,164	(100%)	11,026	(100%)	10,578	(100%)	10,882	(100%)		
地域清掃ごみ	直 営	5,110	(98%)	3,661	(88%)	2,598	(77%)	2,722	(78%)	2,259	(75%)	1,965	(74%)		
	委 託	114	(2%)	514	(12%)	757	(23%)	775	(22%)	760	(25%)	693	(26%)		
管路	委 託	178	(100%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	直 営	181,327	(45%)	182,338	(45%)	179,754	(45%)	146,679	(38%)	125,697	(33%)	120,952	(32%)		
	委 託	219,091	(55%)	224,302	(55%)	215,604	(55%)	243,901	(62%)	256,511	(67%)	262,022	(68%)		
	計	400,418	(100%)	406,641	(100%)	395,358	(100%)	390,581	(100%)	382,207	(100%)	382,974	(100%)		

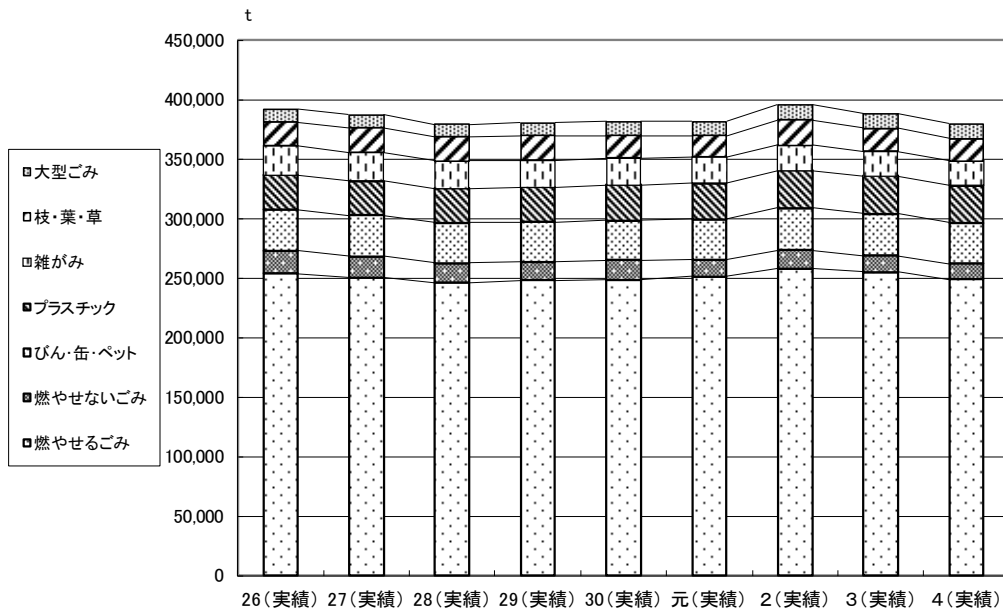
ウ 令和5年度事務所別収集計画 [令和4年度稼働日数 259日 令和5年度稼働日数 259日]

区 分	事 務 所	中 央	北	東	白 石	豊平・南	西	合 計
		作 業 対 象 人 口	253,736 (252,606)	288,346 (289,644)	263,774 (264,626)	334,151 (334,605)	471,104 (471,932)	358,801 (359,598)
燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペット、プラスチック、雑がみ、枝・葉・草、地域清掃ごみ収集量(大型・管路を除く)	年間量 (t)	45,754 (47,067)	53,298 (54,308)	47,624 (48,650)	60,881 (62,193)	87,825 (89,601)	66,318 (67,208)	361,700 (369,027)
	日 量 (t)	177 (182)	206 (210)	184 (188)	235 (240)	339 (346)	256 (259)	1,397 (1,425)
一人一日当たり排出量(g) (大型・管路を除く)		494 (510)	506 (514)	495 (504)	499 (509)	511 (520)	506 (512)	503 (512)
大型戸別収集件数		58,445 (58,161)	50,067 (49,824)	46,622 (46,396)	67,340 (67,013)	87,870 (87,443)	60,698 (60,403)	371,041 (369,240)

- ・ 上段数値は令和5年度計画、下段の()書き数値は令和4年度実績である。
- ・ 白石には厚別区、豊平・南には清田区、西には手稲区を含む。
- ・ 平成30年4月に豊平と南が統合し、豊平・南清掃事務所となった。
- ・ 各事務所の地域清掃ごみの収集計画量は、全市収集計画量及び前年度の事務所別収集量比率から算出。
- ・ 日量は、年間量を稼働日数で除したものである。
- ・ 一人一日当たり排出量は、年間量を作業対象人口及び年間日数で除したものである。
- ・ 各事務所の大型戸別収集件数(計画)は、全市計画件数及び前年度の事務所別排出比率から算出。
- ・ 数値の単位未満の算出方法は四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳の計が一致しない場合がある。

ごみ区分	年度	30(実績)		元(実績)		2(実績)		3(実績)		4(実績)		5(計画)	
		数量	(%)	数量	(%)	数量	(%)	数量	(%)	数量	(%)	数量	(%)
燃やせるごみ	直 営	102,092	(41%)	101,495	(40%)	102,483	(40%)	102,090	(40%)	99,056	(40%)	97,440	(40%)
	委 託	146,480	(59%)	149,854	(60%)	155,416	(60%)	152,718	(60%)	149,769	(60%)	146,160	(60%)
燃やせないごみ	直 営	45	(0%)	-		0	(0%)	31	(0%)	2	(0%)	-	
	委 託	16,168	(100%)	14,278	(100%)	15,423	(100%)	13,844	(100%)	13,059	(100%)	12,600	(100%)
びん・缶・ペット	直 営	7,588	(23%)	7,338	(22%)	7,719	(22%)	7,549	(21%)	7,230	(21%)	7,098	(21%)
	委 託	26,088	(77%)	26,439	(78%)	27,928	(78%)	27,881	(79%)	27,387	(79%)	26,702	(79%)
プラスチック	直 営	114	(0%)	82	(0%)	66	(0%)	93	(0%)	65	(0%)	-	
	委 託	29,570	(100%)	29,972	(100%)	31,182	(100%)	31,661	(100%)	31,170	(100%)	30,500	(100%)
雑がみ	直 営	16	(0%)	3	(0%)	0	(0%)	1	(0%)	11	(0%)	-	
	委 託	22,375	(100%)	22,144	(100%)	21,494	(100%)	20,620	(100%)	20,618	(100%)	20,200	(100%)
枝・葉・草	直 営	142	(1%)	60	(0%)	12	(0%)	51	(0%)	11	(0%)	-	
	委 託	19,139	(99%)	18,166	(100%)	21,220	(100%)	19,386	(100%)	19,132	(100%)	19,600	(100%)
大型ごみ	委 託	11,768	(100%)	11,403	(100%)	12,763	(100%)	12,139	(100%)	12,189	(100%)	12,100	(100%)
地域清掃ごみ	直 営	2,766	(64%)	1,618	(79%)	1,454	(87%)	1,193	(90%)	1,389	(91%)	1,260	(90%)
	委 託	1,544	(36%)	430	(21%)	224	(13%)	127	(10%)	129	(9%)	140	(10%)
管路	委 託	-		-		-		-		-		-	
計	直 営	112,763	(29%)	110,596	(29%)	111,735	(28%)	111,008	(29%)	107,764	(28%)	105,798	(28%)
	委 託	273,133	(71%)	272,686	(71%)	285,651	(72%)	278,376	(71%)	273,452	(72%)	268,002	(72%)
	計	385,896	(100%)	383,283	(100%)	397,386	(100%)	389,384	(100%)	381,216	(100%)	373,800	(100%)

エ ごみ収集実績量(燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチック)の推移



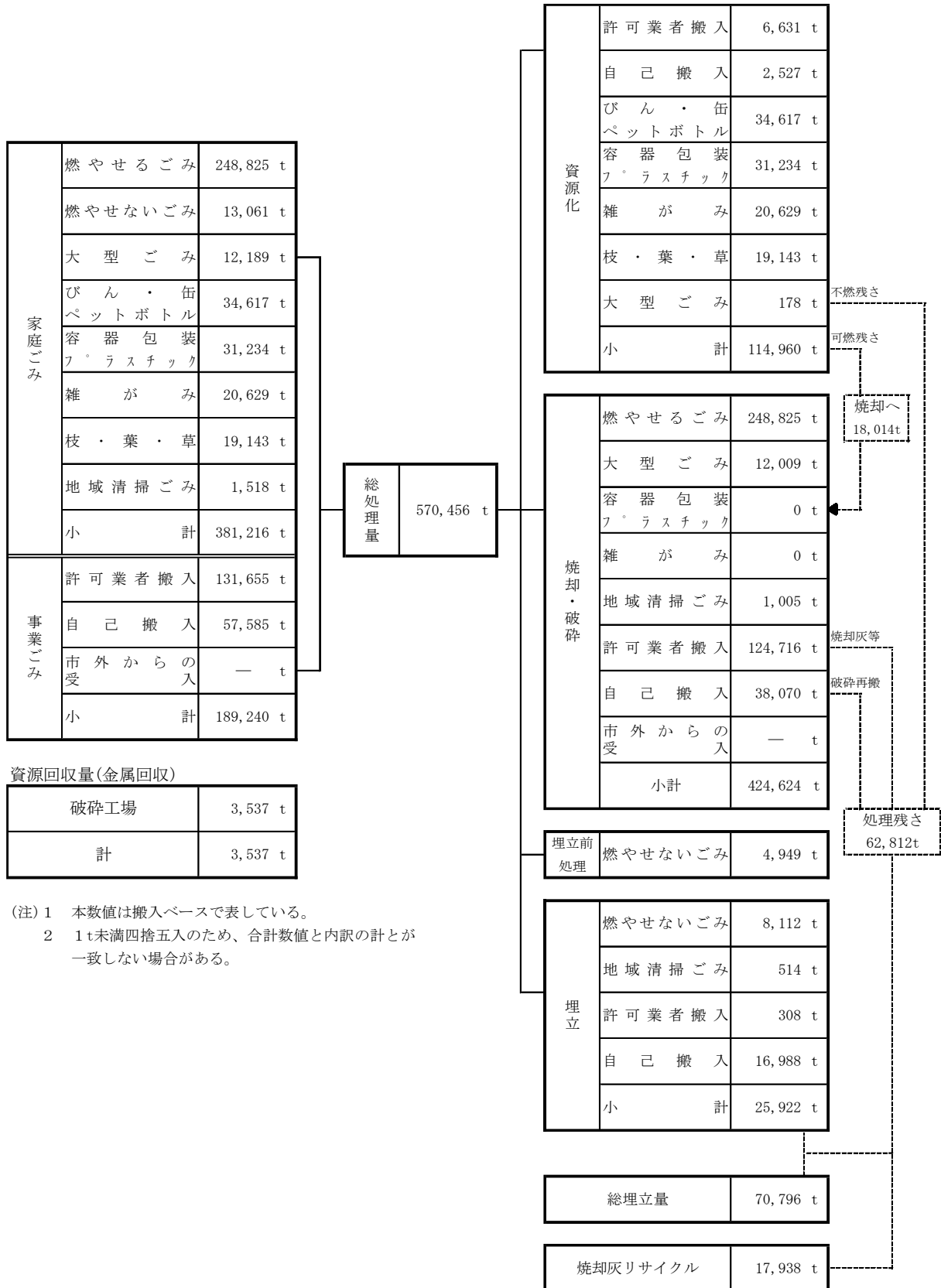
(2) 処理実績

(令和4年度)

区分	施設	搬入区分	年間量	合計	1日平均	処理割合	
			(t)	(t)	(t)	(%)	
焼却・破砕	発寒	家庭ごみ	85,554	141,482	388	24.8	
		事業ごみ	55,928				
	篠路	家庭ごみ	3,131	11,099	30	1.9	
		事業ごみ	7,968				
	駒岡	家庭ごみ	77,665	116,870	320	20.5	
		事業ごみ	39,205				
	白石	家庭ごみ	100,437	160,122	439	28.1	
		事業ごみ	59,685				
	計	家庭ごみ	266,787	429,573	1,177	75.3	
		事業ごみ	162,786				
資源化	セ資源 選別	中沼	家庭ごみ	22,975	22,975	63	4.0
			事業ごみ	0			
	駒岡	家庭ごみ	11,643	11,643	32	2.0	
		事業ごみ	0				
	小計	家庭ごみ	34,617	34,617	95	6.1	
		事業ごみ	0				
	ごみ資源化工場	家庭ごみ	0	9,158	25	1.6	
		事業ごみ	9,158				
	中沼プラスチック 選別センター	家庭ごみ	31,234	31,234	86	5.5	
		事業ごみ	0				
	中沼雑がみ 選別センター	家庭ごみ	9,076	9,076	25	1.6	
		事業ごみ	0				
	民間古紙ヤード (雑がみ)	家庭ごみ	11,553	11,553	32	2.0	
		事業ごみ	0				
	枝・葉・草 資源化ヤード	家庭ごみ	19,143	19,143	52	3.4	
		事業ごみ	0				
	リサイクルプラザ	家庭ごみ	178	178	-	-	
		事業ごみ	0				
	計	家庭ごみ	105,802	114,960	315	20.2	
		事業ごみ	9,158				
埋立	山本	家庭ごみ	6,619	7,005	19	1.2	
		事業ごみ	385				
	山口	家庭ごみ	2,008	18,918	52	3.3	
		事業ごみ	16,911				
	計	家庭ごみ	8,627	25,923	71	4.5	
		事業ごみ	17,296				
合計	家庭ごみ	381,216	570,456	1,559	100.0		
	事業ごみ	189,240					

- (注) 1 家庭ごみとは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、びん・缶・ペットボトル、容器包装プラスチック、雑がみ、枝・葉・草、地域清掃ごみの収集したごみをいう。
- 2 事業ごみとは、許可業者搬入、自己搬入のごみをいう。
- 3 1日平均は、年間量を365日で除した。
- 4 小数点以下四捨五入のため、合計数値の内訳と計が一致しない場合がある。
- 5 篠路清掃工場はH23.3末に廃止し、破砕施設のみ継続稼働中。

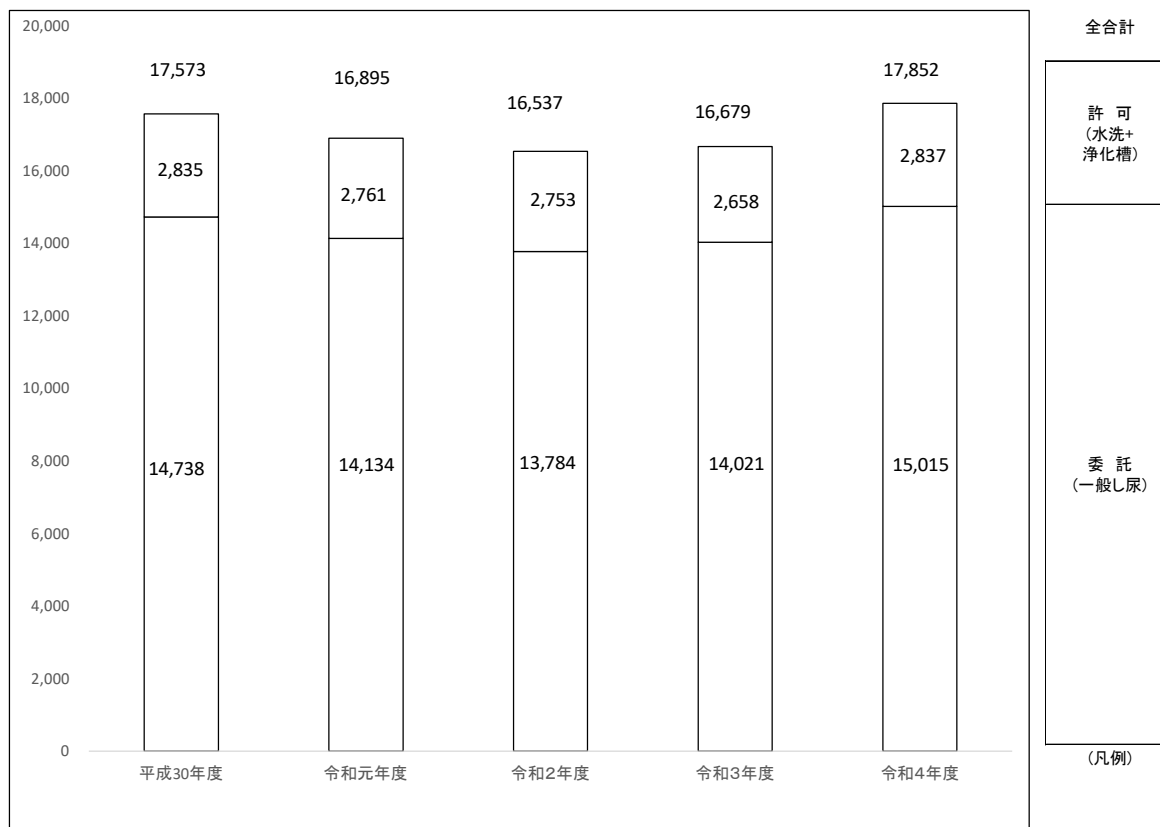
(令和4年度ごみ処理実績)



- (注) 1 本数値は搬入ベースで表している。
 2 1t未満四捨五入のため、合計数値と内訳の計とが一致しない場合がある。

3 し尿処理関係

(1) 収集



項目		年度				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口	全市人口(人)	1,961,225	1,965,161	1,969,686	1,974,212	1,970,407
	(浄化槽人口)	(1,401)	(1,286)	(1,292)	(1,409)	(1,457)
要収集		7,764	7,377	7,341	7,497	7,428
要収集率(%)		0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
収集量	委託(仮設等)	14,738	14,134	13,784	14,021	15,015
	許可	(3,291)	(3,228)	(3,072)	(2,994)	(2,988)
	計	2,835	2,761	2,753	2,658	2,837
計		17,573	16,895	16,537	16,679	17,852
排泄量	1人当たり/年(L)	1,799	1,791	1,771	1,811	2,014
	1人当たり/日(L)	4.93	4.91	4.84	4.96	5.52
収集車稼働日数(日)	委託(台)	8	8	8	8	8
	許可(台)	2	2	2	2	2
稼働日数(日)		243	239	243	242	243
処理	消化科学処理	—	—	—	—	—
	下水道に投入	100%	100%	100%	100%	100%
備考						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月1日現在の国勢調査ベース推計人口。 ○ 委託は、一般し尿の収集である。 ○ 許可は、浄化槽汚泥及び水洗式くみ取り便所の収集である。 ○ 1人当たりの排泄量は、仮設分・許可分を除く。 						

(2) 処理

(令和4年度)

処理区分	処理場	自治体	種別	年間量内訳 (kL)	1日平均 (kL)	処理割合 (1)	処理割合 (2)
下水道に投入	クリーンセンター	札幌市	一般し尿	15,833	43	84.1%	66.8%
			水洗し尿	290	1	1.5%	
			浄化槽汚泥	2,701	7	14.3%	
			小計	18,824	52	100.0%	
		石狩市	し尿	4,862	13	80.5%	21.4%
			浄化槽汚泥	1,175	3	19.5%	
			小計	6,037	17	100.0%	
		当別町	し尿	2,511	7	75.8%	11.8%
			浄化槽汚泥	800	2	24.2%	
			小計	3,311	9	100.0%	
合計				28,172	77		100.0%
注							
○ 1日平均処理量は365日で除した。							
○ 1kL以下は四捨五入のため、合計数値と内訳とが一致しない場合がある。							
○ 平成28年10月より石狩市、当別町のし尿受入開始。							

4 清掃車両整備実績

(単位：台)

項目	年度	年度			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
整備対象車	ごみ収集車両	71	71	71	71
	その他車両	72	72	72	72
	計	143	143	143	143
車検	自家整備	0	0	0	0
	外注整備	115	133	121	135
	計	115	133	121	135
定期	自家整備	531	544	546	538
	外注整備	327	312	321	269
	計	858	856	867	807
臨時	自家整備	968	1,079	936	1,045
	外注整備	245	194	196	210
	計	1,213	1,273	1,132	1,255
計	自家整備	1,499	1,623	1,482	1,583
	外注整備	687	639	638	614
	総計	2,186	2,262	2,120	2,197

5 清掃車両稼働実績

令和 4 年 度 車 種

用途	区分 車種	車両 台数	走行キロ数		燃料費			
			計 (km) (A)	1台当たりの キロ数	消費量(%)	金額(円) (B)	1台当たりの 消費量(%)	1台当たりの 金額(円)
	ごみ収集車	71	1,243,907	17,520	425,461	69,591,876	5,992	980,167
処理場管理	汚泥ポンプ車	1	1,111	1,111	254	41,546	254	41,546
	ダンプ車	2	49,022	24,511	17,955	2,936,866	8,978	1,468,433
	処理場管理車	2	24,241	12,121	1,956	319,939	978	159,970
	埋立地人員輸送車	8	38,330	4,791	7,102	1,161,661	888	145,208
	補修資材運搬車	1	24,009	24,009	8,155	1,333,898	8,155	1,333,898
	施設管理車	1	18,397	18,397	2,457	401,887	2,457	401,887
各種指導	清掃指導車	8	38,070	4,759	4,402	720,027	550	90,003
	サンプリング車	1	1,404	1,404	200	32,714	200	32,714
	事業廃棄物指導車	1	5,992	5,992	1,268	207,404	1,268	207,404
	巡回サービス車	1	546	546	55	8,996	55	8,996
	清掃パトロール車	15	135,054	9,004	20,861	3,412,135	1,391	227,476
	美化パトロール車	17	256,178	15,069	46,927	7,675,685	2,760	451,511
清掃工場管理	清掃工場管理車	4	26,613	6,653	2,878	470,795	720	117,699
	清掃工場作業車	1	904	904	190	31,078	190	31,078
普及啓発	展示車(スケルトン車)	2	2,745	1,373	450	73,606	225	36,803
小 計		136	1,866,523		540,570	88,420,114		

特殊作業	フォークリフト	2						
	ショベルローダ	5						
小 計		7						

合 計		143			540,570	88,420,114		
-----	--	-----	--	--	---------	------------	--	--

別 整備実績表 (集計表)

整備費			清掃車両等用品費		整備費等 (円)		1台当たりの整備費等 (円)	1km当たりの維持費 (円)	
外注費			計 (円) (C)	1台当たりの整備費 (円)	計 (円) (D)	1台当たりの費用 (円)			(B)+(C)+(D) =(E)
車検 (円)	定期整備 (円)	臨時修繕 (円)							
49,054,049	15,927,788	12,482,476	77,464,313	1,091,047	21,375,875	301,069	168,432,064	2,372,283	135
536,492	50,930	0	587,422	587,422	191,837	191,837	820,806	820,806	739
1,743,940	230,670	199,398	2,174,008	1,087,004	281,248	140,624	5,392,122	2,696,061	110
442,992	8,910	85,380	537,282	268,641	0	0	857,221	428,611	35
2,645,995	553,234	60,331	3,259,560	407,445	413,169	51,646	4,834,391	604,299	126
796,488	355,300	0	1,151,788	1,151,788	0	0	2,485,686	2,485,686	104
148,500	10,450	0	158,950	158,950	0	0	560,837	560,837	30
1,553,218	54,642	4,400	1,612,260	201,533	112,015	14,002	2,444,303	305,538	64
147,015	7,700	0	154,715	154,715	0	0	187,429	187,429	133
277,574	4,537	122,870	404,981	404,981	0	0	612,385	612,385	102
220,000	0	90,970	310,970	310,970	0	0	319,966	319,966	586
3,910,016	404,230	837,782	5,152,028	343,469	525,866	35,058	9,090,029	606,002	67
5,699,272	329,824	871,288	6,900,384	405,905	703,625	41,390	15,279,694	898,806	60
522,313	15,136	18,150	555,599	138,900	104,896	26,224	1,131,290	282,822	43
250,800	0	0	250,800	250,800	0	0	281,878	281,878	312
839,520	333,564	0	1,173,084	586,542	0	0	1,246,690	623,345	454
68,788,184	18,286,915	14,773,045	101,848,144		23,708,533		213,976,791		
0	167,255	0	167,255	83,628		0	167,255	83,628	
0	525,789	798,033	1,323,822	264,764	12,375	2,475	1,336,197	267,239	
0	693,044	798,033	1,491,077		12,375		1,503,452		
68,788,184	18,979,959	15,571,078	103,339,221		23,720,908		215,480,243		

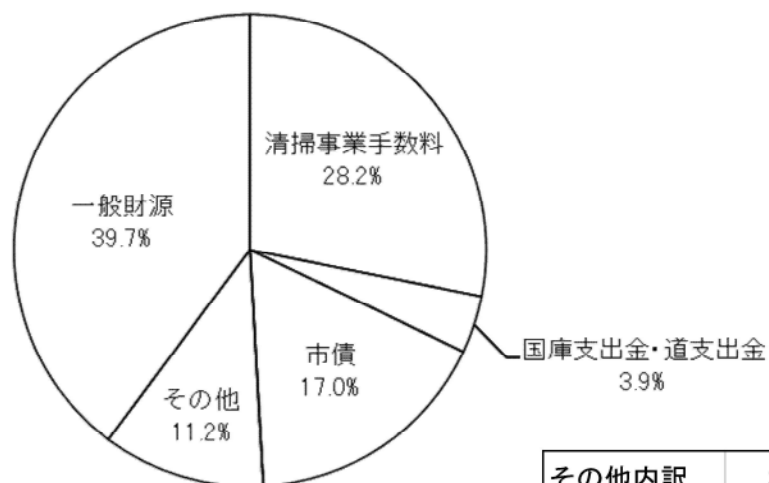
6 令和4年度清掃事業関係決算

(1) 歳入歳出額

(単位：円)

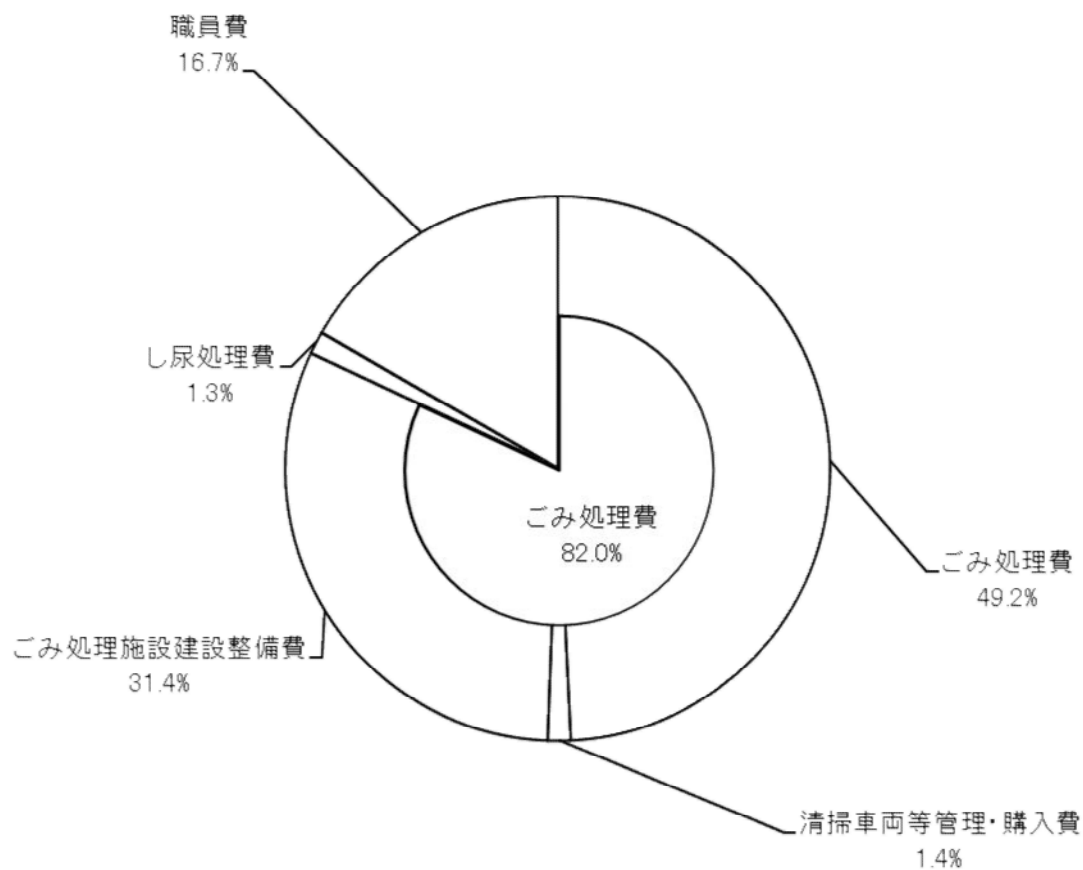
歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
環境費使用料・環境庁舎施設等使用料	15,822,016	ごみ処理費	13,380,807,830
環境費手数料・清掃事業手数料	7,655,625,185	清掃車両等管理・購入費	367,631,250
(家庭ごみ処理手数料)	3,691,699,400	ごみ処理施設等建設・整備費	8,527,277,293
(ごみ処分手数料)	3,720,287,665	(ごみ処理費計)	22,275,716,373
(し尿処理手数料)	226,838,010	し尿処理費	365,202,782
(その他)	16,800,110	(し尿処理費計)	365,202,782
国庫支出金・環境費交付金	1,059,026,396	(清掃事業費計)	22,640,919,155
道 支 出 金	599,233	職員費・職員給与(清掃関係職員分)	4,536,803,828
財 産 収 入	71,365,230		
(貸家料)	17,669,635		
(貸地料)	46,254,895		
(生産物売払)	7,440,700		
特別会計繰入金・基金会計	5,883,384		
延滞金加算金及び過料	147,000		
受託事業収入及び清掃受託金	71,250,830		
環 境 費 雑 入	2,866,242,262		
(資源物リサイクル事業収入)	1,333,955,365		
(清掃事業収入)	1,506,628,400		
(環境その他雑入)	24,816,557		
(自動車事故賠償金)	841,940		
違 約 金 及 び 延 滞 利 息	4,100		
市 債	4,629,000,000		
特 定 財 源 計	16,374,965,636		
一 般 財 源	10,802,757,347		
一 般 財 源 計	10,802,757,347		
合 計	27,177,722,983	合 計	27,177,722,983

〈歳入の割合〉



その他内訳	金額	割合
環境費雑入	2,866,242,262	10.55%
違約金	4,100	0.00%
使用料	15,822,016	0.06%
財産収入	71,365,230	0.26%
基金	5,883,384	0.02%
過料	147,000	0.00%
清掃受託金	71,250,830	0.26%

〈歳出の割合〉



(2) 歳入歳出決算額の推移

①歳入決算額

(単位：円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
環境費手数料・清掃事業手数料	7,527,791,524	7,528,673,897	7,610,695,115	7,847,412,283	7,988,790,142	8,045,386,512	7,648,531,914	7,526,207,287	7,655,625,185	7,988,204,000
家庭ごみ処理手数料	3,290,551,000	3,280,323,500	3,310,459,860	3,424,482,640	3,459,188,360	3,582,206,600	3,595,632,200	3,811,731,000	3,691,699,400	3,620,092,000
ごみ処分手数料	4,054,762,500	4,071,303,307	4,098,538,654	4,212,395,876	4,313,905,652	4,254,777,682	3,826,320,004	3,485,146,607	3,720,287,665	4,131,229,000
し尿処理手数料	167,227,674	163,746,040	188,230,841	192,031,517	199,662,380	191,916,890	211,691,060	214,222,240	226,838,010	221,311,000
その他	15,250,350	13,301,050	13,465,760	18,502,250	16,033,750	16,485,340	14,888,650	15,107,440	16,800,110	15,572,000
国庫支出金・道支出金	190,861,000	232,871,700	9,062,800	5,646,900	6,399,560	8,933,914	8,281,600	95,266,622	1,059,625,629	5,674,206,000
その他	2,656,000,063	2,376,991,023	2,145,774,778	2,680,761,792	2,633,020,488	2,313,334,432	2,295,637,757	4,960,662,773	3,030,714,822	2,544,679,000
市債	3,048,000,000	2,820,000,000	2,244,000,000	2,039,000,000	2,855,000,000	1,302,000,000	1,672,000,000	2,300,000,000	4,629,000,000	13,093,000,000
繰越金	0	0	0	0	0	2,000,000	25,590,000	278,000	0	0
一般財源	9,282,702,570	9,771,078,790	9,890,254,889	8,794,235,384	8,465,195,408	9,251,409,634	9,268,287,683	6,818,075,176	10,802,757,347	12,930,320,000
合計	22,705,355,157	22,729,615,410	21,899,787,582	21,367,056,359	21,948,405,598	20,923,064,492	20,918,328,954	21,700,489,858	27,177,722,983	42,230,409,000

※令和5年度の数値は当初予算額である。

②歳出決算額

(単位：円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ処理費	17,058,130,694	17,170,132,076	16,311,617,552	15,866,613,057	16,818,474,850	15,796,646,324	15,999,500,588	16,902,696,802	22,275,716,373	37,120,352,000
ごみ処理費	11,441,606,665	11,582,090,301	11,798,372,317	11,680,259,257	11,943,283,046	11,929,123,885	11,936,496,164	12,570,525,261	13,380,807,830	14,029,678,000
清掃車両等管理・購入費	464,135,893	314,102,122	313,096,057	304,459,738	317,582,332	311,474,192	292,514,997	327,082,130	367,631,250	290,594,000
ごみ処理施設等建設・整備費	5,152,388,136	5,273,939,653	4,200,149,178	3,881,894,062	4,483,347,243	3,546,497,247	3,770,489,427	4,005,089,411	8,527,277,293	22,800,080,000
その他ごみ処理関係費	0	0	0	0	74,262,229	9,551,000	0	0	0	0
し尿処理費	253,621,683	258,159,883	309,357,004	307,220,271	316,331,460	311,747,037	335,202,102	328,184,350	365,202,782	375,024,000
し尿処理費	253,621,683	258,159,883	309,357,004	307,220,271	316,331,460	311,747,037	335,202,102	328,184,350	365,202,782	375,024,000
職員費・職員給与(清掃関係分)	5,393,602,780	5,301,323,451	5,278,813,026	5,193,223,031	4,837,599,288	4,814,671,131	4,583,626,264	4,469,608,706	4,536,803,828	4,735,033,000
合計	22,705,355,157	22,729,615,410	21,899,787,582	21,367,056,359	21,972,405,598	20,923,064,492	20,918,328,954	21,700,489,858	27,177,722,983	42,230,409,000

(3) 手数料収入

ア ごみ処分手数料の収入実績表

(単位：千円)

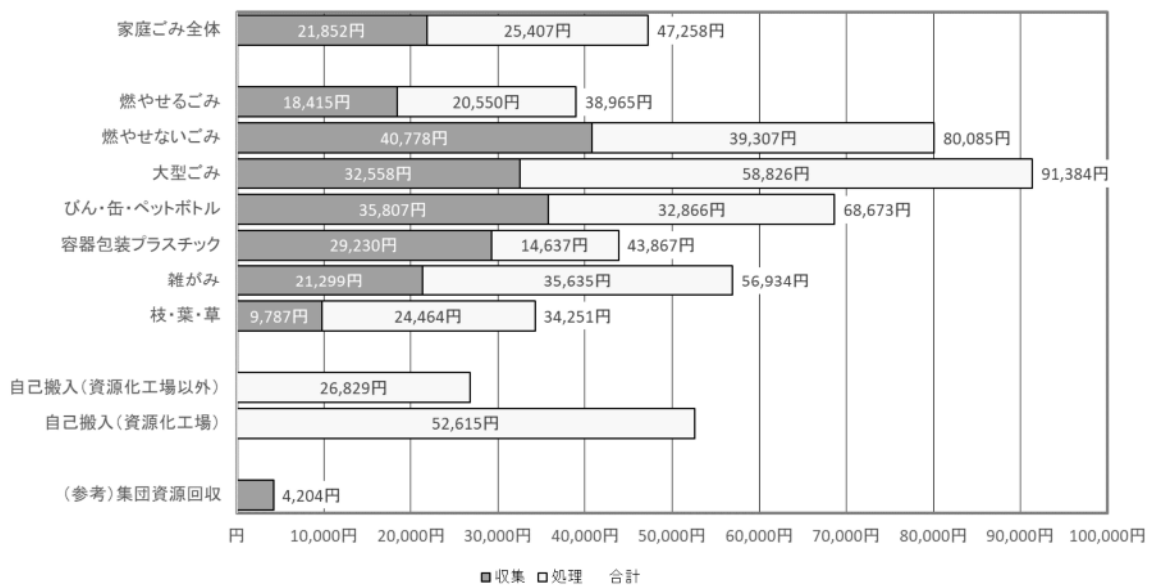
年度	現年度手数料			過年度手数料		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
25	4,200,844	4,200,838	99.9%	2,059	0	0.0%
26	4,054,763	4,054,763	100.0%	6	0	0.0%
27	4,071,303	4,071,303	100.0%	6	0	0.0%
28	4,098,539	4,098,539	100.0%	6	0	0.0%
29	4,212,396	4,212,396	100.0%	6	0	0.0%
30	4,313,906	4,313,906	100.0%	6	0	0.0%
元	4,254,778	4,254,778	100.0%	6	0	0.0%
2	3,826,320	3,826,320	100.0%	6	0	0.0%
3	3,485,147	3,485,147	100.0%	6	0	0.0%
4	3,720,288	3,720,288	100.0%	0	0	0.0%

イ し尿処理手数料の収入実績表

(単位：千円)

年度	現年度手数料			過年度手数料		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
25	172,457	170,184	98.7%	5,526	2,617	47.4%
26	167,311	165,193	98.7%	4,780	2,035	42.6%
27	163,362	161,582	98.9%	4,466	2,163	48.4%
28	188,010	186,442	99.2%	3,840	1,789	46.6%
29	191,942	190,476	99.2%	3,100	1,555	50.2%
30	199,561	198,266	99.4%	2,549	1,396	54.8%
元	191,806	190,674	99.4%	2,248	1,243	55.3%
2	211,340	190,824	90.3%	1,931	1,098	56.9%
3	214,213	213,496	99.7%	1,420	726	51.1%
4	227,133	226,130	99.6%	1,306	708	54.2%

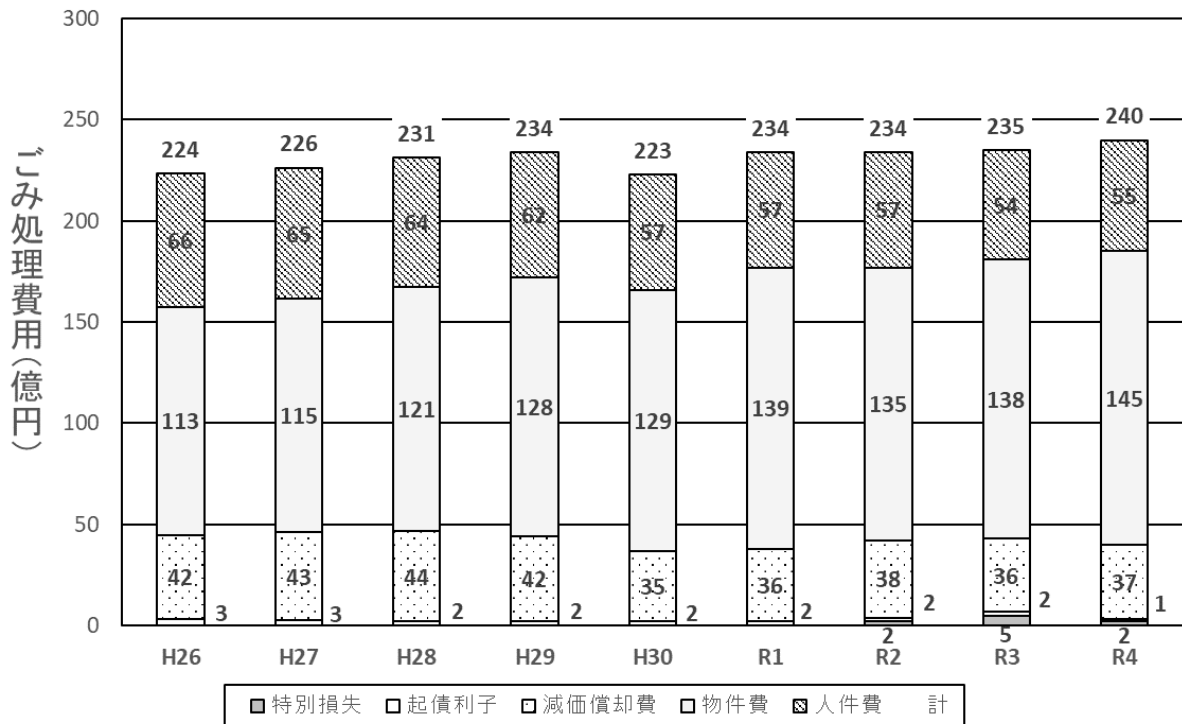
(4) ごみ種別の1トンあたりの収集・処理原価（令和4年度決算）



※1・・・平成29年度まで別途表示していた「破碎ごみ(破碎工場)」は、ごみの収集区分ごとに按分して計上しています。

※2・・・自己搬入ごみとは、市民の皆様や事業所が清掃工場等に直接搬入するごみを指します。

(5) ごみ処理費用（企業会計的手法）の推移



□一般会計歳出決算額（74 頁）と「ごみ処理費用（企業会計的手法）」との違いについて

一般会計歳出決算額（令和4年度：約272億円）は、単年度ごとの経費であるため、施設建設や車両購入費の有無等によって、年度ごとにその額が大きく変化します。

「ごみ処理費用（企業会計的手法）」は、一般会計歳出決算額から年度によって大きく変化する経費（施設の建設、車両の購入等）及びごみ処理に関係しない費用※を除き、特別損失、減価償却費、その他管理部門経費、起債利子及び退職手当を加算することにより、各年度のコストを平準化して分析することを目的に企業会計的手法を用いて試算したものです。令和4年度決算は約240億円となりました。

※ ごみ処理に関係しない費用・・・し尿関係費、基金への造成費、その他非原価経費

7 ごみの組成

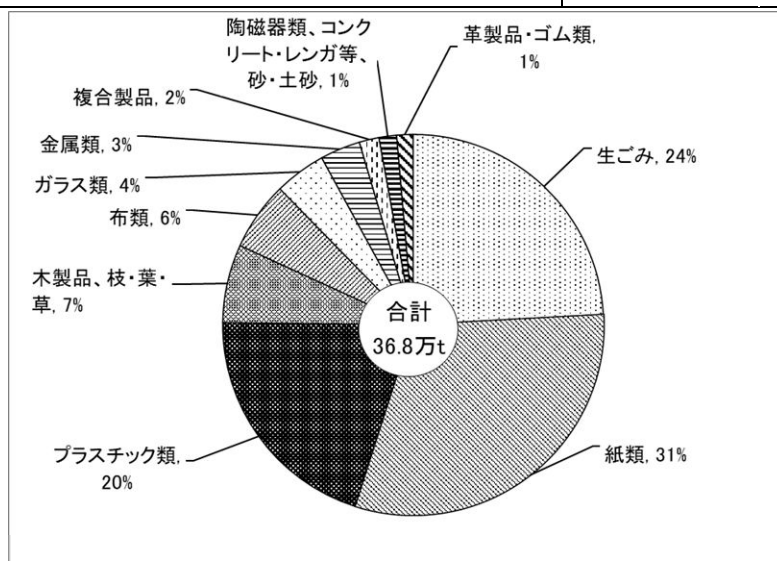
(1) 家庭ごみ

令和4年度家庭系一般廃棄物組成調査に基づく推計値

(対象：ごみステーションに排出されたもの)

ア 組成比率及び排出量 (推計)

大分類	排出量 (推計)
1 生ごみ	8.9 万 t (24%)
2 紙類	11.3 万 t (31%)
3 プラスチック類	7.5 万 t (20%)
4 木製品、枝・葉・草	2.4 万 t (7%)
5 布類	2.1 万 t (6%)
6 ガラス類	1.6 万 t (4%)
7 金属類	1.3 万 t (3%)
8 複合製品	0.6 万 t (2%)
9 陶磁器類、コンクリート・レンガ等、砂・土砂	0.5 万 t (1%)
10 革製品・ゴム類	0.5 万 t (1%)
合計	36.8 万 t (100%)



イ 排出量 (推計) の推移

大分類	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
1 生ごみ	11.1万t	28%	11.1万t	29%	9.9万t	26%	9.6万t	26%	10.5万t	28%	9.9万t	27%	10.3万t	28%	10.6万t	28%	9.4万t	25%	8.9万t	24%
2 紙類	10.9万t	28%	10.3万t	27%	10.6万t	28%	10.8万t	29%	10.0万t	27%	9.9万t	27%	10.4万t	28%	10.5万t	28%	11.3万t	30%	11.3万t	31%
3 プラスチック類	6.6万t	17%	6.9万t	18%	6.9万t	18%	7.1万t	19%	6.3万t	17%	6.8万t	18%	6.8万t	18%	7.0万t	18%	7.7万t	20%	7.5万t	20%
4 木製品、枝・葉・草	2.7万t	7%	2.9万t	8%	2.5万t	7%	2.4万t	7%	2.9万t	8%	2.6万t	7%	2.1万t	6%	2.5万t	6%	2.6万t	7%	2.4万t	7%
5 布類	2.2万t	6%	2.2万t	6%	2.8万t	7%	2.0万t	5%	2.0万t	5%	1.8万t	5%	1.7万t	4%	1.7万t	4%	1.9万t	5%	2.1万t	6%
6 ガラス類	2.1万t	5%	1.8万t	5%	2.0万t	5%	2.0万t	5%	2.2万t	6%	1.8万t	5%	1.7万t	5%	1.7万t	4%	1.7万t	4%	1.6万t	4%
7 金属類	1.2万t	3%	1.2万t	3%	1.2万t	3%	1.1万t	3%	1.0万t	3%	1.1万t	3%	1.0万t	3%	1.1万t	3%	1.3万t	3%	1.3万t	3%
8 複合製品	0.9万t	2%	0.5万t	1%	0.7万t	2%	0.8万t	2%	0.8万t	2%	0.7万t	2%	0.7万t	2%	0.8万t	2%	0.8万t	2%	0.6万t	2%
9 陶磁器類、コンクリート・レンガ等、砂・土砂	1.0万t	3%	0.6万t	2%	0.8万t	2%	0.6万t	2%	0.9万t	3%	2.0万t	6%	1.9万t	5%	2.0万t	5%	0.8万t	2%	0.5万t	1%
10 革製品・ゴム類	0.4万t	1%	0.5万t	1%	0.4万t	1%	0.5万t	1%	0.4万t	1%	0.4万t	1%	0.4万t	1%	0.4万t	1%	0.3万t	1%	0.5万t	1%
合計	39.0万t	100%	38.1万t	100%	37.6万t	100%	36.9万t	100%	36.9万t	100%	37.0万t	100%	37.0万t	100%	38.2万t	100%	37.6万t	100%	36.8万t	100%

ウ 分別協力率（びん・缶・ペットボトル、容器包装プラスチック、雑がみ、枝・葉・草）

※適正排出量とは、札幌市の収集区分に対して適正に排出された量

収集区分	排出量(推計)	適正排出量(推計)	分別協力率
びん・缶・ペットボトル	32,197t	30,378t	94%
びん	13,239t	13,051t	99%
缶	8,895t	8,633t	97%
ペットボトル	10,063t	8,694t	86%
容器包装プラスチック	47,860t	28,033t	59%
雑がみ	21,050t	12,261t	58%
枝・葉・草	21,666t	18,774t	87%

エ 分別協力率の推移

収集区分	分別協力率									
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
びん・缶・ペットボトル	96%	96%	96%	94%	96%	95%	97%	97%	96%	94%
びん	97%	96%	97%	95%	97%	95%	96%	96%	96%	99%
缶	93%	97%	94%	96%	96%	96%	95%	95%	97%	97%
ペットボトル	94%	95%	96%	93%	95%	95%	98%	98%	95%	86%
容器包装プラスチック	54%	54%	55%	53%	68%	57%	59%	59%	57%	59%
雑がみ	62%	66%	61%	58%	52%	59%	54%	52%	56%	58%
枝・葉・草	74%	82%	89%	86%	83%	85%	91%	92%	90%	87%

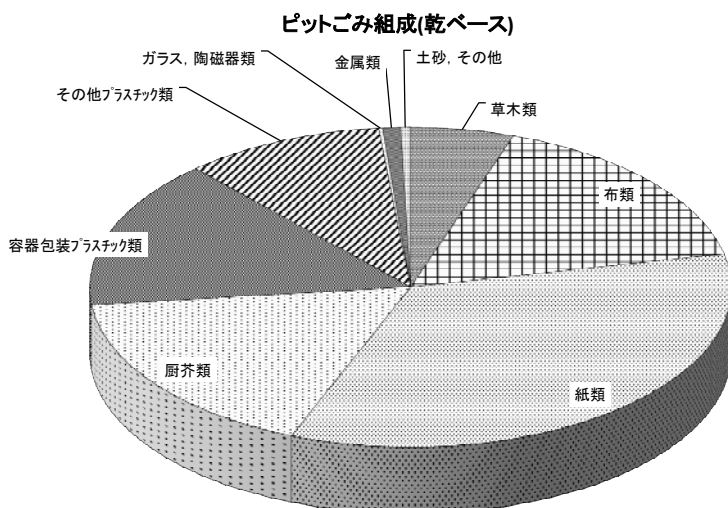
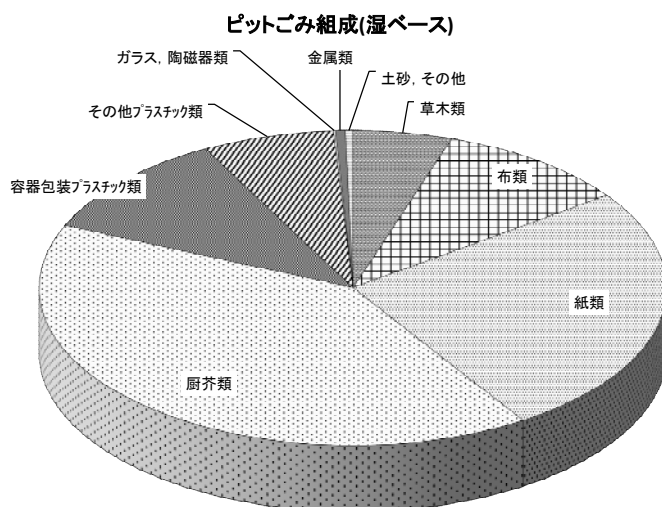
(2) ピットごみ（清掃工場に搬入されたもの） 【令和4年度検査結果より】

ア ピットごみ物質組成

清掃工場名		湿ベース				乾ベース			
		発寒	駒岡	白石	平均	発寒	駒岡	白石	平均
可燃物	草木類 (%)	5.8	4.5	5.0	5.1	6.6	4.3	4.8	5.2
	布類 (%)	8.1	8.9	12.7	9.9	14.4	15.4	19.6	16.5
	紙類 (%)	23.1	27.6	27.1	25.9	31.1	35.8	36.2	34.4
	厨芥類 (%)	43.8	39.8	38.1	40.6	19.0	17.1	15.4	17.2
プラスチック類	容器包装プラスチック類 (%)	8.9	13.1	10.0	10.7	13.6	17.4	14.3	15.1
	その他プラスチック類 (%)	8.9	5.2	6.4	6.8	13.0	8.5	8.8	10.1
不燃物	ガラス、陶磁器類 (%)	0.1	0.2	0.0	0.1	0.2	0.4	0.0	0.2
	金属類 (%)	0.8	0.6	0.2	0.5	1.4	1.0	0.3	0.9
	土砂、その他 (%)	0.6	0.2	0.5	0.4	0.8	0.2	0.6	0.5
単位容積重量(見かけ)		(t/m ³)	0.15	0.14	0.14	0.14			

※湿ベース：水分を含んだ状態

※乾ベース：水分を除いた状態（熱風循環式乾燥器に入れ、乾燥させた状態）



イ ピットごみの発熱量及び三成分

清掃工場名		発寒	駒岡	白石	平均
低位発熱量	(kJ/kg)	8,490	9,090	9,700	9,090
水分	(%)	50.1	46.8	44.9	47.3
可燃分	(%)	46.4	50.2	51.9	49.5
不燃分	(%)	3.5	3.0	3.1	3.2

※水分：湿ベースのごみの含水率。ごみの乾燥前後で減少した水分量より算出。

※不燃分：ごみの中の金属・石・ガラス類の不燃物の割合と、不燃物を除いたごみを燃焼（800℃で2時間）させた後に残る灰分の割合を合わせたもの。

※可燃分：可燃物を800℃で強熱した際に揮発又は分解焼却する成分であり、全体の割合から水分及び灰分の割合を除いたもの。

V 参 考 資 料

1 関係規程	85
(1) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例	85
(2) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則	102
(3) 令和5年度一般廃棄物処理実施計画	114
(4) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第39条第2項の規定に基づき市が 処分する産業廃棄物の種類及び量	129
(5) 札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例	130
(6) 札幌市浄化槽に関する規則	133
(7) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例	137
(8) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例施行規則	140
2 資源ごみ選別処理フロー	142
3 家庭ごみ処理手数料約33億円の使いみち（令和4年度決算）	147
4 手数料の改定経過表	148
5 札幌市清掃事業年表	150

V 参 考 資 料

1 関係規程

(1) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例

平成4年12月14日
条例第67号

札幌市清掃条例(昭和29年条例第39号)の全部改正(昭和47年3月条例第10号)
札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第10号)の全部改正(平成4年12月条例第67号)

目次

第1章 総則

第1節 通則(第1条・第2条)

第2節 関係者の責務(第3条—第5条)

第3節 附属機関

第1款 廃棄物減量等推進審議会(第6条—第8条)

第2款 廃棄物処理施設設置等評価委員会(第8条の2—第8条の5)

第2章 廃棄物の減量の推進

第1節 市の役割(第9条—第12条)

第2節 事業者の役割(第13条—第19条)

第3節 大規模建築物の所有者等の義務(第20条—第23条)

第4節 市民の役割(第24条・第25条)

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 適正処理困難物の抑制(第26条・第27条)

第2節 一般廃棄物の処理(第28条—第37条の2)

第3節 産業廃棄物の処理(第38条—第42条)

第4章 清潔の保持等(第43条—第45条)

第5章 生活環境影響調査結果の縦覧等(第45条の2—第45条の5)

第6章 廃棄物処理手数料等(第46条—第50条)

第7章 雑則(第51条—第53条)

第8章 罰則(第54条)

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、再利用の促進等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することにより、資源が循環して利用される社会の形成、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(3) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(6) 再生品 主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

第2節 関係者の責務

(市の責務)

- 第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。
- 2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
 - 3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する技術開発に努めなければならない。
 - 4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
 - 5 市は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
 - 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
 - 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制するとともに、再利用の可能な物の分別、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図らなければならない。
- 2 市民は、その家庭廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法でなるべく自ら処分(再生することを含む。附則第3項を除き、以下同じ。)すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
 - 3 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

第3節 附属機関

第1款 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会の設置)

- 第6条 市長の諮問に応じ、本市における廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、札幌市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第7条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 民間諸団体の代表者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

- 第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
 - 3 前条及び前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2款 廃棄物処理施設設置等評価委員会

(廃棄物処理施設設置等評価委員会の設置)

- 第8条の2 市長の附属機関として、札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第8条の3 委員会は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処分業の用に供する施設(産業廃棄物処理施設を除く。)、特別管理産業廃棄物処分業の用に供する施設(産業廃棄物処理施設を除く。)その他市長が必要と

- 認める廃棄物の処理に関する施設の設置又は変更について調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 法第8条の2第3項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は法第15条の2第3項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき行われた市長の諮問について調査審議し、及び意見を述べること。
- (3) 産業廃棄物の処理に関する指導計画その他の産業廃棄物に係る計画について調査審議し、及び意見を述べること。

（組織）

第8条の4 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 産業廃棄物関係団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、第1項の委員のほかに、委員会に臨時委員を置くことができる。

4 委員会は、前条第2号に掲げる事項について調査審議するため、生活環境保全専門家部会を置く。

5 前条第2号に掲げる事項については、前項の生活環境保全専門家部会の決定をもって委員会の決定とする。

6 第4項に定めるもののほか、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

（委員の任期等）

第8条の5 第8条の規定は、委員会について準用する。この場合において、同条第3項中「前条」とあるのは、「第8条の4」と読み替えるものとする。

第2章 廃棄物の減量の推進

第1節 市の役割

（支援）

第9条 市長は、再利用等による廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

（指導又は助言）

第10条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

（資源回収等）

第11条 市長は、再利用の可能な廃棄物の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

（再利用促進物の指定等）

第12条 市長は、再利用を促進する必要があると認められる製品、容器等を再利用促進物として指定することができる。

2 市長は、再利用促進物の再利用が促進されるよう、当該再利用促進物の周知及び再利用の方法等の啓発に努めなければならない。

第2節 事業者の役割

（分別の徹底）

第13条 事業者は、その事業系廃棄物を減量するため、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（廃棄物の発生の抑制等）

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければ

ならない。

(再利用の容易性の自己評価等)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(再利用促進物の回収)

第16条 第12条第1項の規定により指定された再利用促進物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自ら再利用促進物の回収策を講ずること等により、その再利用の促進を図らなければならない。

(適正包装等)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再利用が可能な包装、容器等の普及に努めること、使用後の包装、容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(事業用建築物の所有者等の義務)

第18条 事業用建築物の所有者(所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者があるときは、当該権限を有する者。以下この章において同じ。)は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業用建築物の占有者は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の減量に関し当該事業用建築物の所有者に協力しなければならない。

(事業系廃棄物の保管場所等の設置)

第19条 事業用建築物の所有者又は事業用建築物を建設しようとする者は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。

第3節 大規模建築物の所有者等の義務

(廃棄物管理責任者の選任)

第20条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「大規模建築物」という。)の所有者は、当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(計画書等の提出)

第21条 大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画書並びに実績報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(事業系廃棄物の保管場所等の設置基準等)

第22条 大規模建築物を建設しようとする者(以下「大規模建築物の建設者」という。)は、第19条の規定により当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所を設置するときは、規則で定める基準に従わなければならない。この場合において、大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び公表)

第23条 市長は、大規模建築物の所有者が第20条若しくは第21条の規定に違反していると認めるとき、又は大規模建築物の建設者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該大規模建築物の所有

者又は当該大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた大規模建築物の所有者又は大規模建築物の建設者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第4節 市民の役割

(自主的活動への参加)

第24条 市民は、集団資源回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第25条 市民は、商品を購入するに当たっては、当該商品の内容及び包装、容器等が廃棄物となった場合を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 適正処理困難物の抑制

(処理の困難性の自己評価等)

第26条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供しなければならない。

(適正処理困難物の指定)

第27条 市長は、市が処理を行っている一般廃棄物のうちから、製品、容器等で、本市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難となっているものを適正処理困難物として指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

第2節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画に基づく処理)

第28条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

(一般廃棄物処理実施計画の告示)

第29条 市長は、市が行う一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者に対し必要な協力を促すため、前条の一般廃棄物処理計画のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に規定する実施計画を告示するものとする。実施計画を変更したときも、同様とする。

(市が処理する一般廃棄物)

第30条 市は、家庭廃棄物を処理するものとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

- 2 市は、特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする。

(排出日時等の遵守義務)

第31条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、当該土地又は建物の管理者とする。以下「占有者等」という。)は、自ら処分できない一般廃棄物を排出しようとするときは、市の定める排出日時、排出場所、排出方法等を遵守しなければならない。

- 2 前項の排出場所のうち、市が家庭廃棄物を定期的に収集するための家庭廃棄物の一時的な排出場所(以下「ごみステーション」という。)の位置は、別に定めるところにより、ごみステーションを利用しようとする市民が、市長と協議の上、定めるものとする。
- 3 自ら処分できない家庭廃棄物をごみステーションに排出しようとする者は、当該家庭廃棄物を市の定める排出方法により各別の容器等に収納して排出しなければならない。この場合において、当

該家庭廃棄物が汚水を含むときは、汚水の流出のおそれなくなるよう脱水等の処理をした後に排出しなければならない。

4 ごみステーションを利用する者は、市が行う家庭廃棄物の収集後は当該ごみステーションを清潔にしておかなければならない。

(共同住宅に係る家庭廃棄物の保管場所)

第31条の2 共同住宅の用に供する建築物で規則で定めるもの(以下「共同住宅」という。)の所有者(所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者があるときは、当該権限を有する者)又は共同住宅を建設しようとする者は、当該共同住宅に係る家庭廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(家庭廃棄物の収集又は運搬の禁止等)

第31条の3 市(市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。)以外の者は、ごみステーションに排出された家庭廃棄物のうち市長が指定するものをごみステーションから収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、同項の市長が指定する家庭廃棄物をごみステーションから収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

(排出禁止物)

第32条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。ただし、規則で定める処理を施した物については、この限りでない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 感染性のある物
- (3) 危険性のある物
- (4) 引火性のある物
- (5) 著しく悪臭を発する物
- (6) 収集、運搬又は処分に際し特別の取扱いを要する物で規則で定めるもの

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第33条 占有者等及び事業者は、自らその一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(改善命令等及び公表)

第34条 市長は、占有者等が第31条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は占有者等若しくは事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該占有者等又は事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令を受けた占有者等又は事業者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(処理状況の把握)

第35条 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託しようとする占有者等及び事業者は、当該一般廃棄物が不適正に処理されることのないよう、その処理の状況等の把握に努めなければならない。

(市長の指示)

第36条 市長は、必要と認めるときは、一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法を指示することができる。

(一般廃棄物の受入基準等)

第37条 一般廃棄物(し尿を除く。以下この条において同じ。)を市長の指定する処理施設に搬入する者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 前項の処理施設の管理者は、当該施設に一般廃棄物を搬入する者が同項に定める受入基準に従わない場合には、当該一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格)

第37条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）であること
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者であること。
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（専門職大学前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

第3節 産業廃棄物の処理

(産業廃棄物の処理に関する市長の指導監督)

第38条 市長は、市域内において生ずる産業廃棄物の実態を把握し、その適正な処理が行われるよう、事業者に対して必要な指導監督を行わなければならない。

(市が処分する産業廃棄物)

第39条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認めるものとする。

2 前項の産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(処理計画作成の指示)

第40条 市長は、必要と認めるときは、市域内において多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し、規則で定めるところにより、その産業廃棄物の処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。

(市長の指示)

第41条 市長は、必要と認めるときは、第39条第1項の産業廃棄物を排出する事業者に対し、当該産業廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法を指示することができる。

(産業廃棄物の受入基準等)

第42条 第39条第1項の産業廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 前項の処理施設の管理者は、当該施設に第39条第1項の産業廃棄物を搬入する者が前項に定める受入基準に従わない場合には、当該産業廃棄物の受入れを拒否することができる。

第4章 清潔の保持等

(地域の清潔保持)

第43条 占有者等は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持等)

第44条 何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。

2 土木、建築等の工事を行う者は、都市の美観を損じないように、工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

(空き地の管理)

第45条 土地の所有者は、その土地が空き地の場合は、草刈りを行う等清潔を保つよう努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられないように囲いを設ける等適正な管理をしなければならない。

第5章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(対象施設)

第45条の2 法第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、法第9条の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出又は同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下この章において「報告書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下この章において「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設
- (2) 法第8条第1項に規定するし尿処理施設
- (3) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(縦覧)

第45条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 縦覧場所
- (2) 縦覧期間
- (3) 法第8条第2項第2号から第4号までに掲げる事項
- (4) 実施した生活環境影響調査の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 報告書は、前項の規定による告示で定める場所において、当該告示の日から1月間(当該報告書が法第9条の3の2第1項の同意に係る施設についてのものである場合で、非常災害の状況等により市長が特に必要があると認めたときは、1月以内で市長が定めて告示する期間)公衆の縦覧に供するものとする。

(意見書の提出)

第45条の4 第45条の2に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は変更(法第9条の3第8項の規定による届出に係るものに限る。)に関し利害関係を有する者は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間(当該一般廃棄物処理施設が法第9条の3の2第1項の同意に係るものである場合で、非常災害の状況等により市長が特に必要があると認めたときは、2週間以内で市長が定める期間)を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(非常災害時における委託)

第45条の5 前3条(第45条の2第2号及び第3号を除く。)の規定は、法第9条の3の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出又は同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出について準用する。この場合において、第45条の2中「市長」とあるのは「法第9条の3の3第1項に規定する非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同条及び第45条の3第1項第4号中「生活環境影響調査」とあるのは「受託者生活環境影響調査」と、第45条の2及び第45条の3第1項中「報告書」とあ

るのは「受託者報告書」と、第45条の2中「縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下この章において「意見書」という。）を提出する機会の付与」とあるのは「縦覧」と、同条第1号中「ごみ処理施設」とあるのは「ごみ処理施設のうち焼却施設」と、第45条の3第2項中「報告書は」とあるのは「受託者報告書は」と、「当該報告書が法第9条の3の2第1項の同意に係る施設についてのものである場合で、非常災害」とあり、及び前条中「当該一般廃棄物処理施設が法第9条の3の2第1項の同意に係るものである場合で、非常災害」とあるのは「非常災害」と、同条中「意見書」とあるのは「生活環境の保全上の見地からの意見書」と読み替えるものとする。

第6章 廃棄物処理手数料等

（一般廃棄物処理手数料）

第46条 第30条の規定により市が一般廃棄物の処理をする場合で、別表1に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、同表に定める手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

（一般廃棄物処理手数料の減額又は免除）

第47条 市長は、前条第1項の手数料を納付する資力のない者その他特別の事情があると認める者については、同項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（産業廃棄物処分費用）

第48条 第39条第1項の産業廃棄物を市が処分する場合は、別表2に定める費用を徴収する。

2 前項の費用の徴収方法については、規則で定める。

（産業廃棄物処分費用の減額又は免除）

第48条の2 市長は、天災その他特別の事由があると認める場合は、前条第1項の費用を減額し、又は免除することができる。

（一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等）

第49条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。）の許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、別表3に定める手数料を納付しなければならない。

（一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料等）

第49条の2 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第8条の2の2第1項の規定により一般廃棄物処理施設の定期検査を受けようとする者、法第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者、法第9条の2の4第1項の規定により熱回収施設の認定を受けようとする者、同条第2項の規定により熱回収施設の認定の更新を受けようとする者、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けようとする者又は法第9条の6第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた法人の合併若しくは分割について認可を受けようとする者は、申請の際、別表4に定める手数料を納付しなければならない。

（2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料等）

第49条の3 法第12条の7第1項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者又は同条第7項の規定により当該特例の認定に係る事項の変更の認定を受けようとする者は、申請の際、別表5に定める手数料を納付しなければならない。

（産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等）

第49条の4 法第14条第1項若しくは第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業（以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。）の許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者又は法第14条の2第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、申請の際、別表6に定める手数料を納付しなければならない。

2 法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業(以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者又は法第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、申請の際、別表6に定める手数料を納付しなければならない。

(産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料等)

第49条の5 法第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第15条の2の2第1項の規定により産業廃棄物処理施設の定期検査を受けようとする者、法第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者、法第15条の3の3第1項の規定により熱回収施設の認定を受けようとする者、同条第2項の規定により熱回収施設の認定の更新を受けようとする者、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けようとする者又は法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた法人の合併若しくは分割について認可を受けようとする者は、申請の際、別表7に定める手数料を納付しなければならない。

(手数料の不還付)

第49条の6 既納の第49条から前条までに規定する手数料は、申請事項を変更し、又は申請を取り消すことがあっても、これを還付しない。

(過料)

第50条 詐欺その他不正の行為により、この条例に定める手数料又は費用の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第7章 雑則

(報告の徴収等)

第51条 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入検査)

第52条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の処理に関し必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第8章 罰則

(罰則)

第54条 第31条の3第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第49条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の条例中にこれに相当する規定があるときは、改正

後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

4 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成6年条例第16号)

- 1 この条例は、平成6年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例別表1及び別表2の規定は、この条例の施行の日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。

附 則(平成8年条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定(「40円」を「50円」に改める部分に限る。)は、同月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第49条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表1(くみ取手数料の項及び汚泥処分手数料の項を除く。)及び別表2の規定は、施行日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、施行日前の処理又は処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例別表1くみ取手数料の項の規定は、施行日以後に受ける処理の申込みに係る手数料について適用し、施行日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例別表1汚泥処分手数料の項の規定は、平成8年4月10日以後の処分に係る手数料について適用し、同日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第11号)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第29条及び第31条第1項の改正規定は、平成9年4月1日から施行する。(平成9年規則第64号で平成9年12月27日から施行)
- 2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例別表1清掃手数料の項第3号の規定は、この条例の施行の日以後の家庭廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用する。

附 則(平成10年条例第14号)

- 1 この条例は、平成10年6月17日から施行する。ただし、別表1及び別表2の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例別表1及び別表2の規定は、平成10年4月1日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。〔以下ただし書省略〕

(経過措置)

- 2 省略
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 省略

附 則(平成12年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定中「80円」を「90円」に改める部分、「20円」を「22円」に改める部分、「90円」を「110円」に改める部分及び「60円」を「70円」に改める部分並びに別表2の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第48条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の処分に係る費用について適用する。
- 3 改正後の条例別表1(くみ取手数料の項及び汚泥処分手数料の項を除く。)及び別表2の規定は、平成13年1月1日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例別表1くみ取手数料の項の規定は、施行日以後に受ける処理の申込みに係る手数料

について適用し、施行日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

5 改正後の条例別表1 汚泥処分手数料の項の規定は、施行日以後の処分に係る手数料について適用し、施行日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

6 改正後の条例別表3 から別表6 までの規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第55号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。ただし、第1条、第6条、第7条及び第8条の規定、第14条の規定(札幌市営住宅条例第2条第3号及び第34条第1項第2号の改正規定を除く。)並びに第16条中札幌市下水道条例別表3 備考1の改正規定は公布の日から、第12条の規定は平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第39条第1項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第36号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表1 清掃手数料の項、焼却手数料の項及び埋立手数料の項の改正規定並びに別表2の改正規定並びに次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表1(くみ取手数料の項及び汚泥処分手数料の項を除く。)及び別表2の規定は、平成17年10月1日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表1 くみ取手数料の項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける処理の申込みに係る手数料について適用し、施行日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

4 改正後の条例別表1 汚泥処分手数料の項の規定は、施行日以後の処分に係る手数料について適用し、施行日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第33号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。(平成18年規則第78号で平成18年10月1日から施行)

(経過措置)

2 改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下「新条例」という。)別表2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の処分に係る費用について適用し、施行日前の処分に係る費用については、なお従前の例による。

3 新条例別表2の規定の適用については、施行日から平成19年3月31日までの間においては同表中「1円30銭」とあるのは「40銭」と、「20銭」とあるのは「10銭」とし、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間においては同表中「1円30銭」とあるのは「90銭」と、「20銭」とあるのは「10銭」とする。

附 則(平成20年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表1 清掃手数料の項、焼却手数料の項及び埋立手数料の項並びに別表2の改正規定並びに次項の規定は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下「新条例」という。)別表1(くみ取手数料の項及び汚泥処分手数料の項を除く。)及び別表2の規定は、平成21年1月1日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。

3 新条例別表1 くみ取手数料の項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける処理の申込みに係る手数料について適用し、施行日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

4 新条例別表1くみ取手数料の項第2号の規定の適用については、施行日から平成20年12月31日までの間においては、同号中「350円」とあるのは、「240円」とする。

5 新条例別表1汚泥処分手数料の項の規定は、施行日以後の処分に係る手数料について適用し、施行日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成20年条例第21号)

1 この条例は、平成21年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例別表1清掃手数料の項第4号に規定する清掃手数料(施行日以後に市が収集し、運搬し、及び処分する家庭廃棄物に係るものに限る。)の徴収は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成21年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に1章を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第31条第2項のごみステーション(以下「ごみステーション」という。)に排出された改正後の第31条の3第1項の市長が指定する家庭廃棄物をごみステーションから収集し、又は運搬する行為(この条例の施行の日前のものに限る。)に対する同条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 改正後の第31条の3第2項の規定による命令に違反する行為(附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前のものに限る。)に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成23年条例第1号)

(施行期日)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表1清掃手数料の項、焼却手数料の項及び埋立手数料の項並びに別表2の改正規定並びに次項の規定は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1(くみ取手数料の項及び汚泥処分手数料の項を除く。)及び別表2の規定は、平成25年1月1日以後の処理又は処分に係る手数料及び費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料及び費用については、なお従前の例による。

3 改正後の別表1くみ取手数料の項の規定は、施行日以後に受ける処理の申込みに係る手数料について適用し、施行日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

4 改正後の別表1汚泥処分手数料の項の規定は、施行日以後の処分に係る手数料について適用し、施行日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成24年条例第52号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1くみ取手数料の項の規定は、施行日以後に受ける処理の申込みに係る手数料について適用し、施行日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表1汚泥処分手数料の項の規定は、施行日以後の処分に係る手数料について適用し、施行日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第45号)

(施行期日)

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成29年規則第32号で、同29年7月1日から施行)

附 則(平成30年条例第23号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第10号抄)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は令和2年4月1日から、別表2の改正規定及び附則第5項の規定は令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第45条の2から第45条の5までの規定は、非常災害の状況において設置又は変更しようとする一般廃棄物処理施設で、この条例の施行の日までに報告書の縦覧手続が行われていないものについて適用する。

3 改正後の別表1くみ取手数料の項の規定は、令和2年4月1日以後に受ける処理の申込みに係る手数料について適用し、同日前に受けた処理の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

4 改正後の別表1汚泥処分手数料の項の規定は、令和2年4月1日以後の処分に係る手数料について適用し、同日前の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

5 改正後の別表2の規定は、令和3年1月1日以後の処理又は処分に係る費用について適用し、同日前の処理又は処分に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(令和3年条例第5号)

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

別表1(第46条関係)

手数料の種類	取扱区分	手数料の額
清掃手数料	(1) 事業系一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分するとき。	20リットルにつき130円。ただし、これによることが著しく実情にそぐわないもので規則で定めるものは、1キログラムにつき30円
	(2) 家庭廃棄物のうち規則で定める量を超えるものを収集し、運搬し、及び処分するとき。	1キログラムにつき28円を基準として、1,300円以内で品目別に規則で定める額。ただし、第27条第1項の規定により適正処理困難物として指定したものは、1,800円以内で品目別に規則で定める額
	(3) 家庭廃棄物のうち規則で定める大型ごみを収集し、運搬し、及び処分するとき(前号の規定により収集し、運搬し、及び処分するときを除く。)	容量が40リットル相当の市長が指定するごみ袋(以下「指定袋」という。)1枚につき80円
	(4) 家庭廃棄物(規則で定める大型ごみ並びに資源物、スプレー缶、ライター、乾電池並びに加熱式たばこ及び電子たばこを除く。)を収集し、運搬し、及び処分するとき(第2号の規定により収集し、運搬し、及び処分するときを除く。)	容量が20リットル相当の指定袋1枚につき40円 容量が10リットル相当の指定袋1枚につき20円 容量が5リットル相当の指定袋1枚につき10円
くみ取手数料	(1) し尿(仮設便所(工事の施行、興行等のために一時的に設置される便所をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)を収集し、運搬し、及び処分するとき。	27リットルにつき350円
	(2) 仮設便所に係るし尿を収集し、運搬し、及び処分するとき。	27リットルにつき650円
汚泥処分手数料	し尿処理場に搬入された浄化槽(規則で定める浄化槽に準ずるものを含む。以下この表において同じ。)汚泥を処分するとき。	27リットルにつき130円
焼却手数料	(1) 清掃工場に搬入された一般廃棄物を	10キログラムにつき200円

	処分するとき。	
	(2) ごみ資源化工場に搬入された一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムにつき130円
埋立手数料	埋立処理場に搬入された一般廃棄物を処分するとき。	10キログラムにつき200円

備考

- 1 手数料(清掃手数料の項第3号に規定する手数料を除く。)の算出に当たって、処理した量が基礎単位未満であるとき、又はその量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。
- 2 清掃手数料、焼却手数料及び埋立手数料にあつては、し尿及び浄化槽汚泥に係るものを除く。
- 3 この表において「資源物」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) びん
 - (2) 缶(スプレー缶を除く。)
 - (3) 容器包装プラスチック(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第1項に規定する容器包装のうち、主としてプラスチック製のものをいう。)
 - (4) 雑がみ(包装紙その他の再利用の可能な紙類のうち市長が別に定めるものをいう。)

別表2(第48条関係)

取扱区分	費用の額	備考
第39条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物を市長の指定する清掃工場で処分するとき。	10キログラムにつき、200円に1円30銭を加えた額	費用の算出に当たって、処分した量が基礎単位未満であるとき、又はその量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。
第39条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物をごみ資源化工場で処分するとき。	10キログラムにつき、130円に10銭を加えた額	
第39条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物(廃石綿等(政令第2条の4第5号へに規定する廃石綿等をいう。以下同じ。))を除く。)を市長の指定する埋立処理場で処分するとき。	10キログラムにつき200円	
第39条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物のうち廃石綿等を市長の指定する埋立処理場で処分するとき。	10キログラムにつき360円	

別表3(第49条関係)

手数料の種類	手数料の額
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 18,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 18,000円
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1件につき 15,000円
一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1件につき 15,000円
一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	1件につき 2,400円
一般廃棄物処分業許可証再交付手数料	1件につき 2,400円

別表 4 (第49条の 2 関係)

手数料の種類	区分	手数料の額
一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 130,000円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 110,000円
一般廃棄物処理施設定期検査申請手数料		1 件につき 31,000円
一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 120,000円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 100,000円
熱回収施設（一般廃棄物処理施設）認定申請手数料		1 件につき 28,000円
熱回収施設（一般廃棄物処理施設）認定更新申請手数料		1 件につき 18,000円
一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		1 件につき 68,000円
一般廃棄物処理施設設置許可法人合併又は分割認可申請手数料		1 件につき 68,000円

別表 5 (第49条の 3 関係)

手数料の種類	手数料の額
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	1 件につき 147,000円
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事項変更認定申請手数料	1 件につき 134,000円

別表 6 (第49条の 4 関係)

手数料の種類	手数料の額
産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1 件につき 81,000円
産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1 件につき 73,000円
産業廃棄物処分業許可申請手数料	1 件につき 100,000円
産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1 件につき 94,000円
産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1 件につき 71,000円
産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1 件につき 92,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1 件につき 81,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1 件につき 74,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1 件につき 100,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1 件につき 95,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1 件につき 72,000円
特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1 件につき 95,000円

別表 7 (第49条の 5 関係)

手数料の種類	区分	手数料の額
産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 140,000円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 120,000円
産業廃棄物処理施設定期検査申請手数料		1 件につき 31,000円
産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 130,000円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 110,000円
熱回収施設（産業廃棄物処理施設）認定申請手数料		1 件につき 28,000円
熱回収施設（産業廃棄物処理施設）認定更新申請手数料		1 件につき 18,000円
産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		1 件につき 68,000円
産業廃棄物処理施設設置許可法人合併又は分割認可申請手数料		1 件につき 68,000円

(2) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則

平成5年3月26日
規則第9号

札幌市清掃条例施行規則(昭和25年規則第43号)の全部改正(昭和47年3月規則第61号)
札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第61号)の全部改正(平成5年3月規則第9号)

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 廃棄物減量等推進審議会(第3条—第7条)
- 第3章 廃棄物処理施設設置等評価委員会(第7条の2—第7条の9)
- 第4章 大規模建築物の所有者等の義務(第8条—第13条)
- 第5章 廃棄物の適正処理
 - 第1節 一般廃棄物の処理(第14条—第17条)
 - 第2節 廃棄物の受入基準(第18条)
 - 第3節 産業廃棄物の処理(第19条)
- 第6章 廃棄物処理手数料等(第20条—第22条の2)
- 第7章 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用等
 - 第1節 一般廃棄物収集運搬業等の許可等(第23条—第36条)
 - 第2節 産業廃棄物に係る報告(第37条—第40条)
- 第8章 雑則(第41条—第43条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成4年条例第67号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

第2章 廃棄物減量等推進審議会

(会長及び副会長)

第3条 条例第6条の規定により設置する札幌市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

(会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境局において行う。

(運営事項)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第3章 廃棄物処理施設設置等評価委員会

(委員長)

第7条の2 条例第8条の2の規定により設置する札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第7条の3 条例第8条の4第3項に規定する臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第7条の4 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出その他の協力)

第7条の5 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条の6 委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(生活環境保全専門家部会)

第7条の7 条例第8条の4第4項に規定する生活環境保全専門家部会（以下「専門家部会」という。）は、同条第2項第1号に掲げる者である委員（以下「専門家部会委員」という。）及び委員長が指名する臨時委員（第7条の3第1項第1号に掲げる者である臨時委員に限る。）をもって組織する。

- 2 専門家部会に専門家部会長を置き、専門家部会委員の互選により選出する。
- 3 専門家部会長は、専門家部会を代表し、専門家部会の事務を総理する。
- 4 専門家部会長に事故があるとき、又は専門家部会長が欠けたときは、あらかじめ専門家部会委員のうちから専門家部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 第7条の4及び第7条の5の規定は専門家部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門家部会」と、第7条の4第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「専門家部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「専門家部会委員」と、「臨時委員」とあるのは「第7条の7第1項に規定する臨時委員」と読み替えるものとする。

(その他の部会)

第7条の8 条例第8条の4第6項に規定する部会（以下単に「部会」という。）は、委員長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門家部会長」とあるのは「部会長」と、「専門家部会委員」とあるのは「次条第1項に規定する委員（臨時委員を除く。）」と読み替えるものとする。
- 3 第7条の4及び第7条の5の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、第7条の4第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「第7条の8第1項に規定する委員」と、「臨時委員」とあるのは「同項に規定する臨時委員」と読み替えるものとする。

(準用)

第7条の9 第6条及び第7条の規定は、委員会について準用する。この場合において、第7条中「第3条から前条」とあるのは「第7条の2から第7条の8」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

第4章 大規模建築物の所有者等の義務

(大規模建築物の範囲)

第8条 条例第20条に規定する規則で定める大規模建築物は、事業の用に供する部分(次に掲げる用途に供する部分を除く。以下同じ。)の延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ面積の合計をいう。)が1,000平方メートル以上の建築物とする。

(1) 倉庫

(2) 自動車車庫

(3) 工場(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第3号から第8号まで、第11号、第13号、第16号、第19号から第21号まで及び第23号から第34号までに掲げる営業の用に供するものを除く。)

(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

(廃棄物管理責任者選任届等の提出)

第9条 条例第20条の規定による廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、当該選任又は変更の日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任(変更)届(様式1)を市長に提出して行うものとする。

(事業系廃棄物減量計画書の提出)

第10条 条例第21条の規定による計画書の提出は、毎年5月31日までに、その年の4月1日以後の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を記載した事業系廃棄物減量計画書(様式2)を市長に提出して行うものとする。

(事業系廃棄物処理実績報告書の提出)

第11条 条例第21条の規定による実績報告書の提出は、毎年5月31日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び処理に関する実績を記載した事業系廃棄物処理実績報告書(様式2)を市長に提出して行うものとする。

(保管場所の設置基準)

第12条 条例第22条の規定による保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 当該建築物又はその敷地内にあること。

(2) 事業系廃棄物及び再利用の対象となる物を保管するのに十分な広さを有すること。

(3) 収集車両の運行及び積み込み作業に支障を来さない場所にあること。

(4) 収集車両の運行及び積み込み作業が、安全に、かつ、効率的に行うことができること。

(5) 事業系廃棄物及び再利用の対象となる物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれがないようにすること。

(6) ねずみが生息し、及びはえその他の害虫が発生しないようにすること。

(保管場所設置計画書の提出)

第13条 条例第22条の規定による保管場所の届出は、事業系廃棄物保管場所等設置計画書(様式3)を市長に提出して行うものとする。

第5章 廃棄物の適正処理

第1節 一般廃棄物の処理

(市が収集及び運搬をしない家庭廃棄物)

第14条 条例第30条第1項ただし書の規定により市が収集及び運搬をしない家庭廃棄物は、次に掲げるものとする。

(1) 水洗式くみ取便所に係るし尿

(2) 浄化槽(第20条第5項に規定する浄化槽に準ずるものを含む。)に係る汚泥

(共同住宅の範囲)

第15条 条例第31条の2に規定する規則で定める共同住宅の用に供する建築物は、住戸の数が6戸以上であるものとする。

(収集又は運搬を禁止する家庭廃棄物)

第15条の2 条例第31条の3第1項の市長が指定する家庭廃棄物は、次に掲げる容器で家庭廃棄物となったものとする。

- (1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成7年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第1号)別表第一 一の項に掲げる容器
- (2) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則別表第一 二の項に掲げる容器
- (3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則別表第一 七の項に掲げる容器

(収集運搬禁止命令)

第15条の3 条例第31条の3第2項の規定による命令は、収集運搬禁止命令書(様式3の2)により行うものとする。

(排出禁止物の前処理)

第16条 条例第32条ただし書に規定する規則で定める処理は、次のとおりとする。

- (1) ガラスの破片等収集作業に危険を伴うものについては、十分に危険防止のこん包を行い、「危険物」と表示し、かつ、その内容を明記すること。
- (2) 塗料、接着剤等については、乾燥等の措置を講ずること。
- (3) スプレー缶については、中身を使いきること。
- (4) 著しく悪臭を発する物については、脱臭等の措置を講ずること。
- (5) 次条第1号から第3号までに掲げるものについては、破砕、切断等の措置を講ずること。

(排出禁止物)

第17条 条例第32条第6号に規定する規則で定める物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 最大の辺又は径が2メートルを超えるもの
- (2) 体積が2立方メートルを超えるもの
- (3) 重量が100キログラムを超えるもの
- (4) 収集、運搬又は処分をするための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるもの
- (5) 収集、運搬又は処分に際し、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (6) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器
- (7) パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が1キログラム以下のものを除く。)
- (8) 密閉形蓄電池(密閉形鉛蓄電池(電気量が234キロクーロン以下のものに限る。)、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいい、密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年厚生労働省、経済産業省、環境省令第1号)第1条第2項に規定する密閉形蓄電池使用製品の部品として使用されるものを含み、機器の記憶保持用のものを除く。)

第2節 廃棄物の受入基準

(処理施設における廃棄物の受入基準)

第18条 条例第37条第1項及び第42条第1項に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第32条第1号から第5号まで及び前条第6号から第8号までに規定する排出禁止物を除去してあること。
- (2) 処分をするための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるものを除去してあること。
- (3) 処分に際し、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるものを除去してあること。
- (4) 産業廃棄物にあつては、その種類及び量が条例第39条第2項の規定に基づき告示されているものであること。

- (5) 清掃工場に搬入しようとする廃棄物にあつては、不燃性のものを除去し、かつ、最大の辺又は径を50センチメートル以下(破砕工場を併設する清掃工場においては、2メートル以下)に破砕し、又は切断してあること。
- (6) ごみ資源化工場に搬入しようとする廃棄物にあつては、^{ちゅうがい}厨芥(生ごみ類をいう。以下同じ。)、不燃性のものその他資源化に適しないものとして市長が別に指定するものを除去し、かつ、最大の辺又は径を2メートル以下に破砕し、又は切断してあること。
- (7) ごみ資源化工場に2種類以上の資源化の可能なものを同一車両で搬入する場合は、それらを種類ごとに区分してあること。
- (8) 埋立処理場に搬入しようとする廃棄物にあつては、可燃性のものを除去するとともに、中空でない状態にし、かつ、最大の辺又は径を1.5メートル以下に、重量を100キログラム以下に破砕し、又は切断してあること。

第3節 産業廃棄物の処理

(産業廃棄物処理計画書の提出)

第19条 条例第40条の規定による計画書の提出は、産業廃棄物処理計画書(様式4)により行うものとする。

第6章 廃棄物処理手数料等

(清掃手数料等の取扱区分)

第20条 条例別表1 清掃手数料の項第2号に規定する規則で定める量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める量とする。

- (1) 継続して排出される場合 1日平均の排出量40リットル(1日平均の排出量が40リットル以上ある場合で市長が特に認めるときは、その認める量)
- (2) 一時的に排出(1月に2回以内の臨時的排出をいう。次条第1項第2号において同じ。)される場合 中空でない状態にした場合の1回の排出量400リットル

2 条例別表1 清掃手数料の項第3号及び第4号に規定する規則で定める大型ごみは、条例第32条の規定により排出することができない一般廃棄物以外の耐久消費財その他の固形廃棄物のうちその最大の辺又は径が30センチメートル(材木類及び庭木類については50センチメートル)を超えるものであって、市長が定めるところにより戸別に収集するものとする。

3 条例別表1 清掃手数料の項手数料の額の欄に規定する規則で定めるものは、20リットル当たりの重量が5キログラムを超えるものとする。

4 条例別表1 清掃手数料の項手数料の額の欄に規定する品目別に規則で定める額は、別表のとおりとする。

5 条例別表1 汚泥処分手数料の項に規定する規則で定める浄化槽に準ずるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道に放流している浄化槽であったもの
- (2) 建築物の地下に設置されている排水槽(排水にし尿を含むものに限る。)
- (3) 建築物に設置されているディスポーザー排水処理槽

(手数料等の徴収方法)

第21条 清掃手数料(条例別表1 清掃手数料の項第3号に規定する手数料(以下「大型ごみ処理手数料」という。))及び同項第4号に規定する手数料(以下「家庭ごみ処理手数料」という。)を除く。以下この項において同じ。)は、納入通知書により徴収し、その納期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 継続して排出される一般廃棄物に係る清掃手数料 次の表の左欄に掲げる期間に処理したものについて同表の右欄に掲げる日

期間	納期限
1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	1月31日

- (2) 一時的に排出される一般廃棄物に係る清掃手数料 納入通知書を発付した日から起算して20日目の日

- 2 くみ取手数料は、納入通知書又は集金の方法により徴収し、その納期限は、次の表の左欄に掲げる期間に処理したのものについて同表の右欄に掲げる日とする。

期間	納期限
毎月1日から15日まで	翌月15日
毎月16日から末日まで	翌月末日

- 3 汚泥処分手数料は、納入通知書により徴収し、その納期限は、毎月1日から末日までに処分したものについて翌月20日とする。
- 4 焼却手数料、埋立手数料及び産業廃棄物処分費用は、納入通知書の発付を省略し、処分の都度処理施設において徴収するものとする。ただし、市長が特に認めたものについては、納入通知書により徴収し、その納期限を納入通知書を発付した日から起算して20日目の日又は毎月1日から末日までに処分したものについて翌月20日とすることができる。
- 5 前各項に規定する納期限の日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に該当するときは、これらの規定にかかわらず、これらの日の翌日をその納期限とする。

(大型ごみ処理手数料の徴収方法等)

第21条の2 大型ごみ処理手数料は、大型ごみを収集し、運搬し、及び処分しようとする際に、市長が定めるところにより徴収する。

- 2 市長は、大型ごみ処理手数料を納付した者に大型ごみ処理手数料シール(様式4の2)を交付する。

(家庭ごみ処理手数料の徴収方法等)

第21条の3 家庭ごみ処理手数料は、家庭廃棄物(条例別表1清掃手数料の項第4号に規定する規則で定める大型ごみ並びに資源物、スプレー缶、ライター、乾電池並びに加熱式たばこ及び電子たばこを除く。)を収集し、運搬し、及び処分しようとする際に、市長が定めるところにより徴収する。

- 2 市長は、家庭ごみ処理手数料を納付した者に指定袋を交付する。

(一般廃棄物処理手数料の減額又は免除)

第22条 条例第47条の規定により条例第46条第1項の手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減額(免除)申請書(様式5)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき条例第46条第1項の手数料の減額又は免除を承認したときは、当該申請者に対し一般廃棄物処理手数料減額(免除)承認書(様式6)を交付するものとする。

(産業廃棄物処分費用の減額又は免除)

第22条の2 条例第48条の2の規定により条例第48条第1項の費用の減額又は免除を受けようとする者は、産業廃棄物処分費用減額(免除)申請書(様式6の2)を市長に提出しなければならない。ただし、天災等の場合で、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき条例第48条第1項の費用の減額又は免除を承認したときは、当該申請者に対し産業廃棄物処分費用減額(免除)承認書(様式6の3)を交付するものとする。

第7章 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用等

第1節 一般廃棄物収集運搬業等の許可等

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

第23条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可申請書(様式7)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可の申請)

第24条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業(処分業)事業範囲変更許可申請書(様式8)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付等)

第25条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可をした

とき、又は法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可証(様式9)を交付する。

2 前項の許可証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付)

第26条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者又は法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けた者は、前条第1項の許可証を紛失し、又は著しく損傷したときは、一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可証再交付申請書(様式10)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の廃止の届出)

第27条 法第7条の2第3項の規定による廃止の届出は、当該廃止の日から10日以内に、一般廃棄物収集運搬業(処分業)事業廃止届(様式11)を市長に提出して行うものとする。

(一般廃棄物収集運搬業等に係る変更の届出)

第28条 法第7条の2第3項の規定による変更の届出は、当該変更の日から10日以内に、一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可申請事項変更届(様式12)を市長に提出して行うものとする。

(再生利用業の指定の申請)

第29条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定により廃棄物の再生利用業の指定を受けようとする者は、再生利用業指定申請書(様式13)を市長に提出しなければならない。

(再生利用業の事業範囲の変更の指定の申請)

第30条 廃棄物の再生利用業の指定を受けた者(以下「指定業者」という。)は、その事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用業変更指定申請書(様式14)を市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(再生利用業の指定証の交付等)

第31条 市長は、前2条の申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容を審査し、再生利用業の指定又は事業の範囲の変更の指定をすべきものと決定したときは、当該申請者に対し再生利用業指定証(様式15)を交付する。

2 前項の指定証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(再生利用業の指定証の再交付)

第32条 指定業者は、前条第1項の指定証を紛失し、又は著しく損傷したときは、再生利用業指定証再交付申請書(様式16)を市長に提出しなければならない。

(再生利用業の廃止の届出)

第33条 指定業者は、再生利用業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、再生利用業廃止届(様式17)を市長に提出しなければならない。

(再生利用業に係る変更の届出)

第34条 指定業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から10日以内に、再生利用業指定申請事項変更届(様式18)を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 事業所の所在地及び名称
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付等)

第35条 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許

可証(様式19)を交付する。

2 前項の許可証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一般廃棄物処理施設の許可証の再交付)

第36条 前条第1項の規定により許可証の交付を受けた者は、これを紛失し、又は著しく損傷したときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書(様式20)を市長に提出しなければならない。

第2節 産業廃棄物に係る報告

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の報告)

第37条 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、法第12条の2第8項の特別管理産業廃棄物管理責任者を置いた場合(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)又はこれを変更した場合は、その日から30日以内に、その旨を特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書(様式21)により市長に報告しなければならない。

第38条 削除

(産業廃棄物処理業の実績報告)

第39条 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者又は法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の実績について、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書(様式23)により市長に報告しなければならない。

2 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者又は法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分の実績について、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書(様式24)により市長に報告しなければならない。

(産業廃棄物を自ら処理する場合の実績報告)

第40条 産業廃棄物を自ら処理するための法第15条第1項の産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理の実績について、産業廃棄物処理実績報告書(様式25)により市長に報告しなければならない。

第8章 雑則

(環境衛生指導員)

第41条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)第53条第2項の規定による立入検査並びに廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため、環境局環境事業部に環境衛生指導員を置く。

(清掃指導員等)

第42条 市長は、条例第52条第1項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務(前条に規定する環境衛生指導員が行う職務を除く。)を行わせるため、環境局環境事業部に清掃指導員を置く。

2 市長は、前項の清掃指導員の職務を補佐させるため、環境局環境事業部に清掃指導員助手を置く。

3 清掃指導員及び清掃指導員助手は、環境局環境事業部に所属する職員のうちから、市長が任命する。

4 清掃指導員及び清掃指導員助手の身分を示す証明書は、清掃指導員(助手)証(様式26)とする。

(委任)

第43条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定によってした手続その他の行為は、この規則による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)中にこれに相当する規定があるときは、改正後の規則の相当規定によってした手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に大規模建築物を所有している者に係る改正後の規則第9条の規定の適用については、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成5年9月30日までの間は、同条中「当該選任又は変更の日から30日以内」とあるのは、「平成5年9月30日まで」とする。
- 4 改正後の規則第10条の規定の適用については、平成5年4月1日以後の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画に限り、同条中「毎年5月31日」とあるのは、「平成5年9月30日」とする。
- 5 改正後の規則第11条の規定は、平成5年3月31日以前の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び処理に関する実績については、適用しない。
- 6 事業系一般廃棄物に係る清掃手数料の取扱区分については、施行日から平成6年3月31日までの間は、改正後の規則第20条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 改正後の規則第21条の規定は、施行日以後に行う廃棄物の処理又は処分に係る手数料又は費用の徴収について適用し、施行日以前に行った廃棄物の処理又は処分に係る手数料又は費用の徴収については、なお従前の例による。
- 8 改正前の規則第16条第1項の規定により交付された一般廃棄物処理業の許可に係る許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の規則第25条第1項の規定により交付された一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可証とみなす。
- 9 改正前の規則第19条の3の規定により交付された再生利用業指定証は、施行日に改正後の規則第31条第1項の規定により交付された再生利用業指定証とみなす。

附 則(平成6年規則第53号)～附 則(平成21年規則第21号)

省略

附 則(平成23年規則第4号)

この規則中第14条第2号の改正規定は公布の日から、第37条の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第45号)

この規則は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第45号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成29年7月1日)

附 則(令和3年規則第2号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表(第20条関係)

種目	品目	手数料の額
電気・ガス・石油・ ちゅう房器具	映像・音響機器(単体のもので、カラオケ演奏装置、スピーカー、テレビアンテナ及びテレビジョン受信機を除く。)	200円
	温水洗浄機付便座	200円
	加湿機	200円
	ガステーブル(ガスこんろ)	500円
	カラオケ演奏装置	900円
	換気扇	200円
	給湯器(床置き型のもの)	900円
	給湯器(床置き型以外のもの)	200円
	空気清浄機	200円
	照明器具	200円
	食器洗い乾燥機	500円
	食器乾燥機	200円
	除湿機	200円
	炊飯器	200円
	ステレオセット(幅が80センチメートル未満のもの)	500円
	ステレオセット(幅が80センチメートル以上のもの)	900円
	電気・ガス・石油・ ちゅう房器具	ストーブ(据置型のもの)
ストーブ(据置型以外のもの)		200円
スピーカー(高さが60センチメートル未満のもの)		200円
スピーカー(高さが60センチメートル以上のもの)		500円
ズボンプレスサー		200円
扇風機		200円
掃除機		200円
調理台		500円
テレビアンテナ		200円
テレビジョン受信機(20型未満のもの)		500円
テレビジョン受信機(20型以上25型未満のもの)		900円
テレビジョン受信機(25型以上のもの)		1,800円
電気こたつ(家具調電気こたつ)		500円
電気こたつ(家具調電気こたつ以外のもの)		200円
電子レンジ		500円
電子レンジ台		500円
灯油タンク(容量が25リットル以下のもの)		200円
灯油タンク(容量が25リットルを超えるもの)		500円
流し台		500円
ファクシミリ(電話機と一体となったものを含む。)		200円
布団乾燥機		200円
プリンタ		200円
ふろがま		500円
ホットカーペット		200円
マッサージ機(いす型のもの)		900円
マッサージ機(いす型以外のもの)		500円
ミシン(卓上型のもの)		200円
ミシン(卓上型以外のもの)		500円
ワードプロセッサ		200円
家具・寝具		アコーディオンカーテン
	衣装箱	200円
	いす(応接用で1人用のもの)	500円
	いす(応接用で2人以上用のもの)	900円
	いす(応接用いす以外のもの)	200円

種目	品目	手数料の額
家具・寝具	衣類乾燥機台	200円
	オーディオラック	500円
	カーペット(広さが3畳以下のもの)	200円
	カーペット(広さが3畳を超えるもの)	500円
	カラーボックス	200円
	鏡台	500円
	げた箱(高さが1メートル未満のもの)	500円
	げた箱(高さが1メートル以上のもの)	900円
	サイドボード(幅が1メートル未満のもの)	500円
	サイドボード(幅が1メートル以上のもの)	1,300円
	たんす(高さが1メートル未満のもの)	500円
	たんす(高さが1メートル以上のもの)	1,300円
	ついたて	500円
	机(両そでのもの)	1,300円
	机(両そで以外のもの)	900円
	テーブル(最大の辺又は径が1メートル未満のもの)	200円
	テーブル(最大の辺又は径が1メートル以上のもの)	500円
	テレビ台	500円
	電話台	200円
	戸棚(高さが1メートル未満のもので、オーディオラック、げた箱、サイドボード、リビングボード及びロッカーを除く。)	500円
	戸棚(高さが1メートル以上のもので、オーディオラック、げた箱、サイドボード、リビングボード及びロッカーを除く。)	900円
	布団	200円
	ブラインド	200円
	ベッド(ダブルベッド、リクライニング機能付ベッド及びベビーベッド以外のもので、ベッドマットレスを除く。)	500円
	ベッド(ダブルベッドで、ベッドマットレスを除く。)	900円
	ベッド(リクライニング機能付ベッドで、ベッドマットレスを除く。)	1,300円
	ベッドマットレス(スプリング付のもの)	1,800円
	ベッドマットレス(スプリングのないもの)	200円
	ベビーベッド	200円
	リビングボード	1,300円
	ロッカー(幅が60センチメートル未満のもの)	500円
	ロッカー(幅が60センチメートル以上のもの)	900円
ワゴン(最大の辺又は径が1メートル未満のもの)	200円	
ワゴン(最大の辺又は径が1メートル以上のもの)	500円	
その他	編み機	500円
	乳母車	200円
	煙突	200円
	オルガン(電子オルガン)	1,300円
	オルガン(電子オルガン以外のもの)	900円
	クーラーボックス	200円
	車いす	500円
	くわ、スコップ、つるはしその他の作業用具	200円
	携帯用発電機	500円
	健康器具(電動式ランニングマシン)	900円
	健康器具(電動式ランニングマシン以外のもの)	500円
	コート掛け	200円

種目	品目	手数料の額
その他	子供用遊具(滑り台)	500円
	子供用遊具(ぶらんこ)	500円
	子供用遊具(滑り台及びぶらんこ以外のもの)	200円
	ゴムボート(底板付のものを含む。)	500円
	ゴルフ用具	200円
	コンポスト容器	200円
	サーフボード	200円
	材木類	200円
	自転車	500円
	芝刈り機	200円
	車両用ルーフボックス	500円
	除雪機	500円
	ショッピングカート	200円
	水槽	500円
	スーツケース	200円
	スキーキャリア	200円
	スキー用具	200円
	ストーブガード	200円
	スノーボード	200円
	洗面化粧台	900円
	畳	500円
	卓球台	1,300円
	建具(玄関ドア以外のもの)	200円
	テント	200円
	トタン板	200円
	庭木類	200円
	はしご	200円
	ペット小屋(木製又はスチール製のもの)	500円
	ペット小屋(木製及びスチール製以外のもの)	200円
	物置(プラスチック製のもの)	200円
	物置(プラスチック製以外のもので、高さ及び幅が1メートル未満のもの)	500円
	物置(プラスチック製以外のもので、高さ又は幅が1メートル以上のもの)	900円
	物干しざお	200円
	物干し台(土台付のもの)	900円
物干し台(土台のないもの)	200円	
浴槽	900円	
その他のもの(最大の辺又は径が1メートル未満のもの)	200円	
その他のもの(最大の辺又は径が1メートル以上のもの)	500円	

備考

- 1 本表に規定する手数料の額は、それぞれの品目の1個当たりの金額である。ただし、ステレオセット、電気こたつ(家具調電気こたつ以外のもの)、布団、煙突、ゴルフ用具、材木類、スキーキャリア、スキー用具、卓球台、テント、トタン板、庭木類、物干し台及び物干しざおに係る手数料の額は、市長が別に定める1セット当たりの金額である。
- 2 収集し、運搬し、及び処分する大型ごみが備考1ただし書に規定する品目(ステレオセットを除く。)の1セットの一部を構成する物である場合又は当該品目の1セットとして定める数量に満たない場合であっても、これを当該品目の1セットとみなして本表を適用する。

(3) 令和5年度一般廃棄物処理実施計画

札幌市告示第1557号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び第4項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、令和4年度の一般廃棄物処理実施計画を改定したので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年条例第67号）第29条に基づき、告示する。

令和5年3月30日

札幌市長 秋元 克広

令和5年度一般廃棄物処理実施計画

第1 一般廃棄物処理の基本的事項

- 1 処理区域 札幌市全域
- 2 計画期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 3 処理計画量

(1) ごみ (単位：t)

項目	処理計画量	札幌市の 処理計画量	許可業者の 処理計画量
家庭ごみ	373,800	373,800	0
許可業者搬入	155,300	132,800	22,500
自己搬入	66,100	59,600	6,500
合計	595,200	566,200	29,000

(2) 動物の死体

処理計画量
道路等に遺棄された所有者が不明な犬・猫等の動物の死体処理
3,840件

(3) し尿・浄化槽汚泥等 (単位：kL)

一般し尿	浄化槽汚泥	水洗し尿	市外分※	処理計画量
14,300	2,480	260	8,750	25,790

※市外分は、石狩市及び当別町から受入

第2 札幌市が行う一般廃棄物の処理

- 1 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策

(1) 排出抑制の促進

項目	概要
家庭の生ごみ減量・リサイクル推進事業	生ごみ堆肥化セミナーの開催や電動生ごみ処理機等の購入助成などにより、市民の生ごみ減量・資源化に対する取組を支援する。

項 目	概 要
<p>集団資源回収奨励金制度</p>	<p>町内会やPTA、マンション管理組合などの住民団体による自主的な資源回収活動を促進するため、古紙類・びん類・金属類・布類の4品目を対象に、回収量1kgにつき4円の奨励金を実施団体に交付する。さらに、平成26年実績と比較し、回収量全体の増加分に対し1kgにつき3円、びん類・金属類・布類の増加分に対し1kgにつき7円の加算金を交付する。</p> <p>また、回収業者に対しても、ダンボール・布類は回収量1kgにつき4円、新聞を除くその他品目は1kgにつき1円の奨励金を交付する。</p> <p style="text-align: right;">回収計画量 35,682 t/年</p>
<p>古紙拠点回収事業</p>	<p>家庭系の古紙類の回収を推進するため、区役所等19か所に設置した古紙回収ボックスと、民間の古紙回収協力店等や古紙を回収するコンビニエンスストア（セイコーマート）に加え、地域住民管理によるエコボックスの普及を図る。</p> <p>また、事業系の古紙の回収を促進するため、民間古紙回収協力店等で古紙を回収する。</p>
<p>事業系資源ごみ回収促進支援事業</p>	<p>事業系ごみの見える化システムを活用し、各事業所の現状分析等を行い、より効果的な廃棄物減量の取組につなげる等事業者による自主的な事業ごみ減量を促進する。</p>
<p>家庭系古紙引取案内事業</p>	<p>集団資源回収登録業者等うちの協力業者が、個人宅からの一定量以上の古紙回収申込に対して回収を実施する。</p> <p>札幌市は、市民へのPRや事業の総合調整を行う。</p>
<p>地区リサイクルセンター事業</p>	<p>古紙や廃食油だけではなく、枝・葉・草やびん・缶・ペットボトルなどを含めたさまざまな種類の資源物等を無料で持ち込める回収拠点として、計4か所を運営する。</p>
<p>大型ごみの再利用</p>	<p>大型ごみのうち、再利用を目的とした収集品（木製家具、自転車など）を清掃・整備して、札幌市リサイクルプラザ及び札幌市リユースプラザで展示、販売する。</p> <p style="text-align: right;">（予定数 3,700 個/年）</p>
<p>普及啓発事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量の啓発のため、出前講座を実施するほか、児童を対象とした出前教室の充実を図る。 ・ リサイクルプラザ・リユースプラザにおいて、3R（リデュース：発生・排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に関する情報の提供や各種講座・体験教室を実施する。 ・ 省資源・ごみ減量についての市民意識高揚を図るため、「まつりだ！ 環っ」などの各種イベントを実施する。 ・ 啓発冊子の配布や交通広告などにより、2R（リデュース：発生・排出抑制、リユース：再使用）に重点を置いた意識啓発を行う。
<p>ごみ減量実践事業</p>	<p>リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）について、事業者や若年層と一体となり、直接的なごみ減量につながる実践的な取組を行う。</p>
<p>さっぽろスリムネット事業</p>	<p>市民・事業者・行政（市）が協働でごみ減量に取り組むために設立した「札幌ごみ減量実践活動ネットワーク（さっぽろスリムネット）」において、生ごみ堆肥拠点回収の促進、古紙等の資源物回収の支援など、ごみ減量につながる具体的な活動を展開する。</p>
<p>事業者に対する指導</p>	<p>事業系廃棄物の減量、資源化を図るため、事業用の建築物について適正な保管場所の設置を指導するとともに、大規模建築物（延べ床面積1,000㎡以上の事業用建築物）の所有者に対しては、廃棄物管理責任者の選任や減量計画書の提出を求める。</p> <p>また、各最終処分場、清掃工場及び破砕工場に搬入する事業系廃棄物についても、リサイクルの推進と適正排出を徹底するため分別啓発指導（搬入指導）を行う。</p>

(2) 資源化等の促進

項目	概要
びん・缶・ペットボトルの資源化	びん・缶・ペットボトルの分別収集を実施し、選別センターで選別後、指定法人などに引渡し、資源化を図る。 収集計画量 33,800 t/年
容器包装プラスチックの資源化	容器包装プラスチックの分別収集を実施し、選別センターで選別後、指定法人に引渡し、資源化を図る。 収集計画量 30,500 t/年
雑がみの資源化	「汚れた紙、新聞、雑誌、ダンボール」以外の紙ごみの分別収集を実施し、再生紙や固形燃料の原料として、資源化を図る。 収集計画量 20,200 t/年
枝・葉・草の資源化	枝・葉・草の分別収集を実施し、たい肥化するなどして資源化を図る。 収集計画量 19,600 t/年
筒型乾電池の資源化	びん・缶・ペットボトルの日に別袋で排出された筒型乾電池を収集し、資源化を図る。 収集計画量 336 t/年
蛍光灯の資源化	家庭の廃蛍光灯を回収協力店（市が指定した電気店・家電量販店等）に無料で持ち込んでもらい、資源化を図る。 回収計画量 119 t/年
廃食油の資源化	家庭から排出される使用済み食用油を回収拠点（スーパーマーケット・レストラン、市の施設等）において民間事業者が回収し、バイオディーゼル燃料等への資源化を図る。 回収計画量 220 t/年
小型家電の資源化	家庭で不用になった小型家電を回収拠点（市有施設、認定事業者）、宅配回収（認定事業者）等により回収し、レアメタルや貴金属等の有用金属の資源化を図る。 回収計画量 1,400 t/年
古着の再利用	家庭で不用になった衣類を地区リサイクルセンター等の回収拠点において回収し、再利用を図る。 回収計画量 78 t/年
ごみ焼却施設で発生する熱の有効利用	ごみ焼却施設（清掃工場）におけるごみ焼却の熱を利用して発電を行い、電力会社に売電するほか、地域暖房に供給するなど熱の有効活用を図る。 発電計画量 143,400 MWh/年
焼却灰リサイクル	ごみ焼却施設（清掃工場）から発生する焼却灰（主灰）をセメント原料としてリサイクルする。 資源化計画量 19,000 t/年
事業系紙くず・木くず等の資源化	許可業者による分別収集及び自己搬入により、ごみ資源化工場に搬入された紙くず・木くず等を原料として固形燃料を生産し需要先に供給する。 処理計画量 14,030 t/年
事業系生ごみの資源化	病院、学校、ホテル、飲食店ビル等から排出される良質な生ごみの分別・収集運搬を促進し、生ごみリサイクル施設での、飼料・肥料への再生の利用拡充を図る。 処理計画量 24,000 t/年
事業系伐採物・抜根等の資源化	剪定枝・幹・根などの樹木をごみ資源化工場でのチップ化等により、燃料・マルチング材・堆肥等に再生する。 処理計画量 5,000 t/年
金属類の資源化	処理施設から発生する金属の資源化を行う。 回収計画量 3,850 t/年

(3) その他

項目	概要
ごみステーション管理器材の購入助成と箱型ごみステーション設置助成	地域による自主的なごみステーション管理を支援するため、ネットやカラスよけサークル及び折りたたみ式箱型器材の購入費用の一部を助成するとともに敷地内への箱型ごみステーション設置費の一部を助成する。
クリーンさっぽろ衛生推進協議会への支援	札幌市を清潔で住みよい街にするため、環境美化、環境衛生、ごみ減量・リサイクルの推進など、地域に根ざした主体的な活動を行う住民ボランティア団体であるクリーンさっぽろ衛生推進協議会の活動を支援する。
クリーンキャンペーンの実施	5月30日の「ごみゼロの日」キャンペーン及び「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の普及啓発キャンペーンを各区のクリーンさっぽろ衛生推進協議会の協力を得て実施する。
事業系一般廃棄物の効率的な収集体制の維持	事業系一般廃棄物（伐採物・抜根等を除く）の減量、資源化を促進するため、多分別収集等に対応した一元的な収集運搬業の許可体制を維持する。
国の指定や認定を受けた一般廃棄物への対応	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3、第9条の8及び第9条の9に基づき国の指定や認定を受けた一般廃棄物（廃ゴムタイヤ、廃パーソナルコンピュータ、廃二輪自動車等）については、当該制度の趣旨を踏まえ、（認定）事業者等による処理の促進を図る。
水銀使用廃製品（体温計・血圧計・温度計）の回収循環	水銀使用廃製品の早期回収を図るため、市有施設での水銀使用廃製品の回収を行う。 回収計画量 1t/年

2 食品ロス削減に関連する事業の推進

(1) 関連する取組

項目	取組内容（担当部・課）
ごみ収集車を活用した食品ロス削減の呼びかけ	市内を走行しているごみ収集車に、食品ロス削減を呼びかけるステッカーを貼り、市民などに食品ロス削減の取組を広く訴えかける。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
ごみ減量キャンペーンによる啓発	啓発冊子の配布やポスターの掲出、Facebook ページでの情報発信、交通広告などを通じて、食品ロスの削減の啓発を行っていく。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
フードバンク活動及びフードドライブの周知	フードバンク活動は、まだ安全に食べられるにも関わらず、やむを得ず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、食料を必要としている人や施設等に無償で提供する活動であり、食品の無駄のない活用が期待されている。市では、フードバンク活動の概要、掲載を希望するフードバンク運営団体の連絡先などを札幌市公式ホームページに掲載しており、今後も継続して行っていく。 また、フードバンク運営団体の他、地域団体や事業者等が行う「フードドライブ活動（家庭で使いきれない食品を持ち寄って集め、食料を必要としている団体に寄付する取組み）」が、市内の多くの地域で展開されるよう、実施マニュアルを作成するとともに、札幌市公式ホームページに実施団体の情報を掲載していく。 【保健福祉局総務部総務課】 【環境局環境事業部循環型社会推進課】

ドギーバッグの普及促進	飲食店等で生じた食べ残しの持ち帰りの際に使用するドギーバッグの試行導入を行っている。なお、持ち帰りには、食中毒などの衛生上の問題もあることから、正しいドギーバッグの使用を推奨することを定めたガイドラインを活用しながら、持ち帰りに対する市民、事業者双方の理解と取組を促進していく。 【環境局環境事業部事業廃棄物課】
「2510(ニコっと)スマイル宴」運動の推進	宴会や会食の開始後 25 分間と終了前 10 分間は、料理を楽しみ、食べ切りを促す「2510(ニコっと)スマイル宴」運動を推奨していく。 【環境局環境事業部事業廃棄物課】
全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との共同キャンペーン	全国の自治体などで構成される全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の活動を通じて、情報提供や共同キャンペーンなどを他都市と連携して実施することで、食品ロスの削減のための全国的な気運を高める。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】 【環境局環境事業部事業廃棄物課】
もったいない運動参加店募集・周知の取組	資源の有効活用、ごみを減らすなど、環境に配慮した活動をしている飲食店を「もったいない運動参加店」として募集・登録し、札幌市公式ホームページで紹介する取組を行っている。 【保健福祉局保健所健康企画課】 【環境局環境事業部事業廃棄物課】
エコクッキングを通じた市民啓発	各区の保健センターなどで、食生活改善推進員とともに「エコクッキング」情報を発信し、食材を無駄にしない料理の普及など、食品ロスを減らす取組を環境に配慮した食育として進めていく。 【保健福祉局保健所健康企画課】 【(各区)保健福祉部健康・子ども課】
災害備蓄食品の有効活用	市で備蓄しているアルファ米などの食品について、これまでも賞味期限が 1 年未満となったものは、防災訓練等で普及啓発用として配布するとともに、フードバンク等へ無償提供しているところであるが、今後も単に廃棄されてしまうことがないように、同様の取組を継続し有効活用に努める。 【危機管理局危機管理部危機管理課】
エシカル消費の普及啓発	人・社会・環境に配慮したサービスや商品を選択するエシカル消費の普及啓発に取り組んでおり、食品ロスやフェアトレードをテーマにした講師派遣講座、パネル展示などを実施していく。 【市民文化局市民生活部消費生活課】
子どもや保護者に向けた食育の推進	保育所や幼稚園において、園庭やプランターでの野菜栽培や収穫の喜びを体験することなどを通じて、調理や食事の楽しさを共感できる体験型の食育の充実を図る。また、その他様々な機会を利用して、子どもや保護者に対して、食品ロス削減や食の大切さを伝えていく。 【子ども未来局子育て支援部子育て支援課】 【教育委員会児童生徒担当部幼児教育センター担当課】 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
イベント開催時における普及啓発	さっぽろオータムフェストなど、食に関連するイベントの開催時には、イベント業者と連携しながら食品ロス削減の観点も視野に入れて事業展開していくとともに、来場者に対しては、食品ロス削減のパンフレットを配布するなどの普及啓発を行っている。 【経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課】 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
作物残渣の適切な再利用	やむを得ず発生する市場に出回らない作物残渣を、たい肥化し、有効利用するなど適切な再利用について検討するとともに、環境保全型農業技術を推進していく。 【経済観光局農政部農業支援センター】

市場見学や料理教室を通じた食育の推進	水産物や青果物に対する知識を深めてもらうこと等を目的に、中央卸売市場の施設見学や、子どもや保護者を対象とした料理教室を実施していく。 【経済観光局中央卸売市場管理課】
学校給食のフードリサイクルを活用した食育・環境教育の推進	学校給食の調理くずや食べ残しの生ごみをたい肥化し、そのたい肥で育てた野菜を学校給食へ提供するほか、たい肥を活用した教材園での栽培活動などを通じて、食育や環境教育の充実を図る。 【教育委員会生涯学習部保健給食課】 【環境局環境事業部事業廃棄物課】 【経済観光局農政部農業支援センター】

(2) 主な関連計画

関連計画等
第3次札幌市消費基本計画
第3次札幌市食育推進計画
安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画
第2次札幌市環境基本計画
第2次さっぽろ都市農業ビジョン
札幌市教育振興基本計画

3 一般廃棄物の種類（分別区分）並びに収集及び受入方法等

(1) ごみ

ア ごみの収集方法等

(ア) 家庭ごみ

種 類	収集方法	摘 要
燃やせるごみ	週2回 ステーション収集	生ごみ、汚れた紙類、布類、ビデオテープ等の製品プラスチック類、皮革・ゴム類などを指定ごみ袋で排出(有料)
燃やせないごみ	4週1回 ステーション収集	なべ・やかん等の金属製品類、ブロック・レンガ類、トースター・ビデオカメラ等の小型家電製品類などを指定ごみ袋で排出(有料)
大型ごみ	申込制による戸別有料収集 (再利用を目的とした収集を含む)	大型ごみとは、排出禁止物以外の耐久消費財その他固形廃棄物で、その最大の辺又は径が30cm(木材類及び庭木類については50cm)を超えるもので戸別収集するものをいう。(有料) ※ 指定ごみ袋に入るものについては「燃やせるごみの日」又は、「燃やせないごみの日」に指定ごみ袋に入れてごみステーションに排出できる。
びん・缶・ペットボトル	週1回 ステーション収集	容器包装リサイクル法に規定する容器(無料)
容器包装プラスチック	週1回 ステーション収集	容器包装リサイクル法に規定する容器包装プラスチック(無料)
筒型乾電池	週1回 ステーション収集	別袋で「びん・缶・ペットボトルの日」に排出(無料)
加熱式たばこ・電子たばこ、ライター	4週1回 ステーション収集	別袋で「燃やせないごみの日」に排出(無料)
スプレー缶	週2回 ステーション収集	別袋で「燃やせるごみの日」に中身を使い切り、穴をあけずに排出(無料) ※ カセットボンベを含む
雑がみ	2週1回 ステーション収集	札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例別表1(第46条関係)備考3(4)に規定する「包装紙その他の再利用の可能な紙類のうち市長が別に定めるもの」とは、「汚れた紙、新聞、雑誌、ダンボール」以外の紙とする。(無料)
枝・葉・草	4週1回 ステーション収集	5月から12月上旬(地域により異なる)の間に、下記市民の責務等に基づき定められた方法で排出するものに限り、処理手数料を免除する。(無料)
地域清掃ごみ	拠点収集(清掃事務所と協議)	公共の場所を町内会等で清掃した際、排出されるごみ(無料)
ボランティア清掃ごみ	ステーション収集	公共の場所を清掃して出たごみは、ボランティア袋で「燃やせるごみの日」、「燃やせないごみの日」に排出することができる。(無料)

a 市民の責務等

- (a) 家庭からごみを出すときは、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」については指定ごみ袋に入れ、「びん・缶・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「雑がみ」及び「枝・葉・草」については透明または半透明で中身の見える袋に入れて、住んでいる地区の決められた収集日当日の朝、午前8時30分までに自ら管理に携わっているごみステーションに出すこと。
- ・ 棒状のものについては、大部分が40リットルの指定ごみ袋に入り、袋の口をしっかり縛ることができれば、そのまま、指定ごみ袋を使ってごみステーションに出すことができる。
 - ・ 枝については、長さ50cm以下のものを1m程度のひもで縛って出すこともできる。
- (b) 資源物は、汚れていない状態でごみステーション等に出すこと。
- (c) 引っ越しや片付け等により臨時に出る多量のごみ（400リットルを超える）は、本市の施設へ自ら搬入するか、または許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社）に収集を依頼すること。
- (d) 市の定める排出禁止物は出さないこと。
- (e) 大型ごみについては、区ごとに決められた週1回の収集曜日の2日ないしは4日前までに大型ごみ収集センターまで電話で申し込むこと。また、規則で定める額に見合った「大型ごみ処理手数料シール」を見やすいところにはりつけ（再利用品の収集申込みに際しては、大型ごみ処理手数料シールに「リ」と記載）、電話で打ち合せした場所（玄関前等の建物外）へ収集日当日の朝、午前8時30分までに持ち出すこと。
- (f) 新聞・雑誌・ダンボールなどは、原則として町内会などで実施している集団資源回収もしくは各区役所などに設置した「古紙回収ボックス」または、民間の古紙回収協力店・地区リサイクルセンターに出すこと。やむを得ない場合は、「燃やせるごみ」として出すこと。
- (g) 蛍光管は、できるだけ回収協力店（市が指定した電気店・家電量販店・スーパーマーケット・ホームセンター）・地区リサイクルセンターに出すこと。

b 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 32 条及び同条例施行規則第 17 条で規定する排出禁止物

区 分	品目例	排出方法
有害性のある物	バッテリー・農薬等	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
感染性のある物	注射針等	
危険性のある物	プロパンガスボンベ・酸素ボンベ・消火器等	
引火性のある物	ガソリン・灯油・廃油等	乾燥等の措置を講じて、出すこと。
	塗料・接着剤等	中身を使いきり、穴をあけずに、透明または半透明の袋に入れて、「燃やせるごみ」の日に出すこと。（カセットボンベを含む）
	スプレー缶	
著しく悪臭を発する物		脱臭等の措置を講じて、出すこと。
収集・運搬又は処分に際し特別の扱いを要する物で規則に定めるもの		
最大の辺又は径が 2 メートルを超えるもの		破砕・切断等の措置を講じて、出すこと。
体積が 2 立方メートルを超えるもの		
重量が 100 キログラムを超えるもの		
収集・運搬又は処分をするための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるもの	タイヤ・ピアノ・自動車・軽自動車・自動二輪車・原動機付自転車・FRP 船・エンジン付きのもの(刈り払い機、草刈り機、携帯用発電機、芝刈り機、除雪機等)・ホームタンク(90ℓを超えるもの)・ドラム缶・家庭用耐火金庫等	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
収集・運搬又は処分に際し、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるもの	ガラスの破片等	十分に危険防止のこん包を行い、「危険物」と表示し、かつ、その内容を明記して、「燃やせないごみ」の日に出すこと。
特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器	エアコンディショナー・テレビジョン受信機(ブラウン管・液晶・プラズマ式)・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機等	販売店に収集を依頼するか、家電メーカーが指定する指定引取場所に直接持ち込むこと。
パーソナルコンピュータ	デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・ブラウン管ディスプレイ・液晶ディスプレイ等	一般社団法人パソコン 3 R 推進協会の参加メーカーのパソコンは、メーカーの自主回収ルートで処理すること。
		上記参加メーカー以外のパソコンは、許可業者(一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社)に収集を依頼すること。
		小型家電として回収拠点に排出するか、宅配回収等に依頼すること。 ※ブラウン管ディスプレイ・液晶ディスプレイは、回収拠点を除く
密閉形蓄電池	ニカド電池等	販売店・協力店の回収箱に持ち込むこと。

- c 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 27 条第 1 項により市長が指定する適正処理困難物

廃スプリングマットレス・排出禁止物以外のテレビジョン受信機 (25 型以上のもの)

(イ) 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。自ら処理できない場合には、排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または許可業者に収集を依頼する。

種 類	収 集 方 法
一般廃棄物 (伐採物・抜根等を除く)	事業者が自ら本市の処理施設へ搬入するか、または許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社）へ収集※を依頼する。 ただし、特に市長が認めたものについては、家庭ごみに準じて取り扱う。
伐採物・抜根等	事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または伐採物・抜根等限定許可業者等へ収集を依頼する。 ただし、特に市長が認めたものについては、家庭ごみに準じて取り扱う。

※ 事業所用専用ごみ袋による収集を含む。

a 事業者の責務等

- (a) 許可業者へ収集を依頼する場合は、許可業者の分別収集体制に応じて分別を行うこと。
- (b) 自ら本市の処理施設へ搬入する場合は、市の定める受入基準に従うこと。
- (c) 感染性一般廃棄物の処理を委託する場合は、感染性産業廃棄物に係る許可を有する業者へ依頼すること。

イ 自ら搬入する場合の処理施設、受入時間及び受入休業日

(ア) 焼却施設

施設名	発寒清掃工場	駒岡清掃工場	白石清掃工場
所在地	西区発寒 15 条 14 丁目 1-1	南区真駒内 602	白石区東米里 2170-1
受入時間	9:00~16:00	9:00~16:00	9:00~16:00
受入休業日	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時

(イ) 破碎施設

施設名	発寒破碎工場	篠路破碎工場	駒岡破碎工場
所在地	西区発寒 15 条 14 丁目 2-30	北区篠路町福移 153	南区真駒内 602
受入時間	9:00~16:00	9:00~16:00	9:00~16:00
受入休業日	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時	日曜日、1月1日から1月3日及び定期整備時

(ウ) 最終処分場

施設名	山口処理場
所在地	手稲区手稲山口 364 他
受入時間	9:00～16:00
受入休業日	土・日曜日及び1月1日から 1月3日

(エ) 資源化施設

施設名	ごみ資源化工場
所在地	北区篠路町福移 153
受入時間	8:00～17:00
受入休業日	日曜日及び1月1日から1 月3日

(2) 動物の死体

種 類	収集方法	摘 要
道路等に遺棄された所有者 が不明な犬・猫等の動物の 死体	市民からの通報等により個別に収集	

(3) し尿・浄化槽汚泥等

種 類	収集方法	摘 要
一般し尿	申込制による戸別有料収集	収集車両の通行障害及び凍 結等によりくみ取り作業に支 障を及ぼすことのないよう にすること。
浄化槽汚泥・水洗し尿	許可業者 (一般廃棄物収集運搬業者:株式会社公 清企業)	

4 一般廃棄物の処理主体及び処理計画量

(1) 処理主体及び処理方法

ア 家庭ごみ

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処 理 主 体	処 理 方 法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	市（直営・委託）	市（直営・委託）	焼却	—	—
燃やせないごみ	市（委託）	市（委託）	破砕	市（直営・委託）	埋立
大型ごみ	市（委託）	市（直営・委託）	破砕・焼却・資源化	—	—
びん・缶・ペットボトル	市（直営・委託）	市（委託）	資源化（選別）	—	—
容器包装プラスチック	市（委託）	市（委託）	資源化（選別）		
雑がみ	市（委託）	市（委託）	資源化（選別）	—	—
枝・葉・草	市（委託）	市（委託）	資源化	—	—
筒型乾電池	市（直営・委託）	事業者（委託）	資源化	—	—
加熱式たばこ・電子たばこ、ライター	市（委託）	市（直営）	焼却	—	—
スプレー缶	市（直営・委託）	市（委託）	破砕・資源化	—	—
地域清掃ごみ	市（直営・委託）	市（直営・委託）	破砕・焼却	市（直営・委託）	埋立

※ 委託は、収集業務委託・処理にかかる運転業務委託と処理業務委託をいう。

※ 焼却灰などの残さを処理する方法を除く。

※ スプレー缶には、カセットボンベを含む。

イ 事業系一般廃棄物

種 類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
許可業者搬入	許可業者（一般廃棄物）	市（直営・委託）	破砕・資源化・焼却	市（直営・委託）	埋立
自己搬入	排出者	市（直営・委託）	破砕・資源化・焼却	市（直営・委託）	埋立

※ 委託は、処理にかかる運転業務委託と処理業務委託をいう。

ウ 動物の死体

道路等に遺棄された所有者が不明な犬・猫等の動物の死体	収集・運搬主体	処理主体	処理方法
	市（委託）	市（直営）	焼却

エ し尿・浄化槽汚泥等

種 類	収集・運搬主体（市外（石狩市及び当別町）からの受入は除く。）	処理主体	処理方法
し尿	市（委託）	市（委託）	下水道投入
浄化槽汚泥・水洗し尿	許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：株式会社公清企業）	市（委託）	下水道投入

※ 委託は、収集業務委託・処理にかかる運転業務委託をいう。

(2) 札幌市の処理計画量

(単位：t)

家庭ごみ	燃やせるごみ	243,600	市処理量	566,200	資源化	大型ごみ	200	65,000	処理残さ
	燃やせないごみ	12,600				びん・缶・ペットボトル	33,800		
	大型ごみ	12,100				容器包装プラスチック	30,500		
	びん・缶・ペットボトル	33,800				雑がみ	20,200		
	容器包装プラスチック	30,500				枝・葉・草	19,600		
	雑がみ	20,200				許可業者搬入	7,210		
	枝・葉・草	19,600				自己搬入	2,560		
	地域清掃ごみ	1,400				小計	114,070		
	小計	373,800			焼却・破碎	燃やせるごみ	243,600		
	事業ごみ	192,400				大型ごみ	11,900		
許可業者搬入	132,800	地域清掃ごみ	970	埋立前処理	燃やせないごみ	7,600			
自己搬入	59,600	小計	419,680						
小計	192,400	埋立	燃やせないごみ	5,000	65,000				
事業ごみ	192,400		地域清掃ごみ	430					
許可業者搬入	132,800		許可業者搬入	490					
自己搬入	59,600		自己搬入	18,930					
小計	192,400		小計	24,850					
		総埋立量	70,850						
		焼却灰リサイクル	19,000						

※表中、四捨五入のため、合計数値とその内訳の計が一致しない場合がある。

5 処理施設の概要

(1) 焼却処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備考
発寒清掃工場	西区発寒 15 条 14 丁目 1-1	600 t/日	136,580 t	可燃残さ 14,300 t 含む
駒岡清掃工場	南区真駒内 602	600 t/日	120,400 t	可燃残さ 17,990 t 含む
白石清掃工場	白石区東米里 2170-1	900 t/日	183,630 t	可燃残さ 26,490 t 含む

(2) 破砕処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備考
発寒破砕工場	西区発寒 15 条 14 丁目 2-30	150 t/日	16,580 t	
篠路破砕工場	北区篠路町福移 153	150 t/日	12,160 t	
駒岡破砕工場	南区真駒内 602	200 t/日	17,060 t	
株式会社マテック 発寒支店内工場	西区発寒 12 条 13 丁目 2	600~800 缶/時間	161.71 t	スプレー缶に限る (白石ブロック分)
株式会社イーアンドエム 本社工場内	西区発寒 16 条 14 丁目 6-1	60 缶/分	142.97 t	スプレー缶に限る (駒岡ブロック分)
株式会社イーアンドエム 本社工場内	西区発寒 16 条 14 丁目 6-1	60 缶/分	201.32 t	スプレー缶に限る (発寒ブロック分)

(3) 資源化施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備考
ごみ資源化工場(燃料工場)	北区篠路町福移 153	200 t/日	14,030 t	
中沼プラスチック選別 センター	東区中沼町 45-11	82.6 t/日	30,500 t	
中沼資源選別センター	東区中沼町 45-24	110 t/日	22,442 t	設置者：一般財団法人札幌市環境事業公社
駒岡資源選別センター	南区真駒内 129-30	77 t/日	11,358 t	設置者：一般財団法人札幌市環境事業公社
中沼雑がみ選別センター	東区中沼町 45-19	85 t/日	9,200 t	
札幌市製紙原料事業協同 組合 選別施設	市内各所 (10 か所)	45 t/日	11,475 t	雑がみ
枝・葉・草資源化ヤード	厚別区厚別町山本 1065 他 (山本処理場内)	—	18,100 t	面積 85,500 m ²
株式会社ばんけいリサイ クルセンター「定山溪環生 舎」	南区定山溪 896-3 他	17.1 t/日	1,600 t	枝・葉・草
太平洋セメント株式会社 上磯工場	北斗市谷好 1 丁目	245 t/日 (7 時間)	19,000 t	焼却灰リサイクル
野村興産株式会社 イト ムカ鉱業所	北見市留辺蘂町富士見 217-1	160.24 t/ 日 (焙焼)	421 t	蛍光管、筒型乾電池、 水銀式体温計・血圧 計・温度計

(4) 最終処分場

施設名	所在地	全体容量 (計画分)	残容量 (造成済)	処理計画量	備考
山本処理場	厚別区厚別町 山本 1065 他	7,732,000 t	661,680 t	31,520 t	処理残さ 26,400 t 含む
山口処理場	手稲区手稲山 口 364 他	3,037,000 t	319,840 t	39,330 t	処理残さ 19,600 t 含む

残容量(造成済)は令和4年度末見込み

(5) し尿下水道投入施設

施設名	所在地	処理能力	処理計画量	備考
クリーンセンター	手稲区手稲山口 318	100 kL/日	25,790 kL	市外(石狩市及び当 別町)からの受入分 8,750 kL 含む

第3 許可業者が行う一般廃棄物の処理

1 一般廃棄物の種類及び収集方法

種類		収集方法
事業系一般廃棄物	生ごみ	排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または許可業者（一般廃棄物収集運搬業者：一般財団法人札幌市環境事業公社）へ収集を依頼する。
	伐採物・抜根等	排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または伐採物・抜根等限定許可業者等へ収集を依頼する。

2 一般廃棄物の処理主体及び処理計画

(1) 処理主体及び処理方法

種類	収集・運搬主体	中間処理	
		処理主体	処理方法
生ごみ	許可収集	許可業者	資源化
	自己搬入		
伐採物・抜根等	許可収集	許可業者	資源化
	自己搬入		

(2) 処理計画

(単位：t)

種類	処理量	計	処理方法
生ごみ	許可業者	24,000	飼・肥料化など
	自己搬入		
伐採物・抜根等	許可業者	5,000	チップ化など
	自己搬入		

※生ごみの自己搬入には、札幌市経済観光局中央卸売市場内での飼料化を含む。

3 処理施設（資源化）の概要

(1) 生ごみリサイクル施設

処理方法	飼・肥料化	飼料化
施設名	札幌バイオフードリサイクル株式会社 「札幌飼料化リサイクルセンター」	札幌市経済観光局中央卸売市場 「資源リサイクル施設」
所在地	東区中沼町 45-53	中央区北 12 条西 20 丁目 2-1
処理能力	68t/日	8.6t/日

処理方法	堆肥化		
施設名	株式会社ばんけいりサイクルセンター 「定山溪環生舎」	株式会社ばんけいりサイクルセンター 「環生舎」	ジャパンサイクル株式会社 「石狩資源循環モデルセンター」
所在地	南区定山溪 896-3 他	石狩市新港中央 2 丁目 757-11	石狩市新港南 2 丁目 715-2
処理能力	14.6t/日	27.4t/日	214 m ³ /日

(2) 伐採物（剪定枝）・抜根等リサイクル施設

処理方法	チップ化	堆肥化
施設名	ごみ資源化工場（チップ化施設）	株式会社ばんけいりサイクルセンター 「定山溪環生舎」
所在地	北区篠路町福移 153	南区定山溪 896-3 他
処理能力	120 t/日	10t/日

(4) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 39 条第 2 項の規定に基づき市が処分する産業廃棄物の種類及び量

札幌市告示第 1916 号

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 4 年条例第 67 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、市が処分する産業廃棄物の種類及び量を次のとおり定める。

なお、平成 19 年 4 月 1 日告示第 450 号は、廃止する。

令和 3 年 4 月 1 日

札幌市長 秋元 克広

1 産業廃棄物の種類

(1) 次に掲げる産業廃棄物（市が処分する産業廃棄物は、市内から排出されたものに限る。）とする。ただし、このうち特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。

ア 燃え殻（熱灼減量 15%以下、含水率 80%以下のものに限る。）

イ 廃プラスチック類（一般廃棄物処理施設その他市長が定める施設から生じる処理後の残さ又はごみ資源化工場で生産するごみ固形燃料の原料に適したのものに限る。）

ウ 紙くず

エ 木くず

オ 繊維くず

カ ガラスくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物のうち、廃石綿等であって、市内から排出されたものとする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。）第 6 条の 5 第 1 項第 3 号ワ（1）に掲げる措置を講じたものに限る。

2 産業廃棄物の量

市長が量について指示したときは、その量以内とする。

(5) 札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例

昭和60年6月17日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(浄化槽保守点検業の登録)

第2条 浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第3条 前条の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次の事項を浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所(規則で定める区域内の営業所をいう。以下次号及び次条において同じ。)の名称及び所在地
- (3) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 市長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第4条 市長は、前条第1項の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに適合していないと認めるときは、登録を拒否しなければならない。

- (1) 営業所を有していること。
- (2) 営業所ごとに浄化槽管理士が置かれていること。
- (3) 営業所ごとに規則で定める器具が備えられていること。
- (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法若しくは法に基づく処分又は法第48条第1項の規定に基づく条例若しくは当該条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

イ 第9条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

ウ 登録簿に登録されて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)で法人であるものが第9条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

エ 第9条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員である者

カ 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまで、キ又はクのいずれかに該当するもの

キ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

ク 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者である者

(登録の有効期間)

第5条 浄化槽保守点検業の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

(更新の登録)

第6条 浄化槽保守点検業の登録の有効期間満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

2 前3条の規定は、更新の登録について準用する。

3 更新の登録の申請があつた場合において、その申請の際現に効力を有する登録の有効期間満了の日までにそ

の申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、当該登録の有効期間満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

- 4 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録事項の変更及び廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者は、第3条第2項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業を廃止した場合等規則で定める事由に該当したときは、規則で定めるところにより、当該事由が発生した日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(浄化槽保守点検業者の責務)

第8条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者又は浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している浄化槽清掃業者に連絡しなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、第4条第1号から第3号までに定める要件を維持しなければならない。
- 4 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所に置く浄化槽管理士に対し、第5条に規定する登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、浄化槽保守点検業者は、規則で定める事項を守らなければならない。

(登録の取消し等)

第9条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第3条第2項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録を受けたとき。
 - (2) 第4条第4号に掲げる者に該当することとなったとき。
 - (3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。
- 2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(登録の抹消)

第10条 市長は、登録がその効力を失った場合は、登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

(報告の徴収、立入検査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(手数料)

第12条 第2条の規定により登録を受けようとする者又は第6条第1項の規定により更新の登録を受けようとする者は、申請の際、次の各号に定める額の手数を納付しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業登録申請手数料 30,000円
 - (2) 浄化槽保守点検業更新登録申請手数料 25,000円
- 2 法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、申請の際、浄化槽清掃業許可申請手数料20,000円を納付しなければならない。
 - 3 既納の手数は、還付しない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条又は第6条第1項の規定に違反して浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第3条第2項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の登録を受けた者
- (3) 第9条第1項の規定による命令に違反した者

第15条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者
- (2) 第11条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第11条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から3月間は、第2条の登録を受けないで、その浄化槽保守点検業を営むことができる。
- 3 第12条第2項の規定は、施行日以後の申請に係る手数料から適用する。

(札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

- 4 札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第10号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成4年条例第8号)

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成4年条例第29号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年条例第2号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第6号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第6号)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業の登録を受けている者にあつては、改正後の第8条第4項の規定は、当該登録の有効期間の末日まで適用しない。

(6) 札幌市浄化槽に関する規則

昭和60年9月26日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。)及び札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(昭和60年条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の届出)

第2条 市長は、法第5条第1項の規定による届出(以下「浄化槽設置(変更)届」という。)を受理したときは、当該浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者(以下「浄化槽設置者等」という。)に、受理書(様式1)を交付する。

2 市長は、浄化槽設置(変更)届を審査し、その内容を相当と認めるときは、当該浄化槽設置者等に浄化槽設置(変更)届出書審査済通知書(様式2)を交付する。

第3条 削除

(使用開始報告書等)

第4条 法第10条の2第1項の報告書は、浄化槽使用開始報告書(様式4)とする。

2 法第10条の2第2項の報告書は、技術管理者変更報告書(様式5)とする。

3 法第10条の2第3項の報告書は、浄化槽管理者変更報告書(様式6)とする。

(書類の提出等の要求)

第5条 市長は、生活環境の保全又は公衆衛生上の観点から必要があると認めるときは、浄化槽設置者等又は浄化槽管理者に対し必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

第6条 削除

(浄化槽清掃業許可申請書等)

第7条 省令第10条第1項の申請書は、浄化槽清掃業許可申請書(様式9)とする。

2 省令第10条第2項第3号の書類は、誓約書(様式10)とする。

3 省令第10条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 省令第11条第1号から第3号までに規定する器具の明細書(様式11)

(2) 経歴書(申請者が当該申請に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法人であるときには、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人及びその役員)又は役員の経歴書を含む。第12条第2項第6号において同じ。)

(3) 前年度の本市の市税納税証明書(本市に営業所を有していない場合にあつては、本市を営業区域とする営業所の所在する市町村の市町村税納税証明書。第12条第2項第7号において同じ。)

(4) 営業所の付近見取図

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の許可を受けている者と汚泥の収集に関する契約を締結している場合には、当該契約書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(浄化槽清掃業許可証等の交付)

第8条 市長は、法第35条第4項の規定による通知は、浄化槽清掃業許可証(様式12)又は浄化槽清掃業不許可通知書(様式13)により行うものとする。

2 浄化槽清掃業許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(浄化槽清掃業許可証の再交付)

第9条 浄化槽清掃業者は、前条第1項の浄化槽清掃業許可証を紛失し、又は著しく損傷したときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式14)を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第10条 法第37条の規定による届出は、浄化槽清掃業許可申請事項変更届(様式15)に第8条第1項の浄化槽清掃業許可証を添付して行わなければならない。

(廃業等の届出)

第11条 法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業廃業等届(様式16)により行わなければならない。

- 2 前項の届出を行う場合には、第8条第1項の規定により交付を受けた浄化槽清掃業許可証を返納しなければならない。

(登録の申請)

第12条 条例第3条第1項(条例第6条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の申請書は、浄化槽保守点検業登録(更新登録)申請書(様式17)とする。

- 2 条例第3条第1項の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が法人であるときには、その法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (2) 申請者が個人であるときには、その住民票の写し
 - (3) 営業所に置く浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し
 - (4) 申請者(申請者が浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法人であるときには、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人及びその役員)又は役員を含む。)が条例第4条第4号アからクまでのいずれにも該当しない旨を誓約した書類(様式18)
 - (5) 第16条に規定する器具の明細書(様式19)
 - (6) 経歴書
 - (7) 前年度の本市の市税納税証明書
 - (8) 現に連絡を取っている、又は今後連絡を取る予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類
 - (9) 営業所の付近見取図
 - (10) 条例第6条第1項の規定により更新の登録を受けようとする者にあつては、営業所に置く浄化槽管理士が条例第8条第4項の研修を修了したことを証明する書類の写し
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 3 市長は、条例第6条第1項の規定により更新の登録を受けようとする者について、前項に定める添付書類の一部を省略させることができる。

(登録済証等)

第13条 市長は、条例第3条第2項(条例第6条第2項で準用する場合を含む。)の規定により登録をしたときは、当該登録申請者に浄化槽保守点検業者登録済証(様式20)を交付しなければならない。

- 2 市長は、条例第4条の規定により登録の拒否をしたときは、当該登録申請者に浄化槽保守点検業者登録拒否通知書(様式21)を交付しなければならない。

(浄化槽保守点検業者登録簿)

第14条 条例第3条第2項の浄化槽保守点検業者登録簿は、浄化槽保守点検業者登録簿(様式22)とする。

- 2 条例第3条第2項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 登録年月日
- (2) 登録番号
- (3) 申請者が法人であるときには、その役員の氏名及び役職名

- 3 浄化槽保守点検業者登録簿は、環境局環境事業部に置く。

(営業所の設置区域)

第15条 条例第3条第2項第2号の規則で定める区域は、次の表に掲げる区域とする。

区域	札幌市、小樽市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町
----	----------------------------------

(器具)

第16条 条例第4条第3号の規則で定める器具は、次のとおりとする。

- (1) 温度計
- (2) 透視度計
- (3) 水素イオン濃度指数測定器具
- (4) 残留塩素濃度測定器具
- (5) 塩素イオン濃度測定器具
- (6) 汚泥沈殿試験器具
- (7) スカム厚測定器具
- (8) 汚泥厚測定器具

- (9) 溶存酸素量測定器具
- (10) 水準器
- (11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める器具

(変更の届出)

第17条 条例第7条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業者登録事項変更届(様式23)に第13条第1項の浄化槽保守点検業者登録済証を添付して行わなければならない。

(廃業等の届出)

第18条 条例第7条第2項の規則で定める事由は次の各号に掲げるとおりとし、同項の規定による届出は、当該各号に掲げる者が浄化槽保守点検業廃業等届(様式24)により行わなければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

(浄化槽保守点検業者の責務)

第19条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは、その者に浄化槽管理士であることを示す身分証明書(様式25)を携帯させなければならない。

(研修)

第20条 条例第8条第4項の浄化槽の保守点検の業務に関する研修は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 浄化槽に関する施策の動向に関すること。
- (2) 浄化槽の機能及び構造に関すること。
- (3) 浄化槽の保守点検及び清掃に関すること。
- (4) 地域における浄化槽の情報に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

2 前項の研修は、法第57条第1項の規定により北海道知事が指定する者その他市長が適当と認める者が行う研修を受けさせることにより実施するものとする。

第21条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、札幌市浄化槽保守点検業者登録票(様式26)を掲げなければならない。

第22条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに保守点検に関し次の事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- (1) 保守点検年月日
- (2) 保守点検を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所
- (3) 保守点検を行った浄化槽管理士の氏名

2 前項に定める帳簿には、毎月末までに前月中における記載事項について、記載を終了していなければならない。

3 第1項の帳簿の保存は、次によるものとする。

- (1) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- (2) 帳簿は、閉鎖後3年間営業所ごとに保存すること。

(報告)

第23条 浄化槽保守点検業者は、毎年3月31日までに、前年中の1年間における浄化槽の保守点検に関し、浄化槽保守点検実績報告書(様式27)を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第24条 条例第11条第3項の証明書は、立入検査員証(様式28)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。
(札幌市事務分掌規則の一部改正)
- 2 札幌市事務分掌規則(昭和47年規則第23号)の一部改正〔省略〕

(札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正)

3 札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第61号)の一部改正〔省略〕

(札幌市排水設備工事業者の登録等に関する規則の一部改正)

4 札幌市排水設備工事業者の登録等に関する規則(昭和47年規則第115号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成7年規則第14号)～附 則(平成17年規則第24号)省略

附 則(平成17年規則第35号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第16号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第3号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に浄化槽保守点検業の登録を受けている者にあつては、改正後の第12条第2項第10号の規定は、当該登録の有効期間の末日まで適用しない。

(7) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例

平成16年12月14日
条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民の安全で快適な生活環境、さらには観光都市さっぽろにふさわしい環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、包装袋、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。
- (2) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- (4) 土地所有者等 本市の区域内において、土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (6) 喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (7) 印刷物等 ビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関し、事業者、市民等及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るとともに、これらの者で組織する団体の自主的な活動を支援しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止に関し、市民等に対する意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 事業者のうち、たばこ、容器飲料、チューインガム等を販売する者は、その販売する場所にたばこの吸い殻及び空き缶等を収納するための回収容器等を設置するとともに、これを適正に管理するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、屋外において自ら生じさせたたばこの吸い殻及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

- 2 市民は、その居住する地域における活動に積極的に参加する等たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱のない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。
- 3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地におけるたばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、土地の利用者の意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(たばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨て禁止)

第7条 何人も、たばこの吸い殻及び空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(公共の場所における喫煙の制限)

第8条 市民等は、公共の場所において、歩行中(自転車乗車中を含む。以下同じ。)であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしないよう努めなければならない。

(公共の場所における印刷物等の回収)

第9条 公共の場所において、印刷物等を市民等に配布し、又は配布させた者は、その配布場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならない。

(公共の場所における飼い犬のふんの回収)

第10条 飼い犬を連れてくる者は、公共の場所において、当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。

(美化推進重点区域の指定)

第11条 市長は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱を防止し、美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該重点区域の関係地域住民、関係団体等の意見を聴かなければならない。

3 市長は、重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(喫煙制限区域の指定)

第12条 市長は、重点区域において、たばこの吸い殻の投げ捨てにつながるだけでなく、他人の身体を害するおそれのある喫煙を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、喫煙制限区域について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

(喫煙制限区域内における喫煙の制限)

第13条 何人も、喫煙制限区域内の公共の場所において、歩行中であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしてはならない。

(美化推進計画)

第14条 市長は、第11条の規定により重点区域を指定したときは、重点区域ごとに美化推進計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により美化推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、当該計画を策定する重点区域の関係地域住民、関係団体等の意見を聴かなければならない。

3 美化推進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 美しいまちづくりの推進に係る事業者、市民等及び土地所有者等の啓発に関する事項

(2) たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱を防止するための施策に関する事項

(3) 事業者、市民等若しくは土地所有者等又はこれらの者で組織する団体が、自発的に行う美しいまちづくりを推進する活動の支援に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、美しいまちづくりの推進に関して必要な事項

4 市長は、美化推進計画を策定したときは、その旨を公表するものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、美化推進計画を変更することができる。この場合においては、第2項及び前項の規定を準用する。

(美しいまちづくり月間)

第15条 本市における雪解け時のたばこの吸い殻及び空き缶等の散乱にかんがみ、事業者、市民等及び土地所有者等の間に広く、美しいまちづくりの推進についての理解と関心を深め、積極的に自主的な活動を行う意欲を高めるため、美しいまちづくり月間を設ける。

2 美しいまちづくり月間は、毎年4月とする。

3 市は、美しいまちづくり月間にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(関係機関への要請)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止について、必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

- (1) 重点区域内において、第7条又は第10条の規定に違反した者
- (2) 第13条の規定に違反した者

第19条 第7条又は第10条の規定に違反した者(前条第1号に該当する者を除く。)は、2万円以下の過料に処する。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成17年規則第43号で平成17年8月1日から施行。ただし、第18条及び第19条の規定は、同年10月1日から施行)

(8) 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例施行規則

平成17年7月21日
規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例(平成16年条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美化推進重点区域標識等の設置)

第2条 市長は、条例第11条第1項の規定により美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)を指定したときは、当該重点区域内に美化推進重点区域標識及び美化推進重点区域図を設置するものとする。

(重点区域の指定等の告示)

第3条 条例第11条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。第5条において同じ。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 重点区域の名称
- (2) 重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

(喫煙制限区域標識等の設置)

第4条 市長は、条例第12条第1項の規定により喫煙制限区域を指定したときは、当該区域内に喫煙制限区域標識及び喫煙制限区域図を設置するものとする。

(喫煙制限区域の指定等の告示)

第5条 条例第12条第2項において準用する条例第11条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 喫煙制限区域の名称
- (2) 喫煙制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 喫煙制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

(散乱等防止指導員)

第6条 たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に係る指導等に関する職務を行わせるため、環境局環境事業部に散乱等防止指導員(以下「指導員」という。)を置く。

- 2 指導員は、環境局環境事業部に所属する職員のうちから、市長が任命する。
- 3 指導員は、第1項の職務に従事する者の証として、札幌市散乱等防止指導員証(様式1)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料)

第7条 市長は、条例第18条又は第19条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ告知書(様式2)により告知し、期限を定めて弁明の機会を与えるものとする。

- 2 前項の弁明は、その名あて人が指定期限までに弁明書(様式3)を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。
- 3 市長は、第1項の処分をするときは、その名あて人に過料処分決定通知書(様式4)を交付するものとする。

(適用上の注意)

第8条 条例及びこの規則の適用に当たっては、本市域内における表現の自由その他基本的人権を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

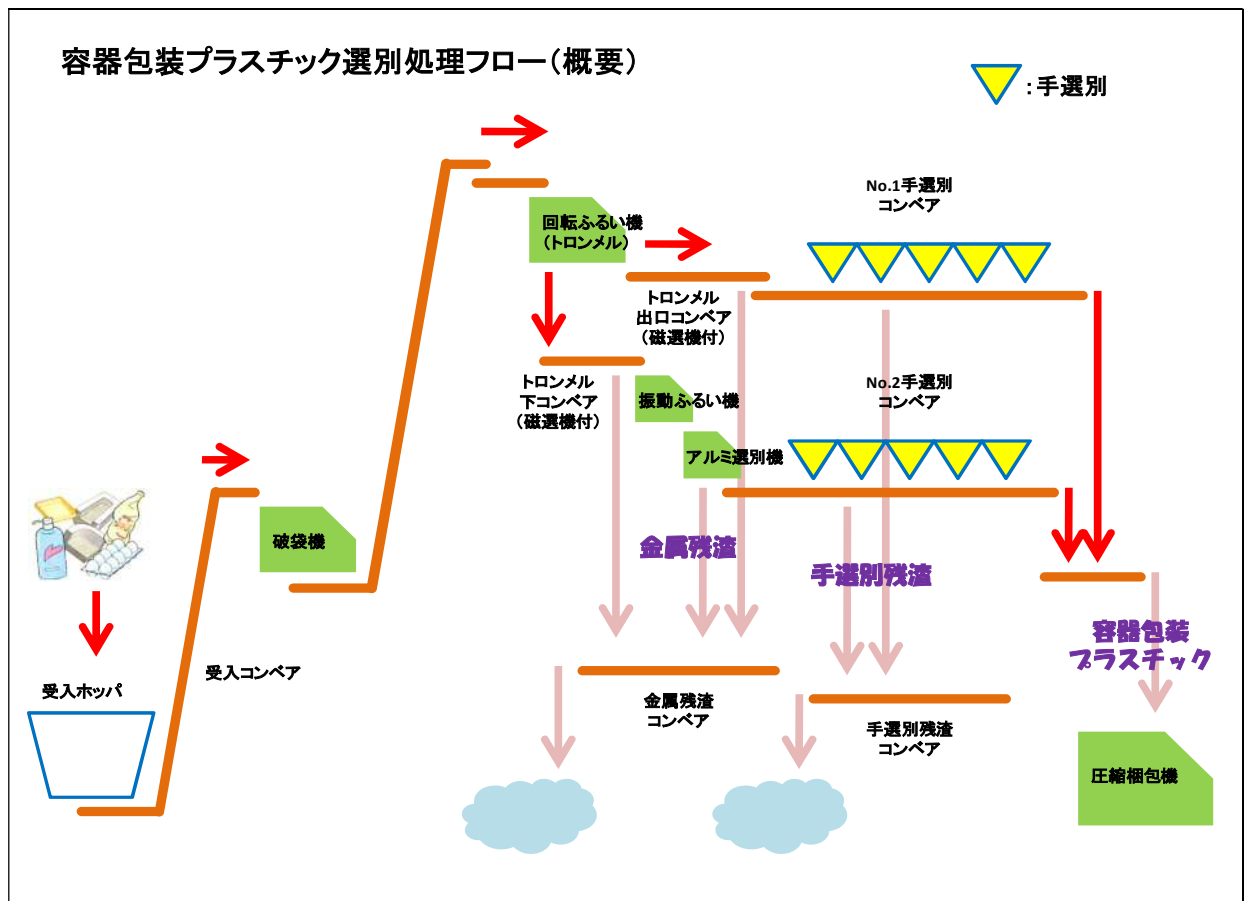
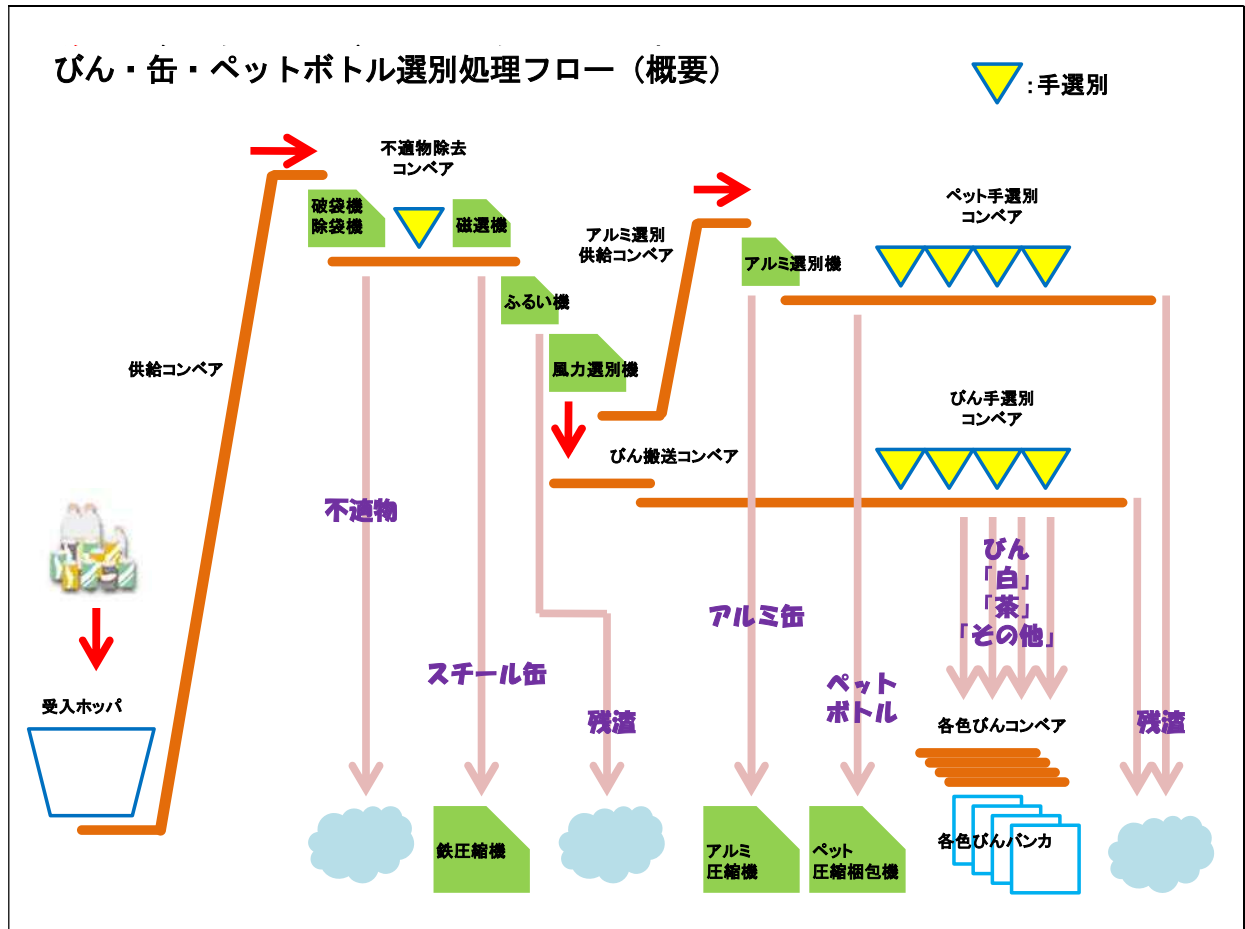
(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第7条、次項から附則第4項まで及び様式2から様

式4までの規定は、同年10月1日から施行する。

- 2 札幌市公印規則(昭和31年規則第3号)の一部改正〔省略〕
- 3 札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)の一部改正〔省略〕
- 4 札幌市会計規則の特例に関する規則(昭和29年規則第45号)の一部改正〔省略〕

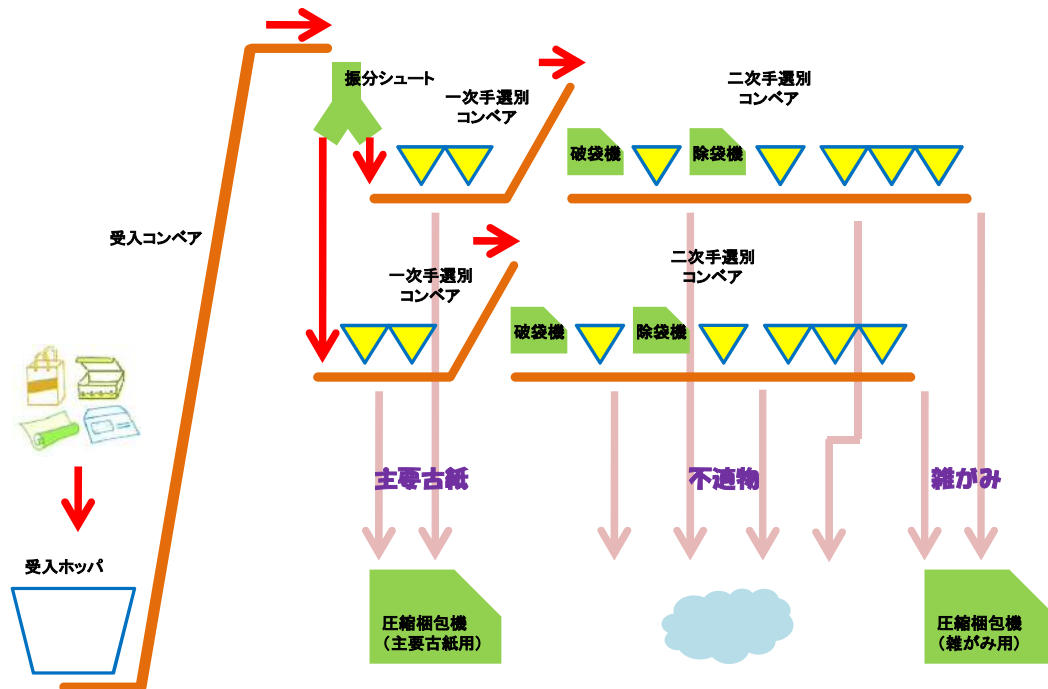
2 資源ごみ選別処理フロー



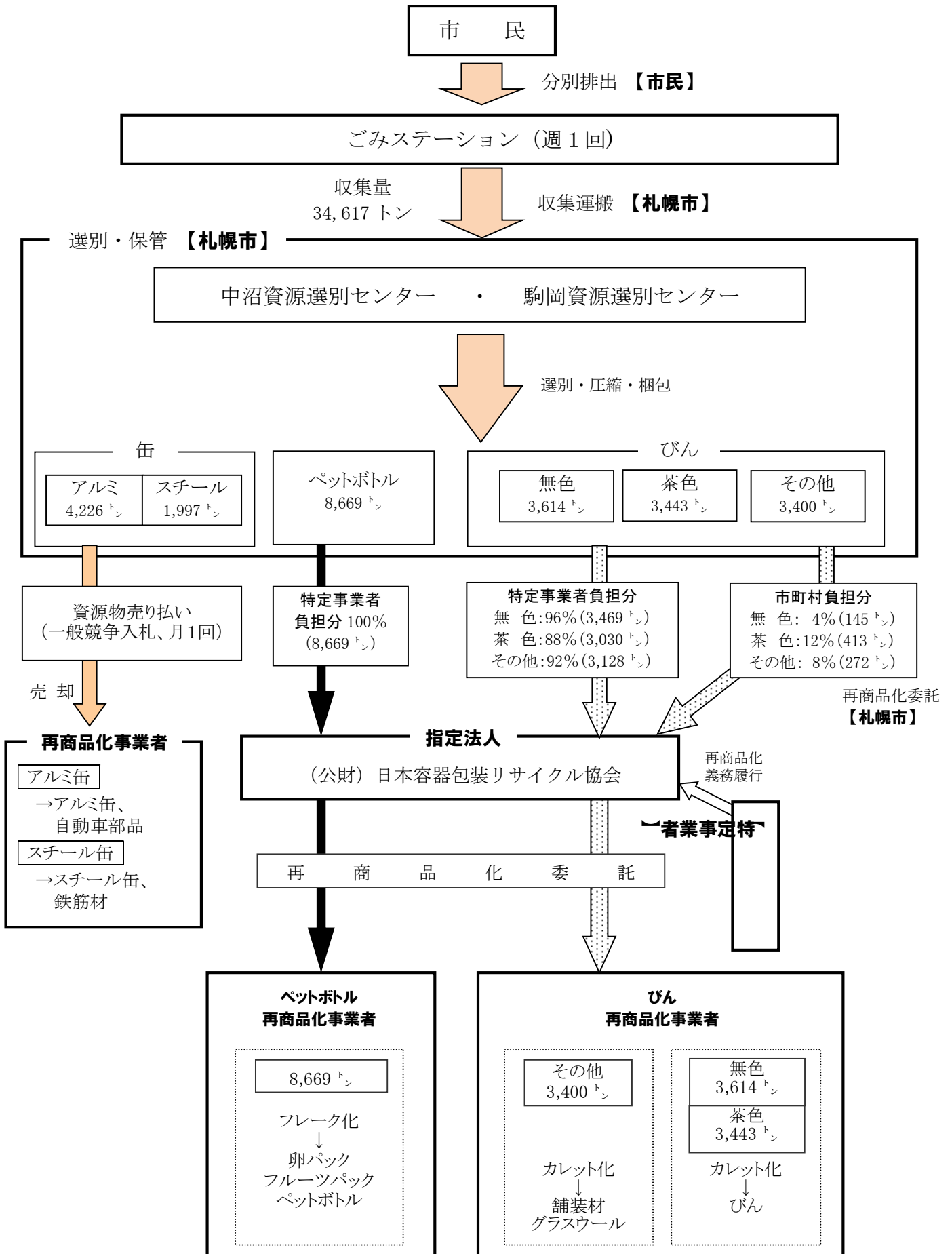
雑がみ選別処理フロー(概要)

※中沼雑がみ選別センターの例

▼:手選別

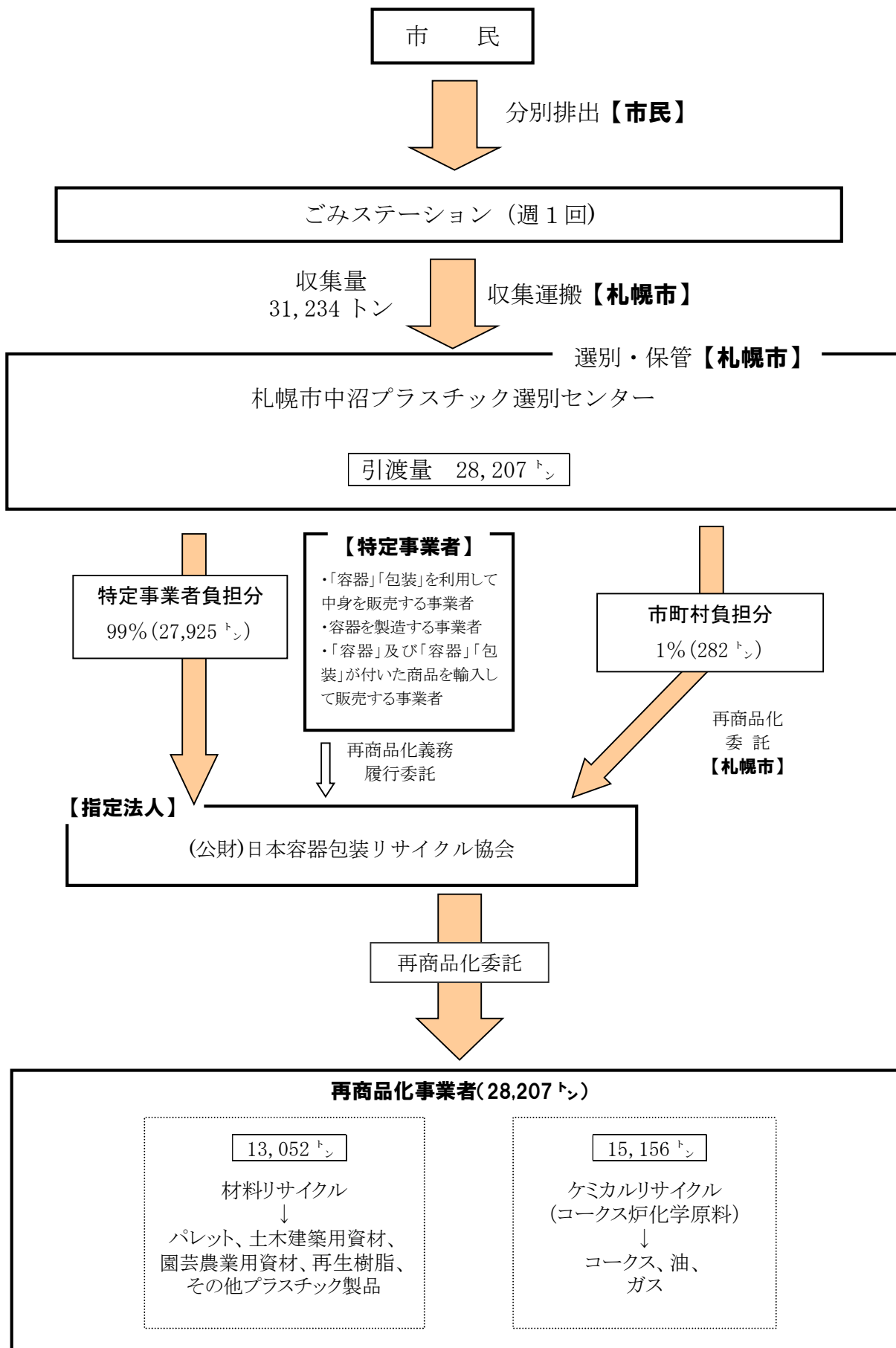


令和4年度 びん・缶・ペットボトル 再商品化フロー



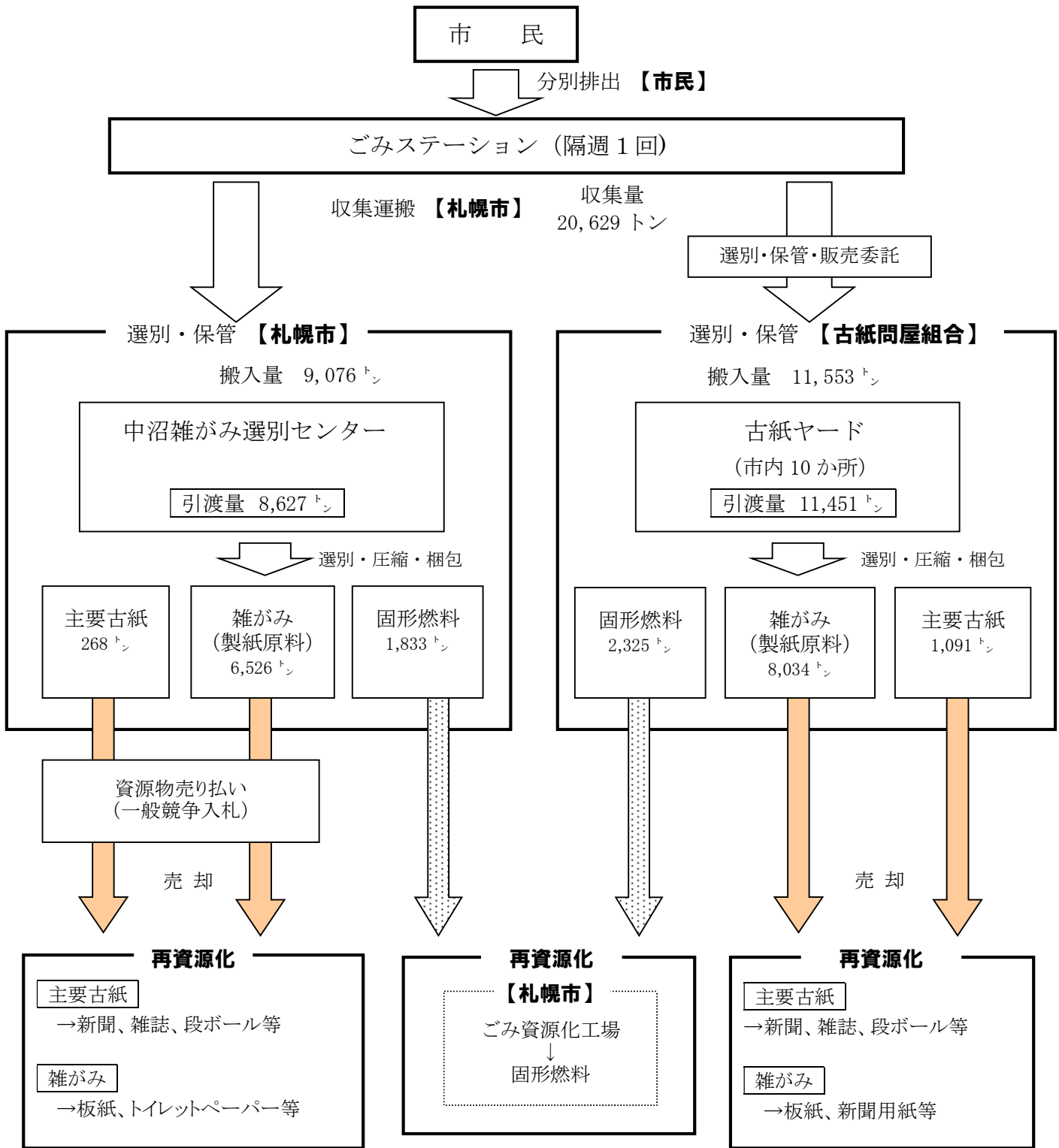
(注) 1 トン未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

令和4年度 プラスチック製容器包装 再商品化フロー



(注) 1 トン未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

令和4年度 雑がみ再資源化フロー



(注) 1トン未満四捨五入のため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

3 家庭ごみ処理手数料約 33 億円の使いみち（令和 4 年度決算）

項 目	
約22億円	<p>● 新たな分別収集の開始と市民の取組の支援</p> <p>（うち約17.2億円）</p> <p>新たな収集・処理体制を構築するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「雑がみ」の分別収集と資源化 ・ 「枝・葉・草」の分別収集と資源化 ・ 焼却灰リサイクルの実施 ・ 小型家電リサイクルの促進 <p>（うち約4.5億円）</p> <p>家庭ごみの分別が進むことにより増加する収集・選別のための経費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「びん・缶・ペットボトル」の収集と資源化 ・ 「容器包装プラスチック」の収集と資源化
約3億円	<p>● 家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進のための経費</p> <p>集団資源回収奨励金</p> <p>電動生ごみ処理機などの購入費助成</p> <p>食品ロスの削減、使い捨てプラスチックの使用削減等の促進</p> <p>地区リサイクルセンターの運営管理</p> <p>蛍光管拠点回収・リサイクルの促進</p>
約2億円	<p>● ごみステーション問題の改善や市民サービス向上のための経費</p> <p>さっぽろごみパト隊による監視パトロール、排出指導の実施</p> <p>ごみステーション管理器材購入費・箱型ごみステーション設置費の助成</p> <p>ごみステーション数の増加に伴う収集経費の増加</p>
約1億円	<p>● 普及啓発・環境教育のための経費</p> <p>家庭ごみ収集日カレンダー及びごみ分けガイドの作成・配布</p> <p>リサイクルプラザ宮の沢の運営管理</p> <p>リユースプラザ等の運営管理</p> <p>各種啓発冊子の配布、啓発イベントの開催</p>
約6億円	<p>● 家庭ごみ有料化を実施するための経費</p> <p>指定ごみ袋の製造・保管、収納管理経費</p>

4 手数料の改定経過表

(1) 昭和47年4月以前

(表中、表記のない金額の単位は円)

改定年度	清掃手数料						備考	改定年度	くみ取手数料(270)				備考
	等級	点数	A 3日以内 収集	B 5日以内 収集	C 7日以内 収集				A 定期巡回 地区	B 申込地区	C 農協地区		
25	1	250~299	6,700	5,500	4,200	1 世帯 年額	17	15銭	13銭	10銭	全市一律		
	2	200~249	5,600	4,600	3,500		22	5					
	3	150~199	4,300	3,500	2,700		24	10	7	4			
	4	100~149	3,100	2,500	1,900		25	1人年額 200円	12	7			
	5	70~99	2,210	1,810	1,390		27	17					
	6	50~69	1,580	1,290	990		30	18					
	7	35~49	1,130	920	710		33	20					
	8	25~34	810	660	510			旧市内	旧豊平町	旧手稲町			
	9	15~24	540	440	340		36	20	18			36年5月 豊平町と合併	
	10	1~14	320	260	200		37	30	18				
27	1	250~299	8,000	6,600	5,500	200	38	30	20				
	2	200~249	6,700	5,500	4,200		39	30	22				
	3	150~199	5,200	4,200	3,200		40	30	24				
	4	100~149	3,700	3,000	2,280		41	30	27				
	5	70~99	2,660	2,180	1,660		42	30	27	30	42年3月 手稲町と合併		
	6	50~69	1,900	1,540	1,180		43	30			全市一律		
	7	35~49	1,360	1,110	860								
	8	25~34	980	800	620								
	9	15~24	640	520	400								
	10	1~14	380	320	240								
37	一部従量制			10									
38.10	全市従量制			10									
41.4	全市従量制			8									
47.4	一般家庭ごみ手数料 事業ごみ手数料			無料 15									

(2) 昭和47年4月以降

(表中、表記のない金額の単位は円)

区分	清掃手数料						産業廃棄物処理費用			
	清掃手数料		くみ取 手数料	汚泥処分 手数料	焼却手数料		埋立 手数料	清掃工場 で処分	資源化工場 で処分	埋立処理場 で処分
	家庭ごみ (燃やせるごみ) (燃やせないごみ)	事業ごみ			清掃工場 に搬入	資源化工場 に搬入				
単位 改定年月	指定袋の容量 50・100・200・400	200	270	270	※10kg	※10kg	※10kg	※10kg	※10kg	※10Kg
S47.4	無料	※左表参照 15	※左表参照							
S49.5		20								
S51.4			45	15						
S52.10		25			100		100	100		100
S55.4		35	70	25	150		150	150		150
S59.4		40	90	30	200		200	200		200
S63.4		45	110	35	300		300	300		300
H2.4						300				
H4.4		55 (13)	130	40	450	450	450	450		450
H6.6		70 (17)			700	450	700	700	450	700
H8.4		80 (20)	150	50	900	600	900	900	600	900
H10.4					90	60	90	90	60	90
H12.4			180	60						
H13.1		90 (22)			110	70	110	110	70	110
H17.4										
H17.10		100 (23)	210	70				130	90	
H18.10					130	90	140	130.4	90.1	140
H19.4					130.9					
H20.4					131.3	90.2				
H21.1		120 (28)	240 仮設 350	80						
H21.7	170				110	170	171.3	110.2	170	
H24.4		280 仮設 430	100							
H25.1	50 10円 100 20円 200 40円 400 80円	130 (30)	320 仮設 530	120						
H28.4					200	130	200	201.3	130.2	200
R2.4										
R3.1			350 仮設 650	130				130.1		

※ 清掃手数料の () 内の金額は、1kgあたりの金額である。

※ 大型ごみの清掃手数料(平成10年1月～)は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則で定める額。

※ 平成10年4月以前の単位は、100kgである。

5 札幌市清掃事業年表

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
明治34	・汚物掃除法の制定(明治33年)にともない札幌区汚物掃除規程を制定、ごみの運搬処理は市の業務とした		
大10	・札幌区汚物掃除規則を制定		T11. 8. 1 市制施行
昭5		・汚物掃除法が改正され、し尿の自由汲取禁止	T12 衛生課新設
6		・札幌清掃合資会社が設立し、市の指定業者として市内の汲取を一手に実施	
8		・札幌清掃株式会社設立(札幌清掃合資会社を吸収)	
10	・札幌市じん芥焼却場建設。(三機式3連4基12炉、40t/日)		S12 厚生課となる S15 清掃係新設
16	・じん芥処理場を設置	・札幌清掃株式会社倒産、施設資材一切を買収して市営のし尿処理となった	円山町と合併 清掃係が清掃課に昇格
17		・札幌市し尿処理手数料条例制定	S19 清掃課廃止
21	・札幌市じん芥灰処理手数料条例制定		S20 衛生課新設 S21 清掃課となる
22	・高田富与氏が初代公選市長となり、重点的3大市制施策の一つとして清掃事業をあげ、臨時清掃専門委員会規則を制定した ・従来汚物の収集は馬車にゆだねられていたが、8台のトラックを購入し機動化を図った		地方自治法施行
24	・モデル衛生地区(現在の大通東部地域)を指定し清掃の効果的な運営をみた		札幌市創建80年 自治制施行50年 厚生部清掃課 (3係となる)
		・水洗公衆便所を初めて設置(大通西3)	
25	・札幌市清掃条例を全国に先がけて制定し汚物の範囲、市民の義務を明らかにした		札幌村の一部を編入 白石村と合併
25	・(じん芥処理手数料条例の廃止) ・市設共同ごみ箱を設けて使用料を徴収	(し尿処理手数料条例の廃止)	
26	・機動力、自転車10台、馬車76台になる	・機動力、自転車7台、馬車58台になる ・巡回汲取制が行われた	徴収係を新設
27	・衛生協力が各地区に誕生した ・ごみの中継作業をトレーラーで行った ・じん芥業者を許可制とした(168件) ・市設共同ごみ箱を大通モデル地区に30個設置した	・真空式吸上ポンプ車3台を初めて購入した ・巡回汲取制をやめ、申込汲取制に改めた ・汲取手数料全域一律1桶17円に改めた	4月を清掃美化月間と定めた。

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
28	<ul style="list-style-type: none"> ・じん芥ダンプ車（3台）街路洗浄車を購入 ・市設共同ごみ箱 782 個を増設し、イーザーローダー付ダンプ車、クレーン付ダンプ車を試作 ・市関係馬車 250 頭に受糞器を取り付けた 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿汲取後の薬剤散布を実施 ・北光し尿処理場着工（11月） 	環境衛生課となり施設係を新設
29	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃法の施行に伴い清掃条例を全文改正し特別清掃地域の設定を行うとともに馬の受糞器取付を義務づけた ・移動式花壇を考案した 	<ul style="list-style-type: none"> ・リール付し尿タンク車を試作購入 ・移動式公衆便所を作り好評を博した ・し尿の賦課にカナタイプを採用した 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・バケット式ダンプ車を試作購入 ・ごみ処理区域を拡張（総計 53,187 世帯） 		
30	<ul style="list-style-type: none"> ・特別清掃地域を拡張し、作業世帯 58,325 世帯となる ・大掃除の指導を清掃事業の一環として確立した 	<ul style="list-style-type: none"> ・北光処理場（1日 90kl）、道内で初めて完成 	琴似町、札幌村、篠路村と合併消化槽係を新設
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中央部の共同ごみ箱を周辺地区に移動し中央部はごみの持ち寄り収集とした 		
31	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃部となり、管理課（4係）、作業課（2係）の2課制となった ・特別清掃地域を拡張し作業対象世帯 69,913 世帯となる ・煤煙防止対策委員会が発足し基礎的な調査に着手した 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・散水車を購入し散水を当部の事業とした 		
32	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回降下煤じん量垂直分布を航空機にて行った 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・街路清掃用モータースイーパーが考案された 		
33	<ul style="list-style-type: none"> ・車両整備工場が完成した ・臨時作業員が準雇用に昇格 	<ul style="list-style-type: none"> ・雁来西処理場（1日 252kl）建設に着手（9月） 	
34	<ul style="list-style-type: none"> ・8月を清掃強化月間と呼称し、清掃事業の積極的なPRを住民に行った（以後毎年） ・第1回清掃記念日職員研修会を挙行 		
35	<ul style="list-style-type: none"> ・管理課に測定係を新設 ・特別清掃地域が拡張され、作業対象は 78,499 世帯となった ・清掃思想啓蒙のため、作詞を一般公募の上、清掃の歌を制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・汲取票を3連式申込書として汲取業務の適正化が実施された 	人口 50 万突破、札幌市重要事業 10 年計画実施に着手
	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの焼却代が 1 t 115 円に、ごみの売却代が 1 t 20 円に改められた 		
36	<ul style="list-style-type: none"> ・施設課を新設 ・管理課に煤煙防止係を新設 ・南清掃事務所が完成 ・局制がしかれ厚生局清掃部となる（庶務課 3 係、施設課 7 係、作業課 4 係）煤煙防止係は厚生局衛生部へ移管 	<ul style="list-style-type: none"> ・雁来西処理場（1日 252kl）が完成し、約 5 割の衛生的処理となった（8月） ・中沼化学処理場着工（11月） 	豊平町と合併、人口 60 万を超え、市域 1,008 km ² となる
	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の合理化、ごみ箱の撤去等からごみの従量制が提案され大通東部地域外 4 地区をモデル地区としてテスト作業実施 ・天蓋付ダンプ車を考案し 2 台購入 		

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
37	<ul style="list-style-type: none"> 旧豊平町清掃事業が市民部より移管された 37年度清掃事業車両新車37台が購入された 清掃部全職員により清掃部互助会が設立された 北清掃事務所及び月寒作業係詰所が完成 		
	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集地域を拡張(11,869世帯) 清掃条例を一部改正しごみの従量制実施(4月より全市の4割、10月より更に2割) 札幌じん芥処理券規則及び札幌じん芥処理券事務取扱規程を制定 	<ul style="list-style-type: none"> し尿白書札幌におけるし尿処理の実態を公表 雁来西処理場増設工事着工 汲取手数料徴収制度研究委員会発足 	
38	<ul style="list-style-type: none"> 38年度清掃事業用車両26台増車により、総車両141台となった 公務改善意見に関する内規が制定され、職員のアイデアを広く採用することとなった 		新産業都市決定 札幌市民憲章制定 道路緊急整備3か年計画発足
	<ul style="list-style-type: none"> ごみの従量制が4月から収集地域の9割に、10月には全域(累計115,016世帯)に実施された 全じん芥車にオルゴールを取付け、収集作業の合理化を図った 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の汚物汲取手数料及び汲取時間指定にともなう汲取手数料を規程(清掃条例一部改正) 中沼化学処理場竣工、試験操業に入った(10月) 	
39	<ul style="list-style-type: none"> 「清掃部職員のしおり」を作成し、全職員に配布した(5月) 		新産業都市の指定を受けた
	<ul style="list-style-type: none"> 道路清掃事務所が竣工した ごみ収集地域を拡張(37,500世帯) 冬期燃えがら無料及び手数料半額とする試験地域を定め実施した 冬季ごみ収集方法変更試験地区としてA地区(燃えがら無料)及びB地区(5円)を設けテスト作業を実施した 	<ul style="list-style-type: none"> 中沼化学処理場着工(4月) 雁来西処理場竣工(8月) 小林厚生大臣が中沼化学処理場を見学(6月6日) 	
40	<ul style="list-style-type: none"> 西清掃事務所竣工(5月8日) 清掃の歌「街をきれいに」のソノシート3千枚を作成し幼稚園、保育所、小・中学校、道内外市に贈呈した 16ミリPR映画「札幌市の清掃」(夏の部)を作成した 		札幌市建設6年計画に着手
		<ul style="list-style-type: none"> 雁来東処理場着工(5月) 手稲処理場着工(5月) 中沼化学処理場増設工事着工(10月) 中沼化学処理場竣工(12月) 	
41	<ul style="list-style-type: none"> 16ミリPR映画「札幌市の清掃」(冬の部)を作成した 		
		<ul style="list-style-type: none"> 手稲処理場竣工(11月) 雁来東処理場完成(12月) 中沼化学処理場増設完成(12月) 	
42	<ul style="list-style-type: none"> 手稲町合併(作業対象7,581世帯)(3月1日) 特別清掃地域を拡張し、作業対象は232,900世帯となった 		手稲町と合併、市域1,117.98km ² となる
		<ul style="list-style-type: none"> 汲取手数料の収納事務全市委託実施(4月1日) 	
43	<ul style="list-style-type: none"> 厚生局が衛生局と民生局に別れ、衛生局清掃部となった(5月1日) 東清掃事務所新設(5月1日) 		札幌市創建100年記念式典
	<ul style="list-style-type: none"> 旧手稲町地域のじん芥収集作業を直営とする(5月1日) 一般家庭ごみの排出実態調査依頼開始(毎月80世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> 旧豊平町地域の汲取を直営作業とする(5月1日) 雁来西処理場の投入槽を廃止し、予備貯留層(2,100kl/日)を新設し、投入口を一元化 傾斜地用計量器付バキューム庫を開発 	

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
44	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集方法の諸テストを実施 ・立会不要の紙袋併用方式 (南円山地区他8地区5,111世帯) ・紙袋代8円補助の紙袋専用方式 (下野幌他1地区989世帯) ・立会不要のステーション方式 (白石南郷ほか3地区1,346世帯) ・発寒清掃工場建設に着手(10月)3か年継続事業 		
45	<ul style="list-style-type: none"> ・「清掃部職員のしおり」新版作成(清掃部全職員に配布) ・ごみ収集地域を拡張(67km²、24,785世帯) ・立会不要収集方式(ステーション方式)の採用開始 5月 対象人口 115,400人 11月 " 280,301人 ・ごみ総排出量調査を実施(6月より) ・大型ごみのテスト収集を実施(8月～10月) (14地区64,600世帯) ・産業廃棄物の実態調査を実施(7月～10月) 製造業2,092事業所を対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌冬季オリンピック用に水洗式大型公衆便所を万国博覧会より購入 	
46	<ul style="list-style-type: none"> ・立会不要(ステーション収集)方式拡 4月 対象人口 708,554人 8月 " 976,100人 (100%) ・収集回数を最低2回以上に引上げ(8月) ・収集地域を拡張(35,084人増)(8月) ・春秋の大掃除期間中に大型ごみの収集を実施(年2回) ・発寒清掃工場竣工(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月1日より旧手稲町の汲取り作業を直営とする。 	<p>政令指定都市の指定を受けた。 市役所新庁舎落成 地下鉄南北線開通 地下商店街開業</p>
47	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、及び同施行規則制定(札幌市清掃条例及び同施行規則全部改正) ・指定都市昇格による区制施行に伴い、環境局清掃部となり、南清掃事務所を「中央南」、東清掃事務所を「白石」に改称、豊平清掃事務所を新設 		<p>札幌オリンピック冬季大会開催 政令指定都市施行</p>
48	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭ごみ処理手数料無料化(4月) ・厚別清掃工場建設に着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽汚泥くみ取り作業を市直営から許可制とする 	<p>小樽市の一部を編入市域1,118.01km²となる。</p>
49	<ul style="list-style-type: none"> ・機構の一部改革により、中央南清掃事務所を「中央」に(中央区担当)、清掃車両事務所を車両管理事務所に改称。施設課施設係を施設管理事務所に昇格。施設課に試験調査係を新設 ・厚別清掃工場竣工(8月) ・分別収集開始(毎月1回) ・PR用オートスライド「きれいなまちに」を製作した 	<ul style="list-style-type: none"> ・手稲処理場休止(10月) 	

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
50	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物に係る行政指導強化のため、従来の指導係を「廃棄物指導係」と「浄化槽指導係」に分割、人員を増強した 	<ul style="list-style-type: none"> ・北光処理場閉鎖（3月） 	札幌市新5か年計画策定に着手（7月）
	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集を月2回に上げた 		
51	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物指導課を新設し、試験調査係を移設（4月） ・清掃部資料室を開設（4月） ・北清掃事務所を分割して屯田に北清掃事務所、丘珠に東清掃事務所を新設した（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥処理手数料を徴収することとした（4月） 	地下鉄東西線開通 札幌市長期総合計画策定
52	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却手数料、埋立手数料及び産業廃棄物処分費用を徴収することとした（10月） ・作業管理課に普及主査を新設 ・ごみ減量運動を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・雁来清掃センター（くみ取センター）の開設（10月） ・作業二係の廃止（10月） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・車両管理事務所を東区丘珠町に移転改築 	<ul style="list-style-type: none"> ・白石ポンプ場廃止（3月） 	
53	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理事務所に施設係、処分地係を新設 ・篠路清掃工場建設に着手 ・道路清掃事務所東区東苗穂町に移転（11月） ・映画「資源回収をみんなの手で」を製作 ・モエレ処理場開設（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・手稲処理場廃止（8月） 	札幌市創建110年記念式典
54	<ul style="list-style-type: none"> ・普及主査を廃し普及係を新設 		
55	<ul style="list-style-type: none"> ・篠路清掃工場竣工（12月粗大ごみ破碎工場併設） ・篠路清掃工場機構発足（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集の全面委託化実施（4月） ・雁来清掃センターを作業管理課清掃センター一係とする 	札幌市新5年計画事業決定（2月）
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務係、経理係を整理して労務係、事務係が発足 ・映画「街さわやかーきれいなごみステーションへー」を制作 		
56	<ul style="list-style-type: none"> ・南区真駒内に駒岡清掃工場と南清掃事務所の建設に着手 ・産業廃棄物指導課の浄化槽係を指導一係、指導係を指導二係に機構改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・雁来西処理場受入停止（12月） 	
57	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理事務所にモエレ処理場長を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・雁来西処理場廃止（10月） 	
58	<ul style="list-style-type: none"> ・業務課事務係を業務課庶務係に名称変更（6月） ・施設課に技術主幹新設（6月） ・白川処理場受入停止（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中沼北処理場廃止（10月） 	
59	<ul style="list-style-type: none"> ・山本処理場開設（5月） ・駒岡清掃工場併設破碎工場建設着手（10月） ・中央清掃事務所改築（12月） ・西清掃事務所移築（12月） 		札幌市第3次5年計画事業決定（2月）

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
60	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例、及び札幌市浄化槽に関する規則制定 南清掃事務所、駒岡清掃工場の新設等、部内機構改革を実施した（7月、10月） 		
	<ul style="list-style-type: none"> 第2山口処理場開設（5月） 篠路ごみ貯留施設建設着手（6月） 業務課が庶務課になり、企画指導係が新設された（7月） 作業管理課が業務課になった（7月） 駒岡清掃工場竣工（11月） 駒岡粗大ごみ破碎工場竣工（2月） 	<ul style="list-style-type: none"> 雁来東処理場受入停止（11月） 雁来東処理場廃止（3月） 	
61	<ul style="list-style-type: none"> 施設課技術主幹の廃止（4月） 篠路ごみサイロ竣工（6月） 映画「クリーン作戦—ごみとのちえくらべ—」制作（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 中沼北処理場と中沼化学処理場を整備統合し中沼処理場とした（4月） 	
62	<ul style="list-style-type: none"> 道路清掃業務を建設局へ移管（4月） 道路清掃事務所を施設清掃事務所に、施設管理事務所を処理場管理事務所に名称変更し、併せて処理場管理事務所に山口処理場長を新設（6月） 資源回収実施優良団体表彰制度発足（9月） 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃センター廃止（6月） 処理場主幹を廃止し、併せて中沼処理場を処理場管理事務所所管とした（10月） 	
63	<ul style="list-style-type: none"> 不用品情報コーナー設置（4月） 施設課技術主幹新設（4月） 主査（資源化）新設（4月） 分別収集を週1回に上げた（6月） 空びんポスト貸与事業テスト実施（9月） 		第3次札幌市長期総合計画策定 札幌市5年計画事業決定

年度	事項	その他
平成	<ul style="list-style-type: none"> 第1回さっぽろ清掃展開催（1月） クリーンさっぽろ推進員制度発足（4月） ごみ保管場所の設置等を定めた札幌市ワンルーム形式集合住宅に関する建築指導要綱を制定（8月） クリーンさっぽろモデル地区制度発足（9月） 新発寒清掃工場建設着手（10月） 機構改革により施設課技術主幹の廃止（3月） 	
2	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物指導課を廃棄物指導課へ、同課指導1係及び指導2係を指導係及び廃棄物係に名称変更。減量対策主幹を新設（4月） 財団法人札幌市環境事業公社設立（4月） 資源化工場竣工（4月） 北区あいの里地区で管路収集開始（4月） 区クリーンさっぽろ推進協議会へ補助金支給（5月） モエレ処理場受入停止（6月） 本市及び近郊の6市町村により札幌圏産業廃棄物処理対策会議が発足（8月） 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 「さっぽろGOMI マガジン」を発行開始（4月） 業務次長、施設次長を廃止し、施設担当部長、リサイクル推進室長を新設。また、リサイクル推進室の新設に伴い、廃棄物指導課、減量対策主幹を廃止し、リサイクル指導課、リサイクル調整課を設置するなどの機構改革を実施（7月） 集団資源回収奨励金制度を発足（7月） 	

年度	事 項	その他
4	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用コンポスト容器設置奨励事業開始（6月）（平成7年度まで） ・一般公募により清掃車両のボディカラーを決定し、イメージアップを図る（9月） ・びん、缶分別収集モデル事業を開始（10月） ・新設の清掃工場を発寒清掃工場とし、旧発寒清掃工場を発寒第二清掃工場と名称変更する機構改革を実施（10月） ・発寒清掃工場が竣工、可燃ごみの全量焼却体制を整備（12月） ・市長が「1人1日100gからのごみ減量」を提唱し、「さっぽろダイエット・プラン」を展開（1月） 	<p>札幌市第2次5年計画事業決定 廃棄物処理法が大幅に改正され改省令とともに施行される（7月） 完全週休2日制開始（1月）</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・「札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に全面改正し、施行（4月） ・庶務課収納係を庶務係に統合、リサイクル調整課をリサイクル企画課に名称変更、リサイクル団地開設主幹を新設、施設課焼却炉主査を管理係に統合する機構改革を実施（4月） ・全市一斉に、従来の分別収集から大型ごみ収集を独立させ、一般収集と併せて3分別収集体制に移行するとともに、土曜日の収集及び週3回収集地区を廃止（4月） ・完全週休2日制の実施に伴い、清掃工場の交代勤務を4班体制から5班体制に移行するとともに、発寒第二清掃工場の運営を委託（4月） ・札幌市廃棄物減量等推進員制度創設（4月） ・合併処理浄化槽の設置費に対する補助を開始（4月） ・全国都市清掃会議総会を開催（5月） ・事業用建築物における事業系廃棄物の保管場所に関する事前協議の対象を準大規模建築物に拡大（10月） ・札幌市廃棄物減量等推進審議会を設置（2月） ・一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成6年度から15年度まで）を策定（3月） ・さっぽろダイエット推進事業所登録制度（エコモーション宣言）を創設（3月） 	<p>※し尿関係</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場管理事務所施設係を廃止し、工事課及び施設課焼却炉主査を新設する機構改革を実施（4月） ・小規模事業所から排出されるごみ（1日の排出量が40ℓ未満）を有料化（4月） ・事業系一般廃棄物を収集運搬する許可業者を財団法人札幌市環境事業公社に集約化（4月） ・パトロール車により不法投棄監視業務を開始（4月） ・株式会社札幌リサイクル公社を設立（4月） ・焼却手数料を清掃工場搬入と資源化工場搬入に区分するとともに、産業廃棄物処分費用に資源化工場処分を新設し、搬入先による料金格差を設定（6月） ・白石清掃工場及び発寒破碎工場の建設事前調査に着手（7月） ・放置自転車再生事業を初めて実施（8月） ・リサイクル団地の造成に着手（9月） ・篠路清掃工場敷地内にアルミ工房（アルミ缶溶融施設）を設置（1月） ・中沼処理場を廃止し、クリーンセンターを開設（3月） 	<p>※し尿関係</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進室にリサイクル団地担当参事を新設するとともに、リサイクル指導課を指導課に、リサイクル企画課をリサイクル推進主幹に名称変更。また、業務課に企画主幹を新設（6月） ・廃棄物処理法に基づくばいじん（特別管理一般廃棄物）処理設備を設置（発寒・篠路・駒岡各清掃工場定期整備時） ・札幌圏産業廃棄物処理対策会議が「札幌圏産業廃棄物処理管理計画」を策定（10月） ・びん・缶にペットボトルを加えた資源物収集モデル事業を市内2地区で開始（10月） ・札幌市廃棄物減量等推進審議会より「ごみ減量・リサイクル推進のための具体的な諸方策について」の答申が示される（1月） 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・業務課企画主幹を清掃部企画主幹とする機構改革を実施（4月） ・発寒破碎工場の建設着手（7月） ・資源物収集モデル事業をさらに2地区拡大（8月） ・容器包装リサイクル法による分別収集計画（第1期）を策定（10月） ・発寒破碎工場の建設着工（12月） 	<p>第3次札幌市長期総合計画第3次5年計画策定</p>

年度	事 項	その他
9	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進室を廃止し、業務担当部長及び工事担当参事を新設するとともに、企画主幹を企画課に、リサイクル推進主幹をリサイクル推進課とし、指導課を事業廃棄物課に名称変更を行い、また業務課に大型ごみ収集センター担当課長を新設とした機構改革を実施（4月） ・札幌圏産業廃棄物処理対策会議を札幌圏廃棄物対策連絡会議に発展的改組（4月） ・リサイクル団地に建設系廃材リサイクルセンター開所（4月） ・白石清掃工場の建設着手（5月） ・大型ごみ戸別収集（申込制）を開始（10月） ・特集広報「パートナーシップさっぽろ」（広報課制作）で札幌のごみ問題が掲載される（10月） ・大型ごみ戸別収集の有料化（1月） ・リサイクル団地に生ごみリサイクルセンター稼動（2月） ・白石清掃工場の建設着工（2月） 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部長制度の見直しにより、工事担当参事が工事担当部長に名称変更となり、また業務課大型ごみ収集センター担当課長を廃止し、同課に資源物収集担当課長を新設、工事課に工事建設担当課長を新設とした機構改革を実施（4月） ・リサイクルプラザ宮の沢（展示交流施設）着手（5月） ・発寒 破砕工場竣工（9月） ・「エコタウン札幌計画」を策定（8月）。エコタウンプランとして国の承認を受ける（9月） ・リサイクルプラザ発寒工房開設（10月） ・資源物収集「びん・缶・ペットボトル」の開始（10月、南区は8月） ・透明または半透明ごみ袋導入（10月） 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・業務課資源物収集担当課長及び主査（収集センター）を廃止し、また処理場管理事務所の山本処理場と東米里処理場を統合し、東米里処理場を廃止とした機構改革を実施（4月） ・札幌市廃棄物減量等推進審議会より「新たな時代に対応した清掃事業のあり方について」の答申が示される（5月） ・分別収集計画（第2期）を策定し、プラスチックの分別収集に関する事項を追加（6月） ・エコタウン事業によるペットボトルフレック化・シート化の2施設が稼動（7月） ・清掃部ホームページを開設（9月） ・ごみ飛散防止ネット購入助成事業の開始（1月）（平成13年3月まで） ・一般廃棄物処理基本計画「さっぽろごみプラン21」（計画期間：平成12年度から26年度まで）を策定（3月） 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・環境行政の総合的推進のため、これまでの清掃部と環境保全部を環境計画部と清掃事業部とに再編成を行い、企画・総括調整部門を環境計画部、事業実施部門を清掃事業部とした（4月） ・より効果的事業推進に向けて清掃事務所等との連携強化を図るため、リサイクル推進課を業務課へ統合（4月） ・工事担当部長及び用地担当課長の廃止（4月） ・エコタウン事業によるプラスチック油化施設が稼動（4月） ・中沼プラスチック選別センターを取得（6月） ・プラスチック収集の開始（7月、東区は4月） ・リサイクルプラザ宮の沢開設（8月） ・ペットボトルの量の見直しにより分別収集計画（第2期）を改定（10月） ・監視カメラによる不法投棄監視開始（11月） 	第4次札幌市長期総合計画第1次5年計画策定
13	<ul style="list-style-type: none"> ・業務課主査（収集体制）を廃止とした機構改革を実施（4月） ・家電リサイクル法の本格施行により、テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの家電4品目を大型ごみの収集対象から除外（4月） ・家庭用ダンボール箱生ごみ堆肥化セット無料配布事業 ・さっぽろごみプラン21の年次報告書を作成（7月） ・「さっぽろごみダイエットメニュー」の策定（12月） ・産業廃棄物処理指導計画（計画期間：平成13年度から17年度）を策定（1月） ・札幌圏廃棄物対策連絡会議が札幌圏廃棄物処理管理計画を改定（3月） ・発寒第二清掃工場閉鎖（3月） 	

年度	事 項	その他
14	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集計画（第3期）を策定（5月） ・情報誌「さっぽろごみダイエツトニュース」創刊（7月） ・厚別清掃工場閉鎖（8月） ・総合的な普及啓発イベント「さっぽろごみゼロフォーラム2002」を開催（10月） ・白石清掃工場竣工（11月） ・警備会社への委託による不法投棄の監視パトロール開始 	
15	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ宮の沢の管理運営を市民団体に委託（4月） ・白石清掃事務所を、白石清掃工場隣接地に移転（8月） ・移動食器洗浄車「アラエール号」の貸出を開始（8月） ・「さっぽろごみゼロ会議」を開催（11月） ・石狩市の（株）ばんけいリサイクルセンター環生舎に事業系生ごみの搬入を開始（11月） ・情報誌「さっぽろごみダイエツトニュース」を「さっぽろごみゼロニュース」と改題し発行（12月） ・メーカーによる自主回収、リサイクルを促進させるため、パソコン（本体、ディスプレイ、ノートパソコン、一体型パソコン）を収集対象から除外（3月） 	
16	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法の対象に冷凍庫が加わり、大型ごみの収集対象から除外（4月） ・ごみ埋立地に自己搬入ごみの監視指導員（ごみGメン）を配置（4月） ・発寒清掃工場を自己搬入ごみの受入工場として告示（4月） ・公衆便所の維持管理業務（処理場管理事務所）を委託化（4月） ・集団資源回収を補完するため、各区の区役所、または区民センター10か所に「古紙回収ボックス」を設置し、拠点回収を開始（7月） ・自動車リサイクル法一部施行により、自動車引取業、解体業等の登録許可業務を開始（7月） ・旧白石清掃事務所跡地において大型ごみの再利用を図るため「リユース広場」を開催（8月） ・ごみ減量に向けた「標語・キャラクター」の制定（8月） ・札幌市産業廃棄物市域内処理推進懇談会を設置（8月） ・電気店・家電量販店・スーパーマーケット等の協力を得て蛍光管の拠点回収を実施（10月） ・ごみ埋立地の受入時間を1時間短縮（11月） ・ごみ埋立地への剪定枝等の搬入を禁止（11月） ・ごみ減量実践活動ネットワーク（さっぽろスリムネット）設立（3月） 	
17	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により、環境計画部と清掃事業部を統合し、環境事業部とした（4月） ・白石清掃工場を自己搬入ごみの受入工場として告示（4月） ・家庭の生ごみ減量・資源化を推進するため、「電動生ごみ処理機購入助成金」の制度創設（4月） ・生ごみの家庭内循環を支援するため、さっぽろスリムネットにおいて、生ごみ堆肥化セットの提供を開始（4月） ・さっぽろスリムネットにおいて、地域で生ごみの堆肥化に取り組む団体への助成を開始（4月） ・札幌市産業廃棄物減量等推進審議会に「一般廃棄物処理基本計画『さっぽろごみプラン21』の改定について」諮問（4月） ・札幌市産業廃棄物市域内処理推進懇談会が意見書を取りまとめて市長に提出（5月） ・札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（通称：ポイ捨て等防止条例）を施行（8月）、10月より過料適用開始 ・ごみ埋立地へのがれき類（産業廃棄物）の搬入禁止（10月） ・ごみ埋立地の土曜日の受入を停止（10月） ・不法投棄ボランティア監視員制度を発足（11月） ・厚別清掃工場の解体を完了（11月） ・事業系古紙回収システムの先行モデルとして「事業系古紙回収協力店制度」開始（3月） 	

年度	事 項	その他
18	<ul style="list-style-type: none"> ・さっぽろスリムネットにおいて、コンポスター等の購入助成を開始（4月） ・札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドライン施行（4月） ・札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会設置（4月） ・リサイクルプラザ宮の沢の管理運営に指定管理者制度導入（4月） ・定山溪地区において、生ごみの地域内循環と地域振興を目的とした「定山溪地区生ごみ堆肥化モデル事業」を実施（4月） ・セイコーマート、北海道スーパーで古紙回収開始（8月） ・さっぽろスリムネットにおいて、「家庭用廃食油資源化促進事業」を開始（10月） ・産業廃棄物の自己搬入の手数料において北海道循環資源利用促進税を課税（10月） ・若者向けのごみ減量パンフレット「サッポロリアル」を発行（3月） ・チップ工場閉鎖（3月） ・札幌市廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物処理基本計画『さっぽろごみプラン21』の改定について」の答申が示される（3月） 	
19	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ発寒工場の管理運営を市民団体に委託（4月） ・クリーンセンター運転業務の委託化（4月） ・山本処理場における自己搬入ごみ受入れ停止（4月） ・循環資源利用促進税（循環税＝道条例）の税率変更（4月） ・さっぽろスリムネットにおいて、「生ごみ堆肥拠点回収事業」を開始（5月） ・合併処理浄化槽の設置費に対する補助金の額を増額（7月） ・清田区の産業廃棄物不法投棄事件を行政代執行により撤去（11月） ・一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を策定（3月） ・札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想の策定（3月） 	
20	<ul style="list-style-type: none"> ・計画課を企画課に名称変更、車両管理事務所を廃止し業務課に車両係を新設、施設清掃事務所と処理場管理事務所を統合し処理場管理事務所とする機構改革を実施（4月） ・「札幌市ごみステーションの設置及び清掃保持等に関する要綱」を施行（4月） ・公衆便所清掃業務の全面委託化（4月） ・「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」締結（5月） ・札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の公布（平成21年7月からの家庭ごみ有料化実施が決定）（6月） ・リユースプラザ工事着手（7月） ・ごみステーション管理器材購入助成事業を開始（8月） ・リサイクル・パートナーシップモデル事業の開始（9月） ・株式会社札幌リサイクル公社解散（9月） ・地域におけるごみステーション管理を支援する「さっぽろごみパト隊」の先行配置（10月） ・中央地区リサイクルセンター開設（11月） ・リユースプラザ竣工（12月） ・「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」を設立（2月） 	
21	<ul style="list-style-type: none"> ・「さっぽろごみパト隊」の本格稼働（4月） ・リユースプラザ・厚別地区リサイクルセンター開設（4月） ・篠路清掃工場の運転業務を委託化（4月） ・事業系廃棄物の減量計画書等の提出義務がある「大規模建築物」の対象を、特定建築物等から、延べ床面積1,000㎡以上の事業用建築物に拡大（4月） ・清掃工場・破碎工場に搬入指導員を配置（4月） ・ごみステーションからのアルミ缶等の持ち去り禁止（4月） ・「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化、「雑がみ」収集、「枝・葉・草」収集の開始（7月） ・「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」収集日の分離（7月） ・「新ごみルール」開始に伴い、市民と職員が協力し早朝指導啓発を実施（7月） ・雑がみ選別センター受入開始（7月） ・枝・葉・草資源化ヤードで資源化を開始（7月） ・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）を開始（7月） ・箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業を開始（12月） ・発寒第二清掃工場の解体を完了（3月） ・篠路清掃工場を休止（3月） 	

年度	事 項	その他
22	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市内に保管されている PCB 廃棄物の処理開始（4月） ・発寒リサイクル保管庫が完成（11月） ・札幌薄野ビルデング協会と「すすきのスリムタウン協定」締結（12月） ・エコタウン事業によるプラスチック油化施設廃止（1月） ・一般社団法人札幌ハイヤー協会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（1月） ・「古紙回収ボックス」を、地区センター等8か所に増設（2月） ・西地区リサイクルセンター開設（3月） ・篠路清掃工場を廃止（3月） 	
23	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想に基づき設置された民設民営の堆肥化施設（定山溪環生舎）が稼働を開始（4月） ・新聞、雑誌、ダンボールを「雑がみ」の収集対象から除外（4月） ・一部スーパーでダンボールのみを回収する「ダンボール回収協力店」開始（4月） ・一定条件のもと、個人宅からの回収を行う業者を紹介する「家庭系古紙引取案内」開始（4月） ・一般社団法人札幌建設業協会と「廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定」締結（6月） ・株式会社セイコーマート及び関連企業3社と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（7月） ・小規模な事業所の古紙回収を促進する「商店街古紙回収モデル事業」開始（7月） ・札幌狸小路商店街振興組合及び札幌大通まちづくり(株)と「狸小路スリムタウン協定」締結（1月） ・第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定（3月） 	
24	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所（または区民センター）に設置されている「古紙回収ボックス」の土日祝日運用開始（5月） ・札幌中小建設業協会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（6月） ・札幌市廃棄物減量等推進審議会に「スリムシティさっぽろ計画の改定について」諮問（7月） ・事業系資源ごみ回収ボックス設置費に対する補助を開始（～令和元年度）（7月） ・北区あいの里地区の管路収集廃止（9月） ・西地区リサイクルセンターの資源物受入時間を変更（10月） ・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）の要件緩和に向けて、西区でモデル事業を開始（10月） ・札幌市全区災害防止協力会連絡協議会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（12月） 	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽の維持管理費に対する補助を開始（4月） ・札幌市廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物処理基本計画『スリムシティさっぽろ計画』の改定について」の答申が示される（7月） ・一般社団法人札幌地方自動車整備振興会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（7月） ・使用済み小型家電回収開始（10月） ・“札幌発”生ごみ水切り器1万個を市民配布（11月、12月） ・小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村と「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」締結（2月） ・公益社団法人北海道産業廃棄物協会と「震災等廃棄物処理の支援に関する協定」締結（3月） ・一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」を策定（3月） 	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）の要件を緩和し、希望者には収集の際に声掛けによる安否確認も実施（4月） ・「商店街古紙回収モデル事業」の市内全10区展開達成（6月） ・北地区リサイクルセンター開設（10月） ・地区リサイクルセンターで古着回収開始（10月） ・札幌市廃棄物処理施設設置専門委員会と札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会を廃止し、札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会を設置（10月） ・札幌市ごみ分別アプリの配信開始（3月） 	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌クリーニング協同組合と「クリーニング店における古着回収に関する協定」を締結（5月） ・市内一部のクリーニング店で古着回収開始（6月） ・各清掃事務所（中央を除く）、処理場管理事務所等で古着回収開始（8月） ・北海道電機商業組合札幌地区支部連合会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（8月） ・清田区の一部地域において、火災事故の防止を目的としたスプレー缶類モデル事業を実施（10月） 	

年度	事 項	その他
27	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市廃棄物減量等推進審議会に「次期一般廃棄物処理基本計画の方向性について」諮問（12月） 第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定（3月） 大規模事業所の事業ごみ減量に関する「見える化支援」開始（3月） 	
28	<ul style="list-style-type: none"> ごみステーション管理器材購入助成事業の助成対象品目に折りたたみ式箱型器材を追加（4月） 駒岡清掃工場の運転業務を委託化（4月） 石狩市及び当別町のし尿、浄化槽汚泥をクリーンセンターにて受入開始（10月） 	
29	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）の対象要件に事業対象者（札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者）を追加（4月） 地区リサイクルセンターで水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計回収開始（4月） 札幌市廃棄物減量等推進審議会より「次期一般廃棄物処理基本計画の方向性について」の答申が示される（7月） スプレー缶・カセットボンベを「燃やせるごみの日に、別袋で、穴を開けずに排出する」方法に変更（7月） 日本郵便株式会社（札幌市内郵便局）と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（10月） 一般廃棄物処理基本計画「新スリムシティさっぽろ計画」を策定（3月） 	
30	<ul style="list-style-type: none"> 豊平清掃事務所と南清掃事務所を統合し、「豊平・南清掃事務所」設置（4月） 札幌市災害廃棄物処理計画を策定（3月） 	

年度	事 項	その他
令和元	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ収集運搬業務を受託する事業者並びに札幌環境維持管理協会と「災害時における家庭系一般廃棄物等の収集運搬に関する協定」締結（6月） 札幌薄野ビルディング協会に対し、長年に渡る生ごみ分別・リサイクル活動を通じての循環型社会構築への貢献を称えた「令和さっぽろ循環賞」を贈呈（10月） 	
2	<ul style="list-style-type: none"> 駒岡清掃工場更新事業（DBO方式）の契約締結（5月） 第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定（3月） 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ごみ埋立地での廃石膏ボード（産業廃棄物）の受入を停止（4月） 新駒岡清掃工場の建設着手（7月） 加熱式たばこ・電子たばこを「燃やせないごみ」の日の別袋収集に変更（10月） 筒型乾電池を「びん・缶・ペットボトル」の日の別袋収集に変更（10月） 札幌圏廃棄物対策連絡会議が札幌圏廃棄物処理管理計画を廃止（2月） 	
4	<ul style="list-style-type: none"> ごみステーション管理器材購入助成事業、箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業の助成限度額引き上げ（4月） 「新スリムシティさっぽろ計画」の中間点検のため、有識者による懇話会と市民ワークショップを実施（6～1月） （仮称）北部事業予定地 基盤整備開始（8月） リチウムイオン電池を起因とする火災事故防止の観点から無人の「小型家電回収ボックス」を撤去（10月） 指定ごみ袋取扱店の判断によるごみ袋のバラ売りが開始（1月） 	



令和 5 年度
清掃事業概要

市政等資料番号	01-J01-23-2189
関係部局保存期間	1 年

令和 5 年 12 月発行

編集・発行 札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
T E L (011) 211-2912
F A X (011) 218-5108
ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/seiso/>

